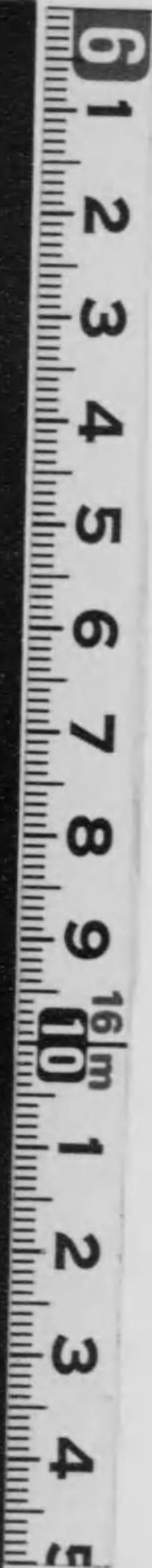


216.1
SH 27
2



始



216.1
SH27
2

大正二年立春日

坂田郡志

富田市信署



1. 21. 1
1. 21. 1

坂田郡志卷下目次

第一篇 明治維新志

第一章 尊王攘夷論と江北の志士

第二章 徳川慶喜の大政奉還

第三節 綾小路滋野井兩卿の鎮撫

第四節 新政の高札

第五節 征東軍の凱旋通過と軍資貢獻

第六節 維新雜記

第七節 進軍歌トコトシヤレ節

第八節 廢藩置縣

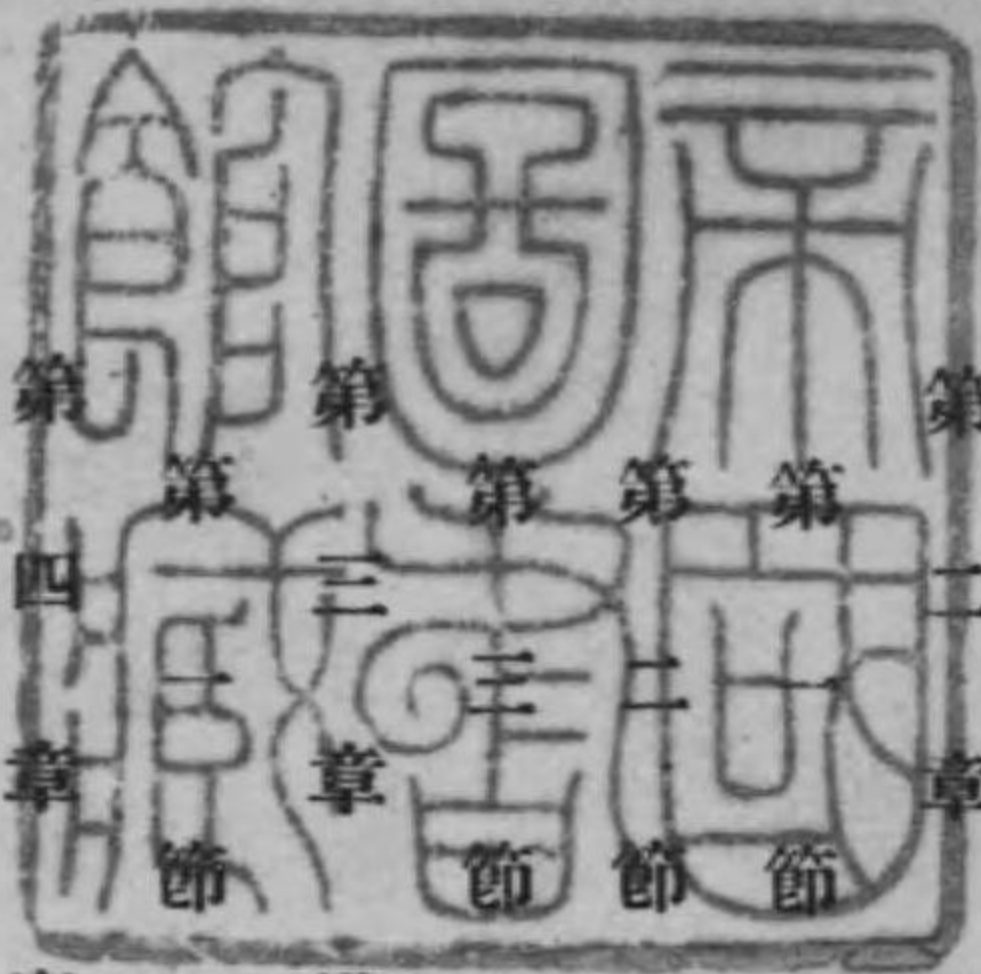
第九節 大津裁判所の創立

第十節 大津裁判所の廢止と大津縣の設置

第十一節 長濱縣の設置と舊領地の引繼

第十二節 犬上縣と滋賀縣

坂田郡志卷下目次



一 一 八 六 三 一 一 一 三 五 七 七 九 九 二 三



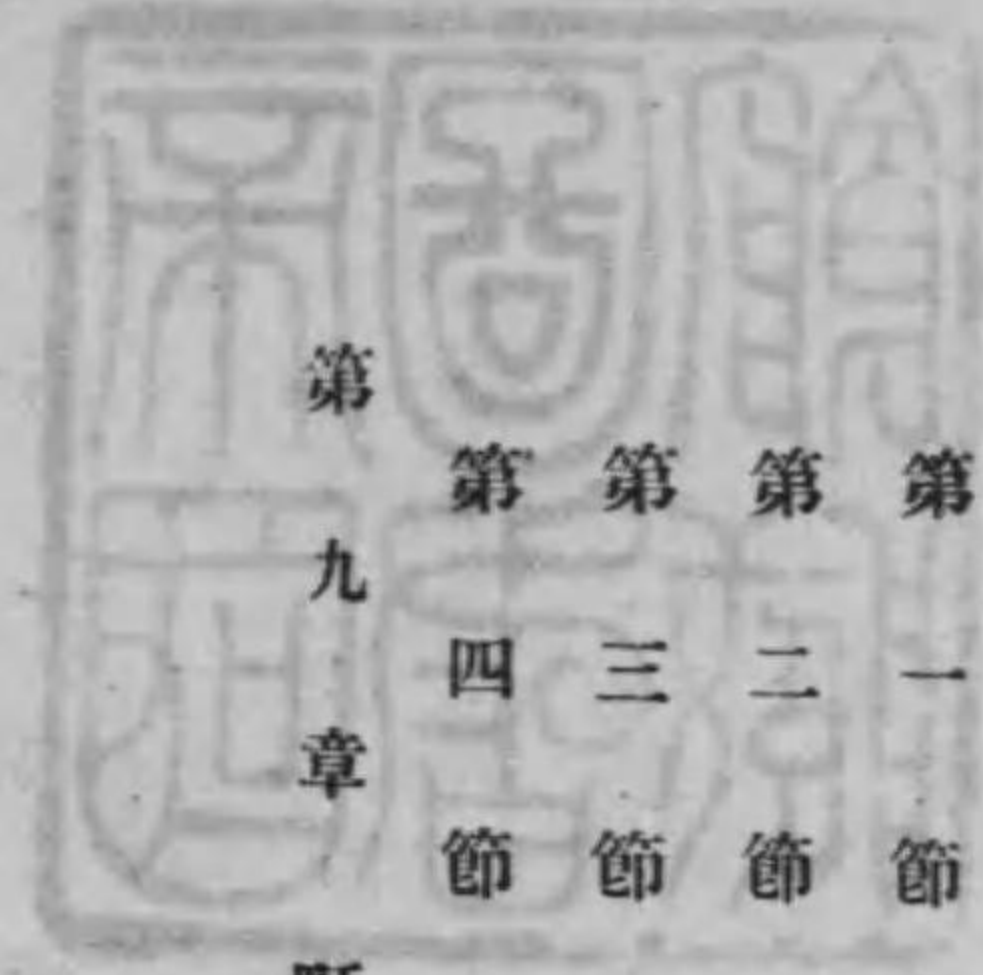
9-26

第五章 區制 二四

第六章 縣知事の轉任と若狹國合併 二四

第七章 地券改正 二七

第八章 郡制發布 二八



第一節 東淺井郡の合治 二九

第二節 郡役所の所在と郡長の任轉 三〇

第三節 郡役所吏員の員數と俸給 三一

第四節 郡會 三二

第九章 町村役場

柏原村役場	三八	春照村役場	三八	伊吹村役場	三九
大原村役場	三九	東黒田村役場	三九	醒井村役場	四〇
息長村役場	四〇	息郷村役場	四〇	鳥居本村役場	四〇
入江村役場	四一	法性寺村役場	四一	日撫村役場	四一
神田村役場	四一	西黒田村役場	四二	六莊村役場	四二
南郷里村役場	四二	北郷里村役場	四三	神照村役場	四三
長濱町役場	四三				

町村吏員之報酬月俸 四四

町村別戸數及人口 四五

第二節 現住人口年齢別 四六

第三節 町村職業別戸數 四七

第十章 郡林 四九

郡林成蹟調表 四九

第十一章 勸業館 五〇

第十二章 明治四十二年の地震 五一

第二篇 行幸啓志

第一章 明治天皇陛下の行幸 五五

第一節 初度の行幸 五五

第二節 再度の行幸 五六

第二章 皇太子殿下の行啓 六七

第一節 初度の行啓 六七

坂田郡志卷下目次

御野立所の設備	四
再度の行啓	六九
第七〇	

第三篇 土地志

第一章 坂田郡の地勢	七五
第二章 郷庄名の變遷表	七六
第三章 村名の由緒と沿革 附地變	七九
第四章 面積	一一七
第一節 有租地	一一七
第二節 免租地	一二〇
第五章 道路志	一二二
第六章 河川志	一二六
第七章 山嶽志	一二九

第四篇 港志

第一章 朝妻湊	一三三
第二章 長濱湊	一三四
第三章 米原湊	一三八
第四章 長濱米原松原三港と大津百艘の關係	一三九
第五章 船奉行と船法	一四三
第六章 汽船と小船	一四七

第五篇 教育志

第一章 明治教育の概記	一四九
第二章 小學校の學級編制と教科目の變遷大要	一五四
第三章 小學校の變遷一覽表	一五八
第四章 現在の小學校表 (明治四十四年三月一日)	一六二
第五章 町村立小學校生徒 (明治四十三年度末)	一六三
第六章 小學校志	一六四
第七章 實業學校及各種學校 (明治四十四年三月一日)	一九九

坂田郡志卷下目次

第八章	公立幼稚園	二〇〇
第九章	縣立學校 縣立農學校	二〇一
第十章	組合立學校 山東農林學校	二〇一
第十一章	郡視學と其任轉	二〇二

第六篇 官衙公署志

第一章	司法	二〇五
-----	----	-----

第一節 長濱區裁判所

第一	春照出張所	二〇七
第二	入江出張所	二〇七

第二節 警察

第一	長濱警察署と署長の任轉	二〇九
第二	醒井分署	二一一
第三	入江分署	二一三
第四	巡查駐在所	二一五

第二章 遞信

第一節 郵便局

第一	長濱郵便局	二二二
第二	柏原郵便局	二二三
第三	春照郵便局	二二三

第四	醒井郵便局	二二四
第五	鳥居本郵便局	二二四
第六	米原郵便局	二二五
第七	息長郵便局	二二五
第八	六莊郵便局	二二五
第九	國友郵便局	二二五

第三節 鐵道と停車場

第一	長濱驛	二三〇
第二	米原驛	二三〇
第三	醒井驛	二三一
第四	長岡驛	二三一
第五	柏原驛	二三一

第四節 陸運

第三章	稅務署	二三一
第四章	小林區署	二三二
第五章	蠶業取締所	二三五
第六章	工業試驗場	二三五
第七章	銀行及會社	二三六
第八章	慈善團體	二三七
	慈善團體	二三九

(一) 坂田婦人慈善會 (二) 修齊館 (三) 佛教悲田會

第七篇 殖産志

第一章	著名の産物	二四三
第二章	耕作地段別 (明治四十三年現在)	二七三
第一節	米作付段別並收穫高	二七五
第二節	麥作付段別及收穫高	二七六
第三節	食用及特用農産物	二七八
第四節	製茶及茶畑	二八〇
第五節	桑園反別及收穫高	二八〇
第六節	桑苗	二八二
第三章	蠶絲	二八二
第一節	蠶種	二八二
第二節	季節別養蠶飼育戸數	二八三
第三節	繭産額 (其一)	二八四
第四節	蠶絲類及真綿	二八七
第四章	林産物其他	二八八
第一節	果實	二八九

第五章	工場	二九〇
第一節	重要織物製織戸數	二九一
第二節	織物	二九二
第六章	工産物	二九三
第一節	酒類	二九四
第二節	醬油	二九五
第七章	漁船漁具及水産物	二九五
第一節	漁獲物	二九六
第二節	水産養殖	二九七
第八章	牛馬	二九八

第八篇 神社志

第一章	神社表	三〇四
縣社		三二七
郷社		
村社		
無格社		

第三章 郷社

第四章 村社

伊夫岐神社	三三六	岡神社	三三八
山津照神社	三四二	山田神社	三四五
都久麻神社 (鍋祭考)			三四八
惠比須神社	三五四	津嶋神社	三五四
清瀧神社	三五六	八相宮	三五七
伊吹神社	三五八	勝居神社	三五九
平野神社	三六〇	三之神社	三六〇
加茂神社	三六一	志賀神社	三六二
伊井諸神社	三六五	久志神社	三六六
加茂神社	三六六	加茂神社	三六七
大寶神社	三六七	稻荷神社	三六八
日枝神社	三六九	天津神社	三六九
八幡神社	三七〇	六所神社	三七〇
朝妻神社	三七二	春日神社	三七二
熊野神社	三七三	八坂神社	三七四
		足柄神社	三七五
		白山神社	三七六
		住吉神社	三七八
		八坂神社	三七九
		八幡神社	三八二
		春日神社	三八六
		若宮神社	三八八
		天満宮	三九〇
		八幡神社	三九二
		鹿座神社	三九四
		橋本神社	三九六
		相撲神社	三九八
		若宮神社	四〇〇
		八幡神社	四〇一
		豊國神社	四〇二
		白山神社	四〇四
		日枝神社	四〇三
		八幡神社	四〇二

第四章 無格社

坂田郡志卷下目次

葦柄神社	三七五	長彦神社	三七五
春日神社	三七六	北野神社	三七六
生駒神社	三七七	神明社	三七八
日枝神社	三七八	忍海神社	三七九
田村神社	三八二	日枝神社	三八二
五所神社	三八四	足柄神社	三八七
八幡神社	三八八	郷里神社	三八八
日枝神社	三八九	白山神社	三九〇
日吉神社	三九一	天満宮	三九二
上坂神社	三九三	伊吹神社	三九四
日吉神社	三九五	八坂神社	三九七
日枝神社	三九七	八坂神社	三九八
神明神社	三九九	天満神社	四〇一
天満宮	四〇一		
加茂神社	四〇二		
八幡神社	四〇三		

王子神社	四〇四	稻倉神社	四〇五	八幡神社	四〇五
八幡神社	四〇五	天満神社	四〇六	八幡神社	四〇六
上杉神社	四〇七	日御子神社	四〇七	天満神社	四〇八
八幡神社	四〇八	辨才天社	四一〇	五十鈴神社	四一〇
春日神社	四一一	荒尾神社	四一一	神明神社	四一一
正八幡社	四一一	ザハ権現社	四一二	北野神社	四一二
巖神社	四一二	八幡神社	四一二	八幡神社	四一三
槻倉神社	四一四	八坂神社	四一四	西羅神社	四一四
稻荷神社	四一五	八坂神社	四一五	北野神社	四一五
八幡神社	四一六	高良神社	四一六	八幡神社	四一七
天水分神社	四一七	多度神社	四一七	八幡神社	四一七
八幡神社	四一八	神明社	四一八	大土神社	四一八
神明社	四一八	湯谷神社	四一八	下多度神社	四一九
蛭子神社	四一九	春日神社	四二〇	宇賀野神社	四二〇
位山神社	四二〇	若宮神社	四二一	櫻井神社	四二一
八幡神社	四二一	秋葉神社	四二二	神明社	四二二
八幡神社	四二二	森神社	四二三	後鳥羽神社	四二三

北野神社	四二七	天満宮	四二八	高田神社	四二八
天満神社	四二八	神明神社	四二九	春日神社	四二九
八幡神社	四二九	三社神社	四三〇	流岡神社	四三〇
神明神社	四三一	都久布須麻神社	四三一	神明神社	四三一
天満神社	四三二				

第六 章 雑神	四三二
第一 節 石神	四三二
杓子の森	四三四

第二 節 道祖神 <small>さのかみ</small>	四三五
第三 節 福の神と縁結神	四三六
第四 節 大將軍社	四三七
第五 節 山の神	四四〇
第六 節 野神	四四一
第七 節 犬神	四四二
天満宮	四四二

第七 章 神饌幣帛料供進の神社と指定の年月	四四三
坂田郡志卷下目次	四四三

第九編 寺院志

第一章 總論
第二章 寺院表

四四七
四五二

第三章

天台宗寺院緣起

四七六

第四章

真言宗寺院緣起

四八七

成菩提院	四七六	明星輪寺	四七八	清瀧寺	四七八
觀音寺	四七九	安能寺	四八一	松尾寺	四八二
日光寺	四八二	名超寺	四八三	知善院	四八六
寶持坊	四八七	靈泉寺	四八八	大胸院	四八八
圓滿寺	四八八	教覺院	四八八	杉木坊	四八九
成就院	四九〇	悉知院	四九〇	香照寺	四九一
長尾寺	四九一	光明院	四九三	總持寺	四九三
神照寺	四九五	天王寺	四九六	舍那院	四九六
龍寶院	四九七				

第五章

淨土宗寺院緣起

四九七

第六章

真宗本派寺院緣起

四九八

教誓寺	四九八	安立寺	四九九	勝榮寺	四九九
西來寺	四九九	淨善寺	四九九	善樂寺	五〇〇
西光寺	五〇〇	專休寺	五〇〇	妙覺寺	五〇一
光顯寺	五〇一	皆圓寺	五〇二	淨宗寺	五〇二
岩長寺	五〇二	寶福寺	五〇二	明德寺	五〇三
本授寺	五〇三	正蓮寺	五〇三	明願寺	五〇三
淨琳寺	五〇四	安立寺	五〇四	明宗寺	五〇四
上品寺	五〇四	教覺坊	五〇五	源隆寺	五〇五
願乘寺	五〇五	稱念寺	五〇五	正行寺	五〇五
德善寺	五〇六	蓮成寺	五〇六	福田寺	五〇六
得法寺	五〇八	安明寺	五〇九	金德寺	五〇九
常德寺	五〇九	教圓寺	五一〇	長源寺	五一〇
了廣寺	五一〇	圓立寺	五一一	福勝寺	五一一
願德寺	五一一	真福寺	五一一	淨願寺	五一一

第七章

真宗大谷派寺院緣起

因乘寺	五一三	憶念寺	五一三	金法寺	五一三
勝專寺	五一四	見瑞寺	五一四	德願寺	五一四
善證寺	五一四	立勝寺	五一五	光了寺	五一五
長圓寺	五一五	念願寺	五一六	翠巖寺	五一六
講善寺	五一六	松音寺	五一六	大久寺	五一六
福願寺	五一七	了敬寺	五一七	淨休寺	五一七
真入寺	五一七	長樂寺	五一八	等倫寺	五一八
源海寺	五一八	正福寺	五一八	皆圓寺	五一八
永福寺	五一九	一念寺	五一九	即往寺	五一九
正覺寺	五二〇	稱揚寺	五二〇	真廣寺	五二〇
今江寺	五二〇	淨念寺	五二〇	教願寺	五二一
雲西寺	五二一	薰德寺	五二一	心緣寺	五二一
吟松寺	五二二	宗樂寺	五二二	田勝寺	五二二
圓法寺	五二二	長源寺(東)	五二三	持專寺	五二三
大雲寺	五二三	福泉寺	五二三	光覺寺	五二三
極性寺	五二四	順慶寺	五二四	授法寺	五二六

第八章

真宗佛光寺派寺院緣起

念力寺	五二六	順海寺	五二六	遍增寺	五二七
恭敬寺	五二七	了願寺	五二七	誓傳寺	五二七
淨覺寺	五二八	源光寺	五二八	淨願寺	五二八
歸命寺	五二八	金光寺	五二八	五村別院支院	五三〇
德滿寺	五三〇	大通寺	五三〇	一心寺	五三一
淨琳寺	五三一	安淨寺	五三一	願養寺	五三一
善隆寺	五三二	眞行寺	五三二	眞願寺	五三二
勝福寺	五三二				
明源寺	五三三	正光寺	五三三	大樂寺	五三三
教圓寺	五三四	高禪寺	五三四	法證寺	五三四
常性寺	五三四	善覺寺	五三五	善性寺	五三五
明照寺	五三六	佛道寺	五三六	明光寺	五三六
喜光寺	五三六	深光寺	五三七	佛嚴寺	五三七
佛願寺	五三七	圓光寺	五三七	光臺寺	五三八
佛心寺	五三八	正光寺	五三八		

第九章

時宗寺院緣起

第十章

禪宗曹洞派寺院緣起

長福寺	五三八	龍澤寺	五三九	蓮華寺	五三九
興善寺	五四二				
長命寺	五四三	久昌寺	五四三	宗舜寺	五四三
西福寺	五四四	萬松院	五四四	總寧寺	五四四
靈水寺	五四五	青岸寺	五四五	阿彌陀寺	五四六
德勝寺	五四七				

第十一章

禪宗臨濟派寺院緣起

四圓寺	五四八	少林寺	五四九	多田幸寺	五四九
長崎寺	五五〇				
禪宗黃檗派寺院緣起		松尾寺	五五一	成佛寺	五五一
永明寺	五五一				

第十三章

日蓮宗寺院緣起

妙立寺	五五二	常昌寺	五五三	妙法寺	五五三
-----	-----	-----	-----	-----	-----

第十四章

佛堂

彌勒堂	五五四	觀音堂	五五四	大日堂	五五四
-----	-----	-----	-----	-----	-----

第十五章

廢寺趾

藥師堂	五五五	阿彌陀堂	五五五	藥師堂	五五五
毘沙門堂	五五五	藥師堂	五五六	阿彌陀堂	五五六
藥師堂	五五六	觀音堂	五五六	坪江藥師堂	五五六
毘沙門堂	五五七	地藏堂	五五七	地藏堂	五五七
毘沙門堂	五五七	藥師堂	五五七	藥師堂	五五八
觀音堂	五五八				
長久寺趾	五五九	蘇生寺趾	五五九	西覺寺趾	五五九
寶生寺趾	五五九	能仁寺趾	五五九	勝願寺趾	五六〇
十二坊趾	五六〇	一乘坊趾	五六〇	最勝寺趾	五六〇
妙樂寺趾	五六〇	菅生寺趾	五六一	上平寺趾	五六一
長福寺趾	五六二	十蓮寺趾	五六二	正明寺趾	五六二
大願寺趾	五六二	伊吹山寺趾(彌高百坊)	五六二	中彌高寺趾	五六四
峯の藥師	五六四	太平寺趾	五六四	長禪寺趾	五六五
双林寺趾	五六五	道照寺趾	五六六	小倉寺趾	五六六
極樂寺趾	五六六	法泉寺趾	五六六	滿願寺趾	五六七
東福寺趾	五六七	安能寺趾	五六七	靈仙寺趾	五六七

寺谷	五六九	法性坊趾	五六九	誓願寺趾	五六九
護寧寺趾	五七一	藥師谷	五七一	堂谷	五七一
今福寺趾	五七二	圓臺坊趾	五七二	佛性寺趾	五七二
莊嚴寺趾	五七二	觀音寺趾	五七二	泉寺趾	五七三
善後寺趾	五七三	蘭華寺趾	五七三	本願寺趾	五七三
上雲寺趾	五七三	世繼寺趾	五七三	普明庵趾	五七四
觀喜光寺趾	五七四	正殿寺趾	五七四	法勝寺趾	五七四
勝正寺三外十趾	五七五	金剛寺趾	五七五	法華寺趾	五七六
福林寺趾	五七六	青蓮房趾	五七六	綾織堂趾	五七六
龜甲山日屋寺趾	五七六	布施寺趾	五七六	釋迦堂趾	五七八
三百坊趾	五七八	寺の谷	五七八	法德寺趾	五七八
尾崎寺趾	五七八	觀音堂趾	五七九	金光寺趾	五七九
西方寺趾	五七九	安導寺趾	五七九	總福院趾	五七九
淨寶庵趾	五七九	福滿寺趾	五七九	經田寺趾	五八〇
宗福院趾	五八〇	常樂寺趾	五八〇	圓明寺趾	五八〇
天正寺趾	五八〇	楞嚴院趾	五八〇	極樂寺趾	五八一
無量光寺趾	五八一	正言寺趾	五八一	東光寺趾	五八一

東禪寺趾	五八一	正覺寺趾	五八一	佛嚴寺趾	五八一
正福寺趾	五八一	金善坊趾	五八一	法性寺趾	五八二
正連寺趾	五八二	川原寺趾	五八二	藥連寺趾	五八二
明覺寺趾	五八二	將軍寺趾	五八二	觀音寺趾	五八二
眞福寺趾	五八二	眞源寺趾	五八三	新花寺趾	五八三
阿彌陀坊	五八三	花德寺趾	五八三	本覺寺趾	五八三
本願寺趾	五八四	如來堂趾	五八四	安養院趾	五八四
八角堂趾	五八四	如來堂趾	五八四	正光寺趾	五八四
新放生寺趾	五八四				

第十六章 國寶表 五八六

第十篇 城砦及屋敷趾志

第一章 城と寺	五八九
第二章 城址	五九一

桐ヶ城	五九一	天清城	五九三	横山城	五九三
地頭山城	五九四	鎌双城	五九四	箕浦城	五九五

第三章

岩及屋敷

太尾城	五九五	佐和山城	五九六	磯山城	五九九
朝妻城	六〇〇	常喜城	六〇一	上坂城	六〇一
長濱城	六〇二				
長比岩	六〇三	大峰岩	六〇四	箕浦屋敷	六〇五
八講寺の岩	六〇五	河内屋敷	六〇五	大原屋敷	六〇六
加賀屋敷	六〇六	黒田屋敷	六〇六	百々屋敷	六〇七
佛生寺岩	六〇七	若宮屋敷	六〇八	嶋屋敷	六〇八
長澤屋敷	六〇八	顔戸山岩	六〇〇	七殿屋敷	六一〇
下坂屋敷	六一〇	堀部屋敷	六一一	國友屋敷	六一一
今村屋敷	六一二				

第十一篇 墳塚墓志

第一章 息長陵
第二章 古墳塚

王塚 六一四

野上塚 六一五

神の木塚 六一五

第三章 墳墓と碑碣

箕浦氏の墓

六四三

北島具行卿墓

二二三

坂田郡志卷下目次

經塚	六一五	古塚	六一六	からら塚	六一六
岡塚	六一七	田別塚	六一七	すも塚	六一八
ゆい塚	六一九	皇后塚	六一九	ちご塚	六二〇
塚本の古墳	六二〇	經塚	六二一	七塚	六二一
しよけ塚	六二一	經塚	六二二	經塚	六二二
等倫寺の古墳	六二二	丹生古墳	六二三	枝折の古墳	六二三
狐塚	六二三	能登瀨の古墳	六二四	塚の越古墳	六二五
神塚	六二七	牛打の古墳	六二七	石塚	六二八
人塚山	六二八	黄牛塚	六二八	舟崎山の古墳	六二九
龜岡	六三〇	經塚	六三〇	馬塚	六三〇
四つ塚の古墳	六三一	小堀の塚	六三一	榎木の塚	六三二
石田の古墳	六三二	針穴	六三二	北山塚	六三三
西塚	六三三	丸岡塚	六三三	みこし塚	六三三
長谷の古墳	六三四	垣籠の古墳	六三四	岩神塚	六三六
大塚	六三六	小字名の塚名	六三七		

六四一

六四三

僧貞葬墓	六四五	長壽塔	六四五
遠藤喜右衛門直經の碑	六四五	京極氏累代墓	六四五
藤原定家卿碑	六四六	京極高濂墓	六四六
行者谷の墓	六四六	僧深宥の墓	六四七
京極満信の墓	六四七	濟之君墓	六四七
赤尾駿河守墓	六四七	永正文文の墓石	六四七
西阿彌墓	六四八	土肥六郎兵衛墓	六四八
泡兒墓	六四八	岡本機庵碑	六四九
九層の塔	六四九	順慶寺墓	六四九
新莊氏累代墓	六五〇	今井氏墓	六五〇
九重古塔	六五〇	樋口氏墓	六五〇
井口彈正墓	六五一	うば塚	六五一
北條仲時の墓	六五一	北條氏從士の墓	六五一
西行塚	六五二	小町塚	六五三
晝寐塚	六五三	白髮塚	六五四
長東正家塚	六五四	星川墓	六五五
朝妻女皇墓	六五六	淨念寺の石塔	六五七

第十二篇 古跡名勝志

雅成親王墓	六五七	法秀院墓	六五八
蠟燭石	六五九	内藤正道の碑	六五九
豊島作右衛門碑	六六一	目檢柳の墓	六六一
墓立	六六二	遠藤塚	六六三
三條實房卿墓	六六三	餘刺墓	六六四
眞源寺の塔	六六四	成田思齋之碑	六六四
豊臣秀吉亡兒の墓	六六五	淺井亮政夫婦の墓	六六五

寐物語	六六七	和射見野	六六七	長比	六六八
笠地藏	六六八	玉の井	六六九	御茶屋御殿跡	六六九
菖蒲池	六七〇	古川關址	六七〇	梓山(梓の柚)	六七一
猪の鼻	六七一	柏杉の老樹	六七一	觀尊の行跡	六七二
藤川關址	六七二	藤原定家卿の寓址	六七二	平野	六七三
神戸	六七三	小屋場	六七四	米の木長者邸址	六七四
綱引場	六七四	殿山	六七四	篠塚	六七五
野頭	六七五	彌高山	六七五	鷹吹山	六七五

第十三篇 人物志

霜速比古命 七一六

多々美比古命 七一六

須佐志比女命 七一六

湯谷	七〇〇	磯入江	七〇〇	磯崎	七〇〇
筑摩御厨	七〇一	朝妻港	七〇一	天の川の二梁	七〇一
山内一豊の妻の出生地	七〇三	朝妻山	七〇三	長澤池	七〇二
御前さん	七〇三	鯉池跡	七〇四	綾織堂跡	七〇三
七岡山	七〇三	射場の跡	七〇五	後鳥羽上皇潛幸の跡	七〇四
常喜の立石	七〇四	皂角子濱	七〇六	真曙寺の俳碑	七〇五
下坂鍛冶跡	七〇五	宮川氏邸跡	七〇七	廣瀬兵庫の邸跡	七〇六
宮川陣屋跡	七〇六	小足氏邸跡	七〇七	小堀遠江守の出生地	七〇七
伊勢神宮の御厨	七〇七	からさ橋	七〇八	銘刻の巨石	七〇八
石田三成出生地	七〇八	流岡山	七〇九	姉川古戦場	七〇九
陣杭の柳	七〇九	堀田恵の古趾	七一〇	龍ヶ鼻	七〇九
福永御厨	七一〇	汲月園	七一〇	國友鐵砲	七一〇
塔の礎石	七一〇		七一〇	長濱公園	七一〇
慶雲館	七一〇		七一〇		七一〇

小高野	六七七	行導岩	六七七	鷹の岩	六七七
彌勒堂	六七八	白沙利	六七八	蟬合	六七八
弘法水	六七八	伏拜	六七九	比夜叉池	六七九
市場	六七九	黒田氏の邸跡	六八〇	代官屋敷跡	六八〇
梵字石	六八〇	狐塚山	六八〇	小屋山	六八一
小倉山	六八一	天神岩	六八一	見定石	六八一
靈木皂角子	六八一	居寤泉	六八二	腰掛石	六八二
蟹石	六八二	地藏堂	六八三	十王水	六八三
西行水	六八三	鶯が端	六八四	弘法水	六八四
向山の列石	六八四	岡木屋敷	六八五	法性坊	六八五
丹生養魚場	六八六	惟喬親王の遺跡	六八八	青木の里	六八九
風穴	六九〇	百如庵	六九〇	岩屋善光寺	六九一
箕浦市場	六九二	頼朝の腰掛石	六九二	狩山	六九二
磨針嶺	六九二	矢倉	六九六	淺茅生の小野	六九七
御所が岩	六九七	千鳥が岡	六九七	五老井	六九八
不動瀧	六九八	鏡岩	六九八	百々薬	六九八
梅ヶ原	六九九	龜山	六九九	託問野	七〇〇

京極高光	七三八
京極勝秀	七四〇
下坂治部左衛門	七四二
堀氏	七四二
多賀氏	七四二
黒田氏	七四三
下坂左馬助	七四三
垣見源次	七四五
上坂織部夫人	七五〇
馬場頼秀	七五一
堀俊成	七五一
額戸貞俊	七五二
岩臨市介	七五二
田邊式部	七五四
石崎高俊	七五七
吉川三左衛門	七六三
小堀政次	七六七
京極持高	七三八
京極政經	七四一
上坂氏	七四二
小足氏	七四二
加賀氏	七四二
隠岐氏	七四三
實濟法印	七四四
垣見助左衛門	七四七
保田左衛門尉	七五〇
口分田彦七	七五一
中上俊隆	七五一
安食俊仲	七五二
嶋秀安	七五三
野一色頼母助	七五六
石崎俊宗	七五八
長濱町の十人家	七六六
小堀政一	七六八
京極持清	七三八
京極高清	七四一
今井氏	七四二
箕浦氏	七四二
若宮氏	七四二
慶僧氏	七四三
眞舜僧正	七四四
井關治郎左衛門	七五〇
田付信景	七五〇
泉俊宗	七五一
黒田俊村	七五一
岩臨俊氏	七五二
鑄工太郎左衛門	七五四
日比野總一	七五五
宮川大炊	七六一
高田秀政	七六七
井戸村左京	七七〇

坂田君	七一六
息長田別王	七一七
大中姫	七一八
麻績姫子 <small>まのいらのつめ</small>	七一九
菟王	七二〇
坂田公雷 <small>いかづち</small>	七二〇
息長氏十九人	七二一
粟田臣乙瀬	七二三
刑部眞淨麻呂	七二三
坂田宿禰豊人同姓豊成	七二七
南淵水河	七二七
南淵朝臣興世	七二九
深宥沙門	七三二
京極氏信	七三四
黒田宗滿	七三五
片山左近	七三六
京極高氏	七三七
息長宿禰王	七一六
息長中眞若媛	七一七
衣通郎姫	七一八
廣姫	七一九
仲王	七二〇
小竹田史身 <small>しねたふひのむね</small>	七二一
穴太村主麻呂	七二三
比禰臣麻呂	七二三
槻本公老	七二四
南淵年名	七二六
天台座主尊意	七二九
伊吹七郎	七三三
京極滿信	七三四
大原重綱	七三六
京極宗綱	七三六
京極高秀	七三七
神功皇后	七一七
稚淨毛兩岐王 <small>わかねりふたまた</small>	七一七
坂田大股王	七一九
息長山田公	七二〇
坂田耳子郎君 <small>みみのいらつぎみ</small>	七二〇
坂田酒人眞人新眞貴 <small>さかうごまのしんまき</small>	七二一
暨井國足	七二三
尾張連繼主	七二三
坂田宿禰奈呂麻呂 <small>なむ</small>	七二五
坂田朝臣弘貞	七二六
南淵朝臣眞臣	七二九
三修沙門	七三〇
柏原彌三郎	七三三
京極宗氏	七三五
僧禪行	七三六
京極眞宗	七三六
京極高詮	七三七

西川治兵衛	八一〇	中島夢舟	八一〇	宮尾季典	八一
小林久太夫	八一	樋口三之丞	八一	寺田善左衛門	八一
藤岡和泉	八一	市岡理右衛門	八一	樋口艾園	八一
藤本延三郎	八一	松浦赤水	八一	堤丹岳	八一
富永治浪	八一	波邊楠亭	八一	西川知崇	八一
山根胤之	八一	木村寛翁	八一	本莊忠成	八一
僧慈芳	八一	法界坊	八一	林武右衛門	八一
桐山支仲	八一	桐山元中	八一	桐山屯郎	八一
辻村篤	八一	堤佐仲	八一	淡海耕	八一
江馬聖欽	八一	林兵左	八一	松浦七兵衛	八一
馬場彌五郎	八一	下郷傳平	八一	淺見又藏	八一
西川徳重郎	八一	川崎顯成	八一	平川昌信	八一
松本彌太郎	八一	松本五郎平	八一	岩山庄平	八一
藤田彌右衛門	八一	勘次郎嘉平	八一	巖佐よし子	八一
江龍清雄	八一	石川光助	八一	川瀬兵内	八一
高田傳内	八一	福田覺城	八一	蜂屋良潤	八一
宇治原十衛	八一	辻宗範	八一	成田思齋	八一

藤堂式部	七七	磯野員昌	七七	新莊直頼	七七
堀秀村	七七	山内一豊夫人	七七	石田三成	七七
石田正繼	七七	石田正澄	七七	島左近	七七
相摸重頼	七七	鈴木金兵衛	七七	坂田高秀	七七
伊藤奎之助	七七	北村源十郎	七七	百々民部	七七
田中孫作	七七	土肥吉左衛門	七八	上坂八右衛門	七八
三原孫助	七八	百々盛通	七八	遠藤直經	七八
大野木甚之丞	七八	蒲生左文	七八	宮内局	七八
采女およそ	七八	寸ぎ女	七八	葵下坂康綱	七八
國友勘右衛門	七九	國友甚太夫	七九	國友七兵衛其他	七九
國友充昌	七九	國友格亮	七九	國友完度	七九
國友常成	七九	國友能當	七九	國友若拙	七九
岡部益庵	七九	三角有裕	七九	辻村修	八〇
三浦北庵	八〇	里宗道積	八〇	青柳與一兵衛	八〇
浦上春圃	八〇	件資矩	八〇	堀江頼直	八〇
山縣岐風	八〇	鹿取正算	八〇	蓬來亭南兮	八〇
柴田九峰	八〇	北村忠綱	八〇	藤原永正	八〇

太田正道	八六六	中谷求馬	八六七	中谷佐吉	八六七
小川元貞	八六八	上田勇助	八六八	岡部惣右衛門	八六九
阿原助太夫	八六九	小谷武介	八七〇	僧覺堂	八七〇
僧攝專	八七〇	河路光福	八七一	河路光應	八七一
平田清時	八七二	磯崎種榮	八七二	岩脇正秀	八七三
西山篤雅	八七三	僧惠見	八七三	若森護且	八七四
宇野幸雄	八七四	河路清遠	八七五	西村敏政	八七五
岩瀬理平	八七五	堤獨庵	八七六	市川君圭	八七六
大村佐助	八七六	石丸三近	八七六	吉田市次郎	八七七
五大坊蓬山	八七七	五大坊鷲嶺	八七八	平兵衛	八七九
四ッ塚村彌兵衛	八八〇	中嶋村おごま	八八一	庄屋源藏	八八一
舟屋武兵衛	八八二	永久寺村惣内	八八三	宇賀野村ひん	八八三
榎木村政右衛門	八八四	永久寺村善助	八八四	米原村ごま	八八五
願戸村文内	八八五	箕浦村新藏	八八五	日光寺村常次	八八五
新莊村理右衛門	八八六	小一條村ぞう	八八六	萬願寺村四郎兵衛	八八六
下坂中村淺右衛門	八八七	榎木村七右衛門	八八七	加納村市郎兵衛	八八七
小澤村勘右衛門	八八七	萬願寺村庄右衛門	八八八	十里村十介	八八八

新庄東村庄藏兄弟	八八九	市場村吉郎平	八八九	加田村七兵衛	八九〇
樋口村しん	八九一	四ッ塚村助左衛門	八九二	本庄村仲次	八九二
上矢倉村市郎兵衛	八九二	室村きく	八九三	榎木村庄右衛門	八九三
南田附村さつ	八九三	小一條村清八夫妻	八九四	樋口村大恵	八九四
七條村新平、猪平	八九四	堀部村太助	八九五	排野村きわ	八九五
加田今村善右衛門	八九五	八幡中山後藤治	八九六	新庄村敷右衛門	八九六
番場村清助、りこ	八九六	番場村角右衛門	八九七	間田村さの	八九七
室村藤右衛門	八九七	鳥羽上村彌右衛門	八九八	長濱町の三十三人	八九八
小野村民善行を賞せらる	八九七		九〇〇	彦根藩の受賞者 <small>孝字の紋附</small>	九〇〇
郡山藩の旌表者	九〇一	村居源右衛門	九〇二	北村久三郎	九〇二
伊夫伎資彌	九〇五	吉田まつ	九〇六	長濱勲業社の美譽	九〇六
明治十年西南役従軍者			九〇九		
明治二十七八年戦役従軍者			九一〇		
明治三十七八年戦役従軍者			九一一		

第十四篇 文筆志

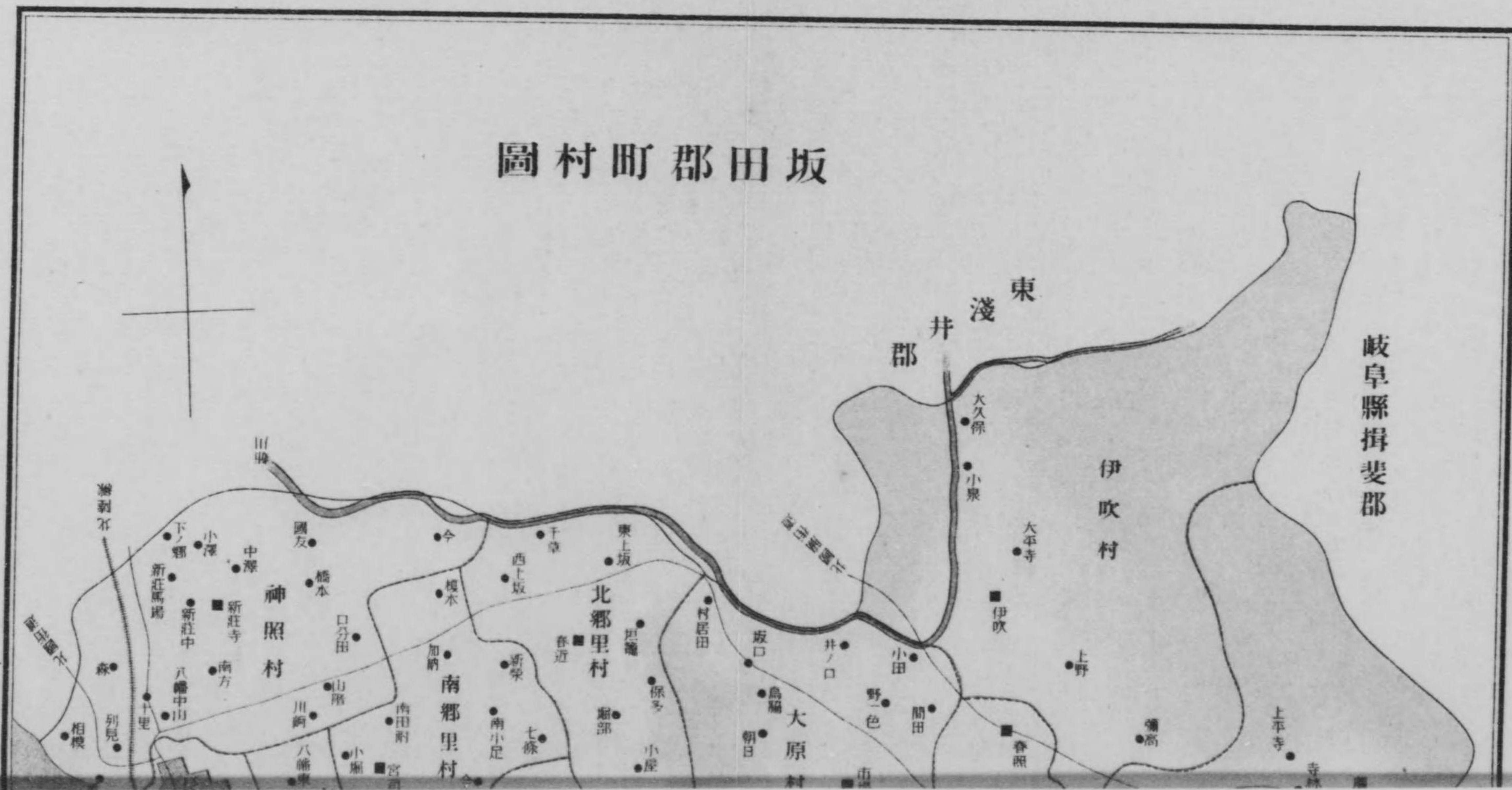
本郡に關する古今の歌詩

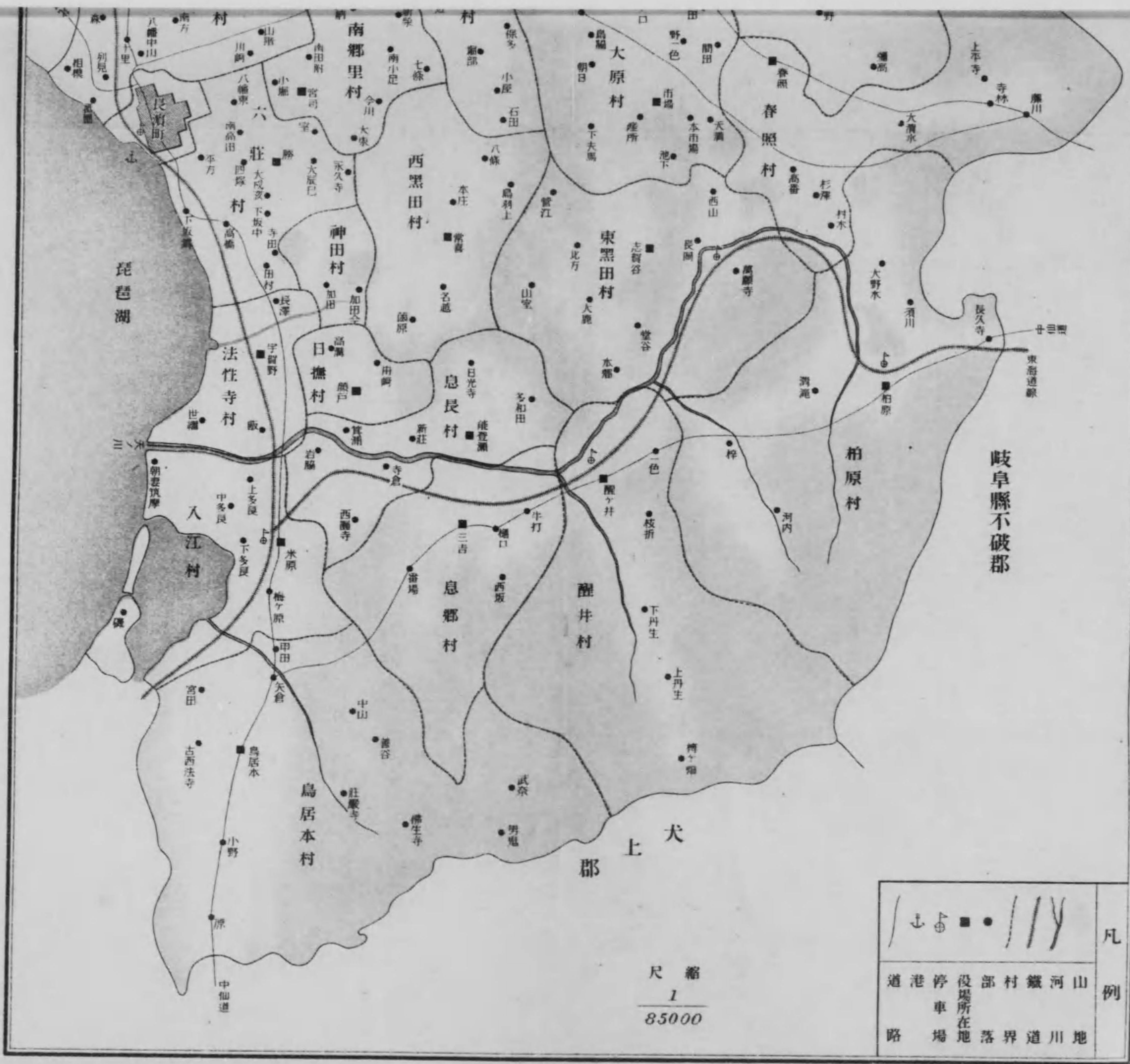


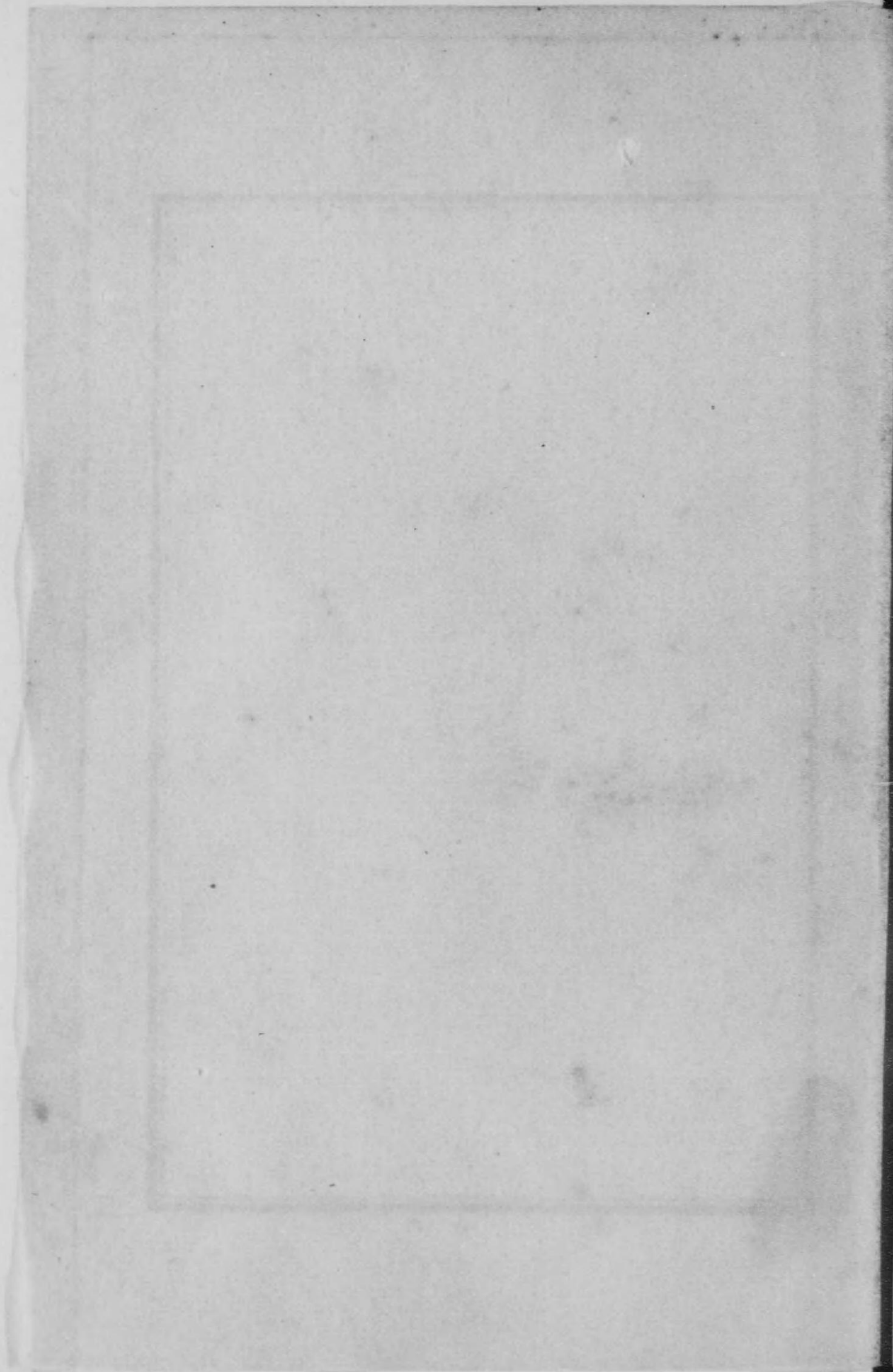
坂田郡志卷下目次終

Faint, vertical text listing the contents of the lower volume of the Sakai Prefecture Gazetteer, including various districts and their descriptions.

坂田郡町村圖







明治天皇御宸筆

後鳥羽天皇

第一編 明治維新志

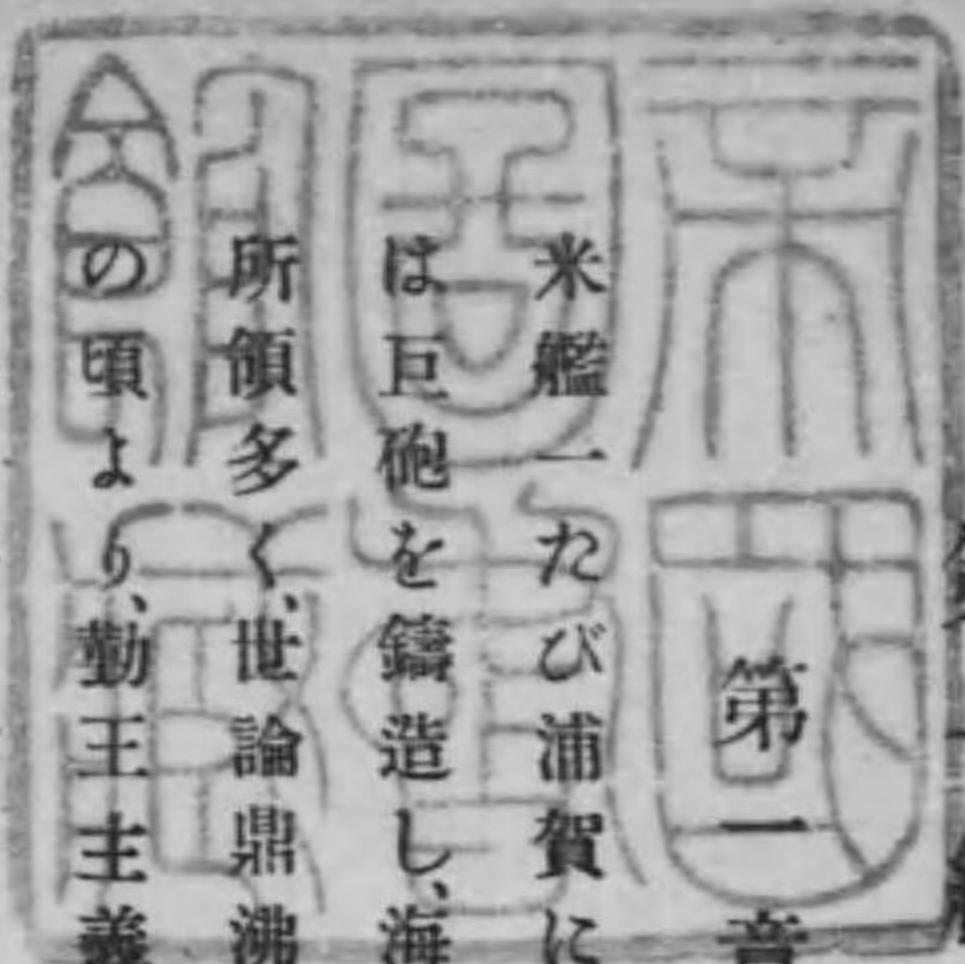
坂田郡志卷下

坂田郡雜志

第一編 明治維新志

第一章

尊王攘夷論と江北の志士



米艦一たび浦賀に來りしより、尊王攘夷の論熾にして、天下の志士或は海防を論じ、或は巨砲を鑄造し、海内の生氣凜として世の惰眠を警醒せり、由來江北の地は彦根藩の所領多く、世論鼎沸する所なれば、諸藩は益、領内の豫戒を嚴にせり、然れども嘉永、安政の頃より、勤王主義は本郡と淺井郡とに亘りて、陰に一團を爲せり、是より先き江北の文學は醫と僧とを中心としたりしが、豪家も亦次第に之に加はるに至れり、即ち文政以後本郡には下坂中村より淡海槐堂、江馬天江、加田村より桐山元中、桐山屯郎、南方村より堤佐仲、國友村より辻村養元、辻村移仲、今村より太田翠巖等の名士を出せり、淺井郡にては大岡松堂、大岡子栗曾根村、三上主水大路村、西川孝藏南濱村、小野湖山高畑村等の偉人輩出す、但前記諸名士の師友と其行動等に就ては各、同じからざりしと雖も、何れも皆

文學を嗜み、當時知名の士梁川星巖、秦鼎、猪飼敬所、安積良齋、頼山陽、皆川淇園、中島棕陰等の諸士に師事し、或は益友として其薫陶を請けたりき、文政三年六月、尾張の儒秦鼎翁は國友村に來り、辻村養元の邸に遊び、更に曾根の大岡松堂の邸に遊び、同友相伴ふて竹生島に遊べり、同八年五月京都の儒者猪飼敬所翁國友村に來り、辻村邸に宋子を講ずる事二句、同志の人相會して之を聴く、同十二年三月、梁川星巖翁は紅蘭夫人と共に今村に來りて、太田翠巖の邸に遊び、同志を會して詩文を論じ、或は長濱誠址に散策せり、星巖詩集中に見ゆる豊臣氏古城墟の作は此時の詠なり、此他名士の來遊少からず、爲に江北の文壇は實に粲然たりしなり、かく江北の文學は振興せしが、やがて時代の風潮に激して、勤王主義を醸し、名を詩文の雅集に藉りて、時々相會し、竊に時事を痛論せり、諸名士が憂國の情緒は其遺稿に餘光を認むべし、然れども當時警吏の注意頗る嚴なりしかば、熱血の士は地方に雌伏せず、出でず、都門或は諸所に放浪し、天下の同志と交れり、かくて板倉槐堂(淡海耕の前名)の壯舉、桐山屯郎の獄死、頼三樹の國友來遊、堤佐仲の浪士隱伏(各人物傳參照)等の出來事頻々として起り、淺井郡に於ては西川孝藏の獄死、三上主水、大岡子栗の行術不明等の事あり、江北の志士多くは有爲の材を懷きて四散し、其壯圖は社會の裏面に埋れたり、然るに近時天恩枯骨に及びて、淡海耕、西川孝藏の二氏は

贈位の恩恵を蒙りしも、猶他の志士は其行績の傳らざるのみならず、其名も世人に忘却せらるゝに至れり、今次本志を編するに當り、是等諸士の行績に就きて之が發見に つとめ、其事蹟の顯はれたるものは、其詳細を人物志中に列記せり、而かも猶漏れたるは多々あるべきを信ず、雖、上梓の期迫りて今は調査の暇を得ず、幸に諸賢の教を蒙りて他日の補足を期せん、

第二章 徳川慶喜の大政奉還

慶應三年十月十四日、徳川慶喜桑名藩松平定敬を遣はして、大政奉還を奏上せり、其書に曰く、

臣慶喜謹而皇國の沿革を考候に、昔王侯紐を解て相家權を執り、保平の亂政、權武門に移てより、祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相承け、臣慶喜其職を奉ず、雖も、政刑當を失ふ事不少、今日の形勢に至り候も、畢竟薄徳の所致、不堪慚懼候、況や當今外國の交際日に盛なるより、彌政權一途に出不申候ては、綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉歸、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護仕候へば、必ず海外萬國と可並立、臣慶喜國家に所盡不過之と奉存候、猶見

込の義も有之候得ば可申聞旨、諸藩へ相達置候、依之此段謹で奏聞仕候以上、

四

此表文は慶喜が時勢に迫られて上奏せしものにして、鎌倉開府以來七百年の武門政治を奉還し、光輝ある明治聖代の序幕を開きたるものなり、朝廷直に之を允許し給ひしも、廟堂猶公武合體論を維持するものあり、況や諸藩の議論鼎沸して、事實上の大政奉還は容易に實行し能はざるに於てをや、同年十二月九日、王政復古の大令煥發せられ、新政府の組織は就りたり、然れども物議百出、其後七卿の西下あり、伏見、鳥羽の戦ありて、幕府黨の行動穩ならざりしかば、慶應四年(明治元年)正月六日、朝廷は徳川氏征討令を宣布し、同時に議定岩倉具視は在京の諸侯に演達す、曰く、朝廷既に征討令を發す、若し徳川氏の舊恩を憶ひ、朝命に服せざるものは、速に去りて徳川氏を援けよ、然らずんば國に就て糧食彈藥を送れ、王事に勤勞せんと欲する者は、滯京命を俟てと、八日の辰刻を期して去就を決せしむ、八日に至り、諸侯皆朝命を遵奉せん事を奉答せり、是に於て正月九日、岩倉具視に東山道鎮撫總督を命じ、錦旗節刀を賜ふ、翌十日、征討の令は發布され、舊幕府の領地を御料と爲すを布告す、かくて岩倉具視は二十一日に京を發し、副總督岩倉八千九、參謀宇田栗園、輔翼香川敬三、清岡公張、監察使原保太郎、岩村高俊等大垣藩を先鋒とし、尾張、土佐の二藩の兵を率ひて、行く／＼沿道侯伯の順逆を質し、中仙道

を東向せり、一行の先發隊は月末を以て本郡に入り、宮川藩に其順逆を聞かんとせり、藩主堀田氏在らず、留守居の士等確答に苦み、藩主の意を正し、日を期して奉答するを約しければ、一行は期を違は、一舉に屠るべきを命じて去る、藩士急を藩主に圖り、一行の後を逐ひ、一意朝命を奉ずるを誓ひたり、曾て當時の事情を父老に聞くに、宮川村及び沿道の村落皆、戸を鎖して、戦々慄々たりきといふ、而して同月二十八日、岩倉鎮撫使は醒井宿に各村の村役人を招集し、親しく朝命を傳達し、爾來全く朝廷の命を奉ずべきを諭せり、内藤記録(長澤大東の領主たりし旗本内藤氏)に左の一節を記す、

覺

私知行所近江國坂田郡之内高二千石御座候處、此度上方筋變動後、正月二十八日、鎮撫使岩倉侍從殿下向之節、中仙道醒井宿江村役人共呼出、同人家來赤松森之助を以被申渡候、此度眞之天料與相成候旨被申渡候に付、一同驚入、

二月十三日、岩倉殿旅館美濃國大垣迄罷越伺候處、主人甚郎早々罷登り、鎮撫致候様可致旨被申渡候段申越候、尤兼而御達之旨意も御座候に付、勘考罷在候處、猶又一昨廿三日、板橋宿岩倉殿旅館江呼出に付、家來差出候處、早々罷登、元知行所鎮撫可仕旨、家來前同人を以て被申渡候段、私家來罷歸り申聞候、右者如何可仕哉、罷越鎮撫可致

方に御座候者、勤被差免、小普請入相成候様仕度、此段願上候以上、

附紙

願之趣有之候に付、勤差免、勝手次第知行所近江國坂田郡之内江可罷出旨、若年寄川勝備後守被申渡候、

二月九日有栖川宮熾仁親王を東征大總督とし、東海、東山、北陸、三道より二十餘藩の兵を率ひて進軍せらる、東山道の參謀は板垣退助、伊知地正治なりき、

第一節 綾小路滋野井兩卿の鎮撫

かくて岩倉公の一行は諸侯の順逆を質しつゝ東向せしが、其より前正月十六日公卿滋野井公壽、綾小路有良の二卿は民心鎮撫の爲め本郡に入り、番場に宿し、翌十七日は柏原宿に泊り、十八日今須に出で、美濃の岩手藩に向へり、彦根藩士三浦半藏、士卒五十五人を率ひて隨行せり、當時柏原の庄屋より、其領主郡山藩の代官所金堂(神崎郡)役所への届書の案文、同宿萬留帳に記さる、

乍、恐以書付御届奉申上候、

綾小路前侍從様井御付屬之御人數百人餘り、外に井伊掃部頭様御人數、三浦半藏様

外五十五人餘、昨十六日番場宿御泊り、十七日柏原宿御泊り、十八日今須宿御晝休、同日濃州岩手竹中家御在所へ御入込に相成り候趣、依之此段御届奉申上候也、

慶應四年正月

かくて兩卿の一行は十七日に柏原の本陣に宿せしが、十八日の朝立花儀一郎、箕田右八郎の二人をして兩卿より諸村の庄屋百姓中へ宛て、今日以後は各村悉く天朝の御領地と心得べく、且つ當年の租を半減すべきに付、愈朝廷の御仁徳に服し、勤王の道を勵むべき令達書を渡し、且つ勤王の儀に付一場の演達をもなしたり、令達書左の如し、

近江國坂田郡何々村(用紙奉書は)

右者此迄徳川慶喜支配之處、此度慶喜朝敵と相成り候に付、支配之地は不殘御召上に相成り、以後は天朝の御領と可相心得候、尤も是れ迄於慶喜不仁之處置、茂有之百姓共定めて難澁、不少義と思召、當年之年貢半減被成下候間、此旨厚く相心得、天朝の御仁徳に服し奉り、勤王の道相守候様御沙汰之事、

滋野井侍從花押

綾小路侍從花押

慶應四年正月

何々村庄屋

第一編 明治維新志

七

此令達は番場にて同様其村并に附近の庄屋等にも交附されたるべし、兩卿出發後柏原村の庄屋が金堂代官所への報告の一節に、

一御泊りに付夕朝御賄向酒肴其外御荷物繼立人足賃共都て井伊掃部頭様御領分中御扱の振合に準じ、御上様より御取賄之旨相答へ、代金受取不申候云々、

一今拾八日御本陣御出馬の節、御内衆立花儀一郎殿、箕田右八郎殿御立會、別紙寫之通(前記の令達書)御書付御渡しに相成り、尙申渡しには、官軍へ御附屬に相成候諸家御領分之儀は、此れ迄の通相變り候儀無御座候へども、朝敵所領の義は御書付面之通り被仰付候、依ては御仁徳に服し、勤王の意厚く相心得候様との義に御座候、實以て不容易御儀、奉恐入候得共、則御書付寫相添、此段奉申上候、以上、

第一節 新政の高札

明治元年二月三日、明治天皇陛下太政官代(二條城)に御幸し、新政の令を布き給ひ、三月十日には南殿に出御、公卿諸侯を率ひて天神地祇を祭り、五事を誓約し給ふ、五箇條の誓約これなり、政令二途に出で、武臣權を執ること七百年、茲に至りて王政古に復し、天

下全く統一せられ、明治の新天地は躍如として顯れ來り、海内の生氣一新せり、同月太政官は新政の大要五札の告知を各村の高札場(掲示)に掲げしむ、五札左の如し、

第一札

定

一人たるもの五倫の道を正しくすべき事

一鰥寡孤獨廢疾のものを憫むべき事

一人を殺し家を焼き財を盗む等の惡業あるまじき事

慶應四年三月

太政官

第貳札

何事によらずよろしからざる事に大勢申合候をどうととなへ、どうして願事企るを強訴と云ひ、或は申合せ居村居町を立去るをてうさんと申す、堅く御法度たり、若右類の儀これあらば早々御筋の役所へ申出べし、御ほうび下さるべき事

第三札

一切支丹宗門之儀は是迄御制禁之通固く可相守事

一 邪宗門之儀は固く禁止之事

第四札

覺

今般王政御一新に付き、朝廷の御條理を追ひ、外國御交際之儀被仰出、諸事於朝廷直に御取扱被爲成、萬國の公法を以て條約御履行被爲、在候に付ては、全國の人民叙旨を奉戴し、心得違無之様被仰付候、自今以後猥りに外國人を殺害し、或は不心得之所業等致候者は、朝命に悖り御國難を醸成し候而已ならず、一旦御交際被仰出候各國に對し、皇國之御威信も不相立次第、甚以不届至極之儀に付、其罪之輕重に隨ひ、士列之者と雖も、削士籍、至當之典刑に被處候條、銘々奉朝命、猥りに暴行之所業無之様被仰出候事

第五札

覺

王政御一新に付て者、速に天下御評定萬民安堵に至り、諸民其所を得候様、御煩慮被、在候に付、此折柄天下浮浪之者有之様にては、不相濟候、自然今日之形勢を窺ひ、猥りに土民ども本國を脱走致候儀、堅く被差止候、萬一脱國之者有之不埒の所業

致候節は、主宰之者落度たる可く候、尤も此時節に付、無上下皇國之御爲、又は主家之爲筋等存込、建言致候者は、言路を聞き、公正の心を以て其趣旨を盡させ、依願太政官代へも可申出、被仰出候事、

但し今後總て士奉公人は不及申、農商奉公人に至る迄相抱候節は、出所等相糺し可申、自然脱走の者相抱へ、不埒出來、御危害に立至り候節は、其主人の落度たる可く候事、

第三節 征東軍の凱旋通過と軍資貢獻

二月東海、東山、北陸、三道より關東に進みし二十餘藩の武士は、江戸を包圍して一舉に之を陥れんとせしが、山岡鐵太郎等の盡力により、西郷隆盛(官)勝安房(江戶の)の會見となり、四月十一日無事開城せられたり、熾仁親王は更に會津征討大總督に任せられ、六月諸軍進んで會津を攻め、先づ仙臺、米澤を降し、九月二十二日會津開城の後、征東の軍は西に向ふて凱旋したり、當時政府は從軍以外の諸侯伯並に旗本に至る迄、石高千石につき金二百兩づつを軍費として貢獻せしめたり、内藤記錄に左の文見ゆ、

六月二十七日參朝被仰付、則出頭書付左の通、

先般御沙汰之通、本領安堵被仰付候に付て者、身分相應之御奉公可仕義に付、今般奥羽、越後口等江出張可被仰付候處、其分春來上京騷擾之際、未だ在所取締向不行届茂有之に付、右出張之義者被差免、軍費として高千石に付金貳百兩、當月限貢獻致候様被仰付候、依之御暇賜、歸邑可被致候事、

但御用候節者御沙汰次第早速上京候様、兼て可相心得旨、被仰付候事、

されば本郡宮川蕃主堀田侯も同様軍費貢獻の命を蒙り、其知行高一萬三千石に對し二千六百兩の納附をなせしを知るべし、領主の貢獻する金圓は即ち其領内に御用金として分配賦課せられたれば、各村落に於ては之を調達したり、

奥羽より凱旋の軍は十月に入りて本郡を通過せり、時恰も農家秋收の際なるが上に、人馬を街道に徵發さるゝこと多く、又各驛に於ても連日凱旋武士の通行により、何れも頗る多忙を極めたりと見え、柏原宿の庄屋等が辰十月二十二日附にて、貢米上納の延期を代官に願出たる文書に、北越御出向の官軍御兵隊御陣夥敷、人數當宿十餘日之間御通行云々(古文書六三五)とありて、「ズボン」「マントル」(當時洋服名稱)陣笠、陣羽織等の服裝の

凱旋軍人通行の昔を偲ばしめたり、

第二章 維新雜記

明治元年大津裁判所開設以來、王政維新之際に於ける雜史料を記し一章とす、但し教育、警察、遞信等の改新にかゝる記事は、各其部門誌に記するを以て、こゝには省く、

一 明治元年七月、古來の門閥庄屋を廢し、選舉を以て庄屋を人材にとらしむ、

一 同年十月、酒造石高百石に付金貳拾圓宛徵稅の旨達せらる、

一 明治三年八月、各村に古來より若者仲間と稱する團體あるを自今禁止せしむ、

一 同年十月、北越征伐の官軍凱旋に付、宿驛より租米上納の延期を訴ふ(古文書六三五)

一 明治四年三月、一般の人民に苗字を許し、各戸に之を届け出でしむ、これ戸籍編製の準備なり、四月各村より届出づ、

一 同年三月二十一日、神武天皇遙拜式執行之旨各村に達せらる、

一 明治五年、古來より社寺の朱印地其他の除地にも租稅を賦課せらる、

一 同年七月、路傍の石地藏を取り除かしめ、翌年三月辻々又所々の地藏尊に支配人、世話を定めしむ、

一 同年九月、人々に種痘を爲すを令す、翌年三月本郡種痘の創めなり、
一 同年九月、歐學校を大津坂本町に開き、獨逸人エミル、レーウエンスタインを教師とす、

一 同年十一月十日、長濱町大火、焼失家屋二百九十三戸、其内百五十三戸の罹災民に小屋掛料六百三十一圓、米十七石二斗三升五合を縣廳より給與す、

一 同年十二月、太陰曆を廢して太陽曆を用ひしめ、十二月三日を六年一月一日とす、古への十二時を二十四時間に改め、祭日を定め、日曜日を以て在來の一六の日の休暇に代ふ、

同月を限り古來の番人を廢す、

一 明治六年一月十八日、戸籍取扱心得を頒布す、

同年三月二十日、地券取調に付布達せられ、日を期して野帳下繪圖成功可致旨を令す、

同年四月、高札場取り除き、制札は上納し、高札場は公賣せしむ、同月各町村に掲示場を新設せしむ、此月證券印紙の使用を開始す、

同年七月三日、縣屬中村耕を地券專務總括に命ず、同月二十八日、地租改正法頒布、

同年六月三日、生糸改メ會社改正規則を頒布す、

同年十月、牛疫流行、縣下の斃牛千九百五十七頭、

一 明治七年三月十二日、舊習を廢し、新古門閥の區別なく協和親睦すべきを令す、

同年四月九日、曩に地券取調の際毎郡一人選出せし地券取調用掛を廢す、

同年九月、徵兵検査の嚆矢、同月十七日壯兵検査に付戸長同道、滋賀縣廳に出頭せしむ、

同年近江全國戸口調査結了す、村數千四百三十六箇村、町數三百三十九箇町、戸數十三萬六千八百八十八戸、人口五十七萬九千七百四人、神社二千三百五十八座、佛刹三千四百箇寺、

一 明治八年七月、縣内里程表建設に付諸街道測量、

第一節 進軍歌「トコトシヤレ」節

明治元年二月、江戸城征討の師東向に當り、北陸道軍の參謀たりし品川彌二郎が士氣振作の爲に作りし軍歌あり、トコトシヤレ節とて、其より大に世に流行せり、品川氏の作歌左の如し、

都風流トコトシヤレヌシ

一天萬乗のみかぎに手向ひするやつをトコトシヤレヌシ
 ねらひをはづさずせんくうちだす薩長土トコトシヤレヌシ
 宮さまく御馬の前のびらくするのなんぢやいなトコトシヤレヌシ
 ありや朝敵征伐せよとの錦の御はたじやしらなんかトコトシヤレヌシ
 伏見鳥羽淀はしもどくずはのたかひはトコトシヤレヌシ
 薩土長しのおはたる手ぎはじやないかいなトコトシヤレヌシ
 おどに聞へし關東さむらいどうちやへにげたと問ふたればトコトシヤレヌシ
 城もきかいもすてしあづまへにげたげなトコトシヤレヌシ
 國をとるのも人をころすも誰も本意じやないけれどトコトシヤレヌシ
 わしらがどころのお國へ手向ひするゆへにトコトシヤレヌシ
 雨の降よなてつぼの玉のくる中にトコトシヤレヌシ
 命もおしまさずさがけるのみみんなお主のためゆへじやトコトシヤレヌシ
 かくてトコトシヤレヌシは其後都鄙の別なく一時大に流行をなしたり當時の消息文
 の奥書に左の如き謠を記す、

こんど御一新で商法會所に東京府出勤十時四時退出一六せんたく大一座トコト
 シヤレヌシ
 金札相場をおきめなさいあきないこさうでもうけなさいもうけたお金をおまき
 なさいトコトシヤレヌシ
 大ハヤリ

第四章 廢藩置縣

第一節 大津裁判所の創立

明治元年正月十六日、大津裁判所を置かれ、三月十日正三位宰相長谷信篤、大津裁判所
 總督を命せられ、近江、若狹二國を支配せしむ(滋賀縣沿革誌)同月二十六日の達書(柏原宿に、萬留帳)に、
 大津裁判所總督今日御出張、近江、若狹御支配被爲、在候に付、以來兩國訴訟萬端當裁
 判所へ可申出、事、

三月貳拾三日

大津裁判所 圖

近江國坂田郡村々役人中

尙以寺院之向へ茂不洩様可相觸もの也、

外に社家中へは一通同御文言に御座候也、

大津裁判所は港町字城前舊代官所石原清一郎邸に開廳し、職員に分掌を定むる事左の如し、

總督	參謀	副參謀	大監察	判事	海陸軍事掛
公用人	小監察	諸掛	吟味役	下役	筆生
公用取次	捕手				

かくて板倉筑前介徵士を以て參謀に任せらる、板倉氏は本郡下坂中村(六莊村中)下坂幸内の四男にして醍醐家に仕へて板倉姓を稱し、勤王の士なり(卷之三 物誌 參照)下坂氏の記録に當時の文書存す、左の如し、

御用候間、只今早々太政官代へ出頭可有之候也、

三月八日

辨事役所

板倉筑前介殿

又其辭令に

板倉筑前介

徵士大津裁判所參謀被仰付候事、

三月八日

太政官

第二節 大津裁判所の廢止と大津縣の設置

然るに明治元年閏四月二十五日、大津裁判所を廢し、同月二十八日大津縣を置き、辻將曹を大津縣知事に、岡本健三郎を判事に、飯田仁藏を宿驛判事に任ず、同年十一月十日、辻將曹本官を免せられ、十四日徵士を以て朽木奎之助大津縣知事に命せらる、同二年正月縣廳を園城寺境内圓滿院に移轉し、職員分掌を左の如く改定す、

知縣事	判縣事	權判事	判事試補	租稅方	市街方
庶務方	斷獄方	社事方	湖山方	出納方	用度方
營繕方	驛遞方	領商方	書記	筆生	捕亡方
行事	守倉	守辰	等外使丁	門官	

同年七月官制改革ありて、十七日知縣事朽木退一(奎之助改名)大津縣權知事に任せらる、同四年十一月二十二日、大津縣を廢し、更に大津縣を置き、江南六郡(滋賀、栗太、甲賀、野洲、蒲生、神崎)を管す、

第三節 長濱縣の設置と舊領地の引繼

明治元年正月、大津裁判所新設より近江全國并に若狹全國を一圓として、其管下となせしも、程なく裁判所は大津縣と改名され、其統治となりたり、然るに明治四年十一月二十二日、近江、若狹を管せし大津縣は廢せられ、江南六郡を管する大津縣となれり、此時江北六郡を管する官廳を長濱に置かれ、長濱縣と稱す、長濱縣は翌五年二月に開廳されたり、同年二月十五日の布達に

自今長濱縣管下被仰渡

とあり、長濱縣典事に辻平内、戸籍掛に小林義藏任せられ、同月十七日大屬一人、小屬二人始めて廳務を執る、是より先き大津縣は近江全國を管せしも、事實に於ては各藩の領地は猶知藩事の名義の下に支配されたり、(藩制を改革し、舊藩主を以て知藩事となし、府縣の例に倣はしめ、其歳入現石の十分一を知藩事とす)然るに九龜藩主京極氏の領地は明治四年十月十日に大津縣に引繼がれ、長濱縣設置の翌月即ち五年三月十二日、本郡宮川藩も亦其舊所領を長濱縣に引繼がたり、之れより先き宮川藩主堀田正義は明治四年八月、元領内の里正を召集し、告別の辭を演じて、東京に移住す、當時の口演書左の如し、

追々村方多用の時に至り、態々呼寄甚だ氣の毒の事に候、然るに此度知事職御免、且御用有之候間、九月中于東京江罷出旨御達有之候に付て者、此度東京江罷出候得

者、最早君臣父子之別れ誠に遠く于なり、實に残念に存候併ながら是とても天下一同の譯ゆへ據なき事に付、別れ惜き事といへども、餘り延々に相成候ても、反亭奉對、朝廷に恐入事に候ゆへ、當月中旬頃には此地出立致候、夫に付ては是迄知事職相勤候も、全く村々和合致し、種々骨折收納等も差支なく致候ため相勤まり、如何計か忝く存候、就ては村々小前の者に至る迄呼寄、是迄の恩澤を承候禮をも仲度存候得共、何分住居も手狭、且追々小前の者もいそがはしき時に移り候やと存じ候に付、其方共迄相頼申候、且此上共、朝縣之御趣意にそむかず様、精々骨折、收納等に無差支、村専ら農業をはげみ、和合いたし、析合仕候様重て頼候、さ候得者遠く離れ候ても安心致し居候事故、村々において彼是なく和合いたし候様、幾度にも相頼候間、皆々歸村の上小前の者共へ不洩様、宜く此旨意を申聞可望候、就て者遠くにわかれの事故、小分之酒肴を遣す、

辛未八月

從五位

郡山藩領も同年五月二十日に同様引繼ぎたり、其他の諸藩旗本領等の引繼月日分明せざれども、多くは同じ頃に其舊領を引繼ぎたるべし、當時の引繼書類の目錄左の如し、

長濱縣廳へ御引繼目錄

- 一 高帳
- 一 川除明細帳
- 一 五人組帳
- 一 醬酒造人名前帳
- 一 庄屋年寄名前帳
- 一 一定免年限帳
- 一 脱籍人名前帳
- 一 神社元除地取調帳
- 一 威鐵砲下ヶ渡名前帳
- 一 戸長同副戸長名前帳
- 一 驛元ノ役名前帳
- 一 牛馬取調帳
- 一 高反別帳
- 一 一本末寺號取調帳
- 一 酒造人名前帳
- 一 諸色明細帳
- 一 村繪圖 未の年 みの紙一枚紙圖
- 一 寺院名前帳
- 一 寺院元朱印除地取調帳
- 一 社寺明細帳
- 一 神職名前帳
- 一 地子免除取調帳
- 一 戸籍表

當時長濱縣典事辻平内は戸籍調製并に家番號取調等につき、各村に達せし要領に、追

付戸籍掛り小林義藏より戸籍認方難形相渡すべくに付、當分村限り人別取調置可申、番號の儀も一村限りにて社郷藏等迄組込可置云々、

第四節 犬上縣と滋賀縣

創立後一ヶ月にして長濱縣は廢せられ、事務は彦根町に設置せられたる犬上縣に引繼がれ、本郡其管下となれり(三月十四日附の願書宛見ゆ)然るに犬上縣も亦久しからずして廢せられ、同年九月二十八日、滋賀縣に合併せられたり、滋賀縣は大津縣の改名にして、其改名は同年正月十九日なりき、此の如く一旦一國二縣の統治法は布かれたれども、長濱、犬上二縣を通じて一箇年を出でずして更に元の如く滋賀縣一廳の統治となれり、當時の知事を松田道之といふ(明治三年十一月二十日松田知事任命、十二年四月轉任)縣治條例により定められたる滋賀縣職制各課の分掌左の如し

- 庶務課 (社寺、戸籍、貫屬、學校、簿書、驛遞、雜事)
- 聽訟課 (疑律、訴訟、鞠獄)
- 租稅課 (收稅、勸業、土木の各專務)
- 出納課 (金穀、用度の專務)

右管内へ無洩至急布達する者也

明治十年五月三十日

滋賀縣權令籠手田安定

滋賀縣第三課 民費賦課表		若狹國 越前郡 國民 費	近江國 越前郡 全管民費	上ニ同シ	豫算課出 上ニ同シ
東海道	東海街道	明治九年自七月一日迄 戸數 貳萬五千九百六十三 圓	同年自九月廿一日迄 戸數 拾六萬三千六百五拾 圓	明治十年自一月一日迄 戸數 拾六萬三千三百六十 圓	同年自七月一日迄 戸數 上ニ同シ 圓
中山道	北國街道		六五一・八〇五	一、五三五・一〇三	
若狹街道	西近江路			八三・五八五 八一・三四八 六七三・五九七 五・五七〇	
朝鮮人街道	丹後街道	一九〇・四八八		八・三三四	
東海街道	東海街道		一四一・〇九二	一三・七二八 二〇・〇三四 一六四・五三八 九・一〇三	
北國街道	北國街道				
若狹街道	若狹街道				
朝鮮人街道	朝鮮人街道				
丹後街道	丹後街道	三七三・二八			

合 計	一 戸 當
二二七・八一六	現費金八厘七毛七四六四
七九二・八九七	現費金四厘八毛四五〇二
二、五九四・九四〇	現費金壹錢五厘 八毛八四五
二、四五〇・四四五	豫算出金壹錢五厘

若狹國并越前國敦賀郡へ今般可課民費ノ内舊敦賀縣ニテ豫算ヲ以課出スル金三百圓ヲ差繼クヘシ

第七章 地券改正

封建時代の地租は領主によりて其額同じからず、又同一領主と雖も甲村と乙村との租率同じからずして、寛苛輕重一ならず紛錯を極めしは、中卷徳川時代の篇に詳説せり、明治の初め先づ之が統一を圖り、古來米納の法をやめ金納に改めんと欲す、明治五年始めて近江國內各郡の區長中より地券用掛を命じ、爾後各村に丈量を行ひ、田地の收穫を検して地價を定め、地價に従ひ租率を定む、地券地圖を製し、個人に土地所有權を與へ、賣買を公許す、明治九年を以て全國に均しく其法を施行す、當時本郡の用掛は西村愛藏(柏原)服部三平(筑摩)吉田孫太郎(國友)の三氏にして、段別地價の總額左の如し、

反 別 價	(田)	(畑)	(宅地)
五九五八・二五〇一	四二二・一五五八・九四	一一九〇・〇四〇二	五八六・八七一五
		四三二・六二六・六九	三七〇・〇四五・四四

反地	別價	(山)	(林)	(雑地)
		一〇八〇九・二〇〇 <small>町</small>	二五五・〇四一七 <small>町</small>	二〇四・七九一三 <small>町</small>
		四八五九六・九五 <small>町</small>	五五六二・五八〇〇	一〇〇二五・九六〇〇

無税地

反別 二〇二・二八二八町

地價 〇

合計

反別 一九三〇六・四一一六町

地價 五〇七八四一六・五六〇〇町

右の地價に對して明治九年には百分の三の租率を以て全國に賦課されしが、十年一月詔して五釐を減じて二分五釐とし、民費は本租五分の一に過ぎざらしむ、是より全國石高を廢して段別を稱し、租は盡く金錢を以て納むるに至れり、

第八章 郡制發布

孝謙天皇大化の改新に國郡制を布かれ、大寶令の發布に更に改訂を加へられたる郡

制も、鎌倉幕府の開かるゝに及びて、國に守護、莊園に地頭を置くに及びて、武士の權勢次第に強くなり、郡司廳はいつしか頽廢し、茲に七百年を經過せり、王政復古の明治の聖代も既往十年間は縣區の制度を以て人民を統治されしも、復古の語に洩れず、古へ郡制の例に倣ひ、明治十一年七月府縣官制を改革し、縣治の下に郡制を設けらる、蓋し必要を認められたるなり、當時縣郡の職制左の如し、

令 一人 大書記官 少書記官一人を置 屬十等迄 警部十等迄
 郡長八等相當 郡書記十等相當より

かくて翌十二年五月十六日、縣令籠手田安定は從來の區制を廢し、郡制執行の令を達し、坂田郡役所を長濱町に指定す、又此日を以て正副區長、副戶長を廢し、各町村に戶長一名を置くを令し、戶長選舉條例町村會規則を頒布す、

六月二日郡長郡書記を選任す、江龍清雄坂田郡書記、郡長心得となる、七月一日を以て各郡役所を開かしむ、同年十月坂田郡書記江龍清雄を坂田郡長に叙任す、之を郡長の嚆矢とす(船町吉川三左衛門の家、屋を借りて郡役所とす)

第一節 東淺井郡の合治

明治十三年五月二十九日、淺井郡に東西二字を冒し、二郡に分割され、翌十四年七月二十八日、東淺井郡の郡治を坂田郡役所に合し、坂田東淺井郡役所と稱す、坂田郡長江龍清雄、坂田東淺井郡長となる、爾後十六年間兩郡の治を管せしが、明治三十一年四月一日より郡制實施さるゝにより、三月三十一日東淺井郡を分ち、坂田一郡の政所となれり、

第二節 郡役所の所在と郡長の任轉

坂田郡役所は明治十二年七月一日を以て、長濱町船町吉川慶治郎の家屋を假用して開廳されたり、同十四年七月東淺井郡を合せて、坂田東淺井郡役所と稱せり、爾後十六年を経て明治三十一年四月、郡制施行に際し、東淺井郡と別れて坂田郡役所となる、同三十三年十一月、火を失して廳舎全焼せり、一時の急を南吳服町に在る長濱町會議事堂に假用したりしが、同三十五年七月、現在の田町の廳舎に移轉せり(寫眞参照)

明治十二年郡役所開始以來の郡長の氏名、并に其任轉の年月左の如し、

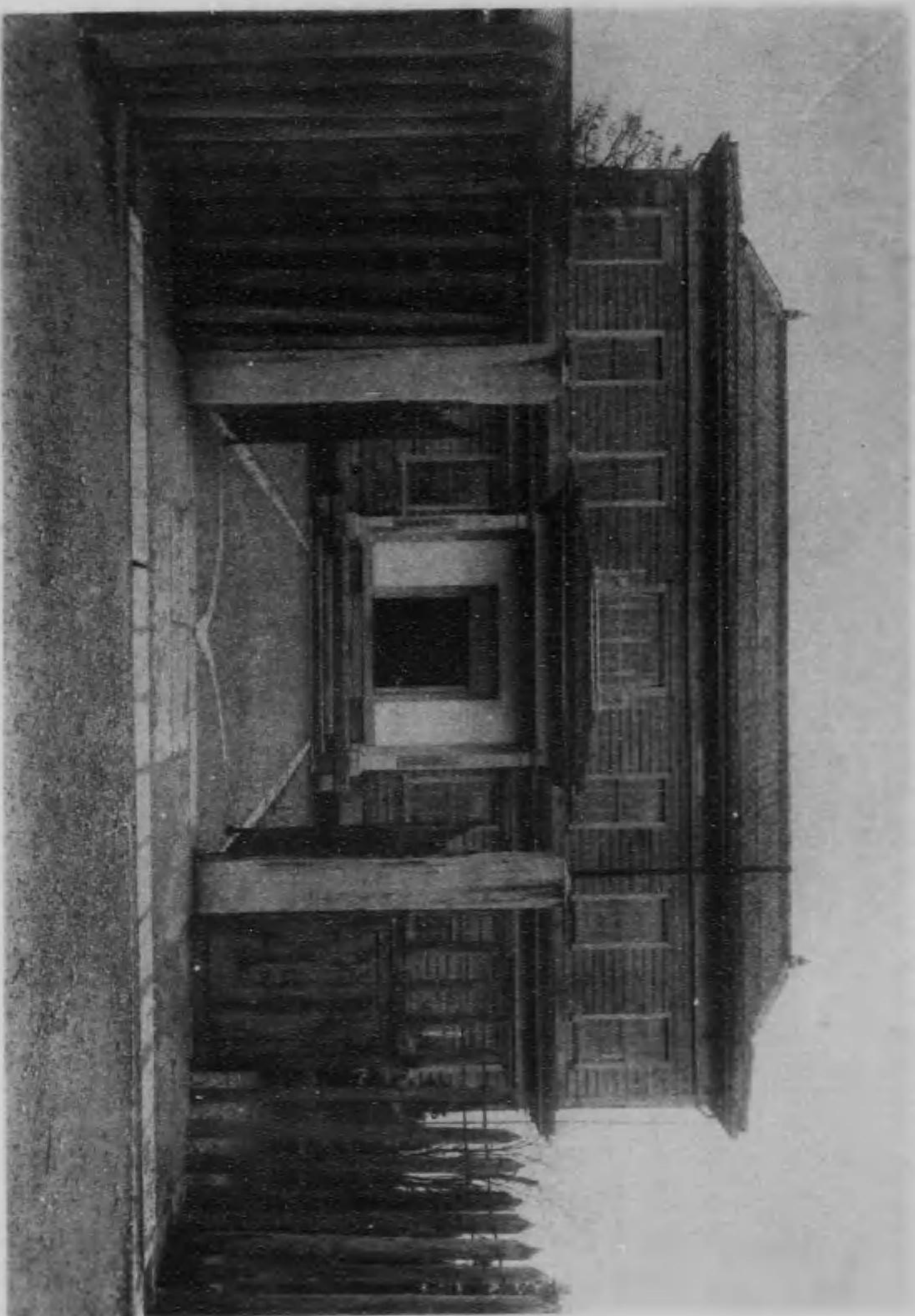
江龍清雄 坂田郡長と心得る 明治十二年六月二日

坂田郡長となる

同 明治十二年六月二日

明治十三年五月二十九日、淺井郡を東西二郡に分ち、東淺井郡、西淺井郡とし、同十四年

所 役 郡 田 坂



長 郡



木村廣凱



江龍清雄



長友安孝



山部總俊

長 郡



三 效 田 友



義 宗 藤 遠



吉 元 嗣 鶴



郎 次 信 澤

七月二十八日東淺井郡役所を坂田郡役所に合併す、

江龍清雄 坂田東淺井郡長

林 樸 同

木村廣凱 同

山邨總俊 同

長友安孝 同

明治三十一年四月一日郡制實施東淺井郡を分ち坂田郡役所となる、

長友安孝 坂田郡長

遠藤宗義 同 自明治三十三年十一月十七日

友田效三 同 自明治三十四年七月三十一日

澤信次郎 同 自明治三十四年七月三十一日

鶴飼元吉 同 自明治三十五年五月

第三節 郡役所吏員の員數と俸給

職名	俸給階級別	明治			十			三			年		
		人	員	月	俸	報	酬	合	計				
郡長	高等官五等	一	一	八三	四	一	八三	四	一	八三	四	一	
郡書記	十給俸以上 十五圓以下	七	七	一六〇	一	一	一六〇	一	一	一六〇	一	一	
郡視學	四十圓	一	一	四〇	一	一	四〇	一	一	四〇	一	一	
郡役所雇	六圓以上 六圓以下	三	三	二四	一	一	二四	一	一	二四	一	一	
郡參事會員	名譽職	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
郡吏員	十二圓以上 十二圓以下	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	
		四	四	一〇	一	一	一〇	一	一	一〇	一	一	

第四節 郡會

明治三十一年六月、郡制實施され、各町村より一名づゝ議員を選出し、郡會成立せしが、明治三十二年三月十五日、郡制改正の法律公布せられ、同年七月一日より之を施行せしむ。本郡は同年九月三十日を以て各町村の選舉區に於て、其定數の議員を選舉せし

む、全郡の議員二十一名にして、各町村の議員數左の如し、

- 柏原村一人 春照村一人 伊吹村一人 大原村一人 東黒田村一人
- 醒井村一人 息長村一人 息郷村一人 鳥居本村一人 入江村一人
- 法性寺村一人 日撫村一人 神田村一人 六莊村一人 西黒田村一人
- 南郷里村一人 北郷里村一人 神照村二人 長濱町二人

明治三十一年六月成立せし郡會は、一年餘にして改正郡制の爲め改選されたり、改正郡制により三十二年九月三十日、郡會議員の選舉を爲し、爾來滿四箇年を以て任期満了すれば、改選を行ふこととなれり、左に各期に於ける議員の氏名を列記す、

議員名	任期
柏原 山根季三郎	明治三十一年四月廿五日より 同三十二年六月廿日 まで
春照 久保彌重郎	三十二年九月
伊吹 伊夫 資弼	三十六年九月
大原 堀田三省	四十年九月
東黒田 井關泰藏	四十四年九月
山根左太郎	
中川 泉三	
小路政太郎	
増田 奎彌	
久保彌重郎	
林 繁太郎	
樋口 幸治郎	
松井孝治郎	
松井孝治郎	
松井孝治郎	
箕浦 相教	
塚口 恒松	
常喜 榮太郎	
井關 泰藏	
堀江 祖一	

醒井	江龍清城	江龍	潛	江龍	潛	江龍清城	江龍清城
息郷	吉田八十郎	酒井傳左衛門	高橋邦太郎	山本甚之助	澤要吉		
鳥居本	上田喜陸	森居嘉一郎	高橋邦太郎	高橋邦太郎	高橋邦太郎		
入江	寺村繁彌	<small>寺村繁彌 三十二年六月廿二日</small>	<small>北村一郎 三十九年八月十日</small>	久米久右衛門	吉澤久太郎		
法性寺	中居太平	中居太平	<small>田邊源十郎 三十八年八月十日</small>	日比龜次郎	增田善吉		
神田	小川源右衛門	田中金士	<small>坂松太郎 三十九年九月十日</small>	坂松太郎	加田桂三		
息長	古野清治郎	古野清治郎	川口芳太郎	杉本專右衛門	杉本專右衛門		
日撫	北居源治郎	池野榮助	竹中新次郎	安食太郎平	田中養達		
西黒田	小八木秀三郎	清水松平	清水哲雄	清水精一郎	田島重藏		
六莊	下坂謙吉	横田宗右衛門	中川又次郎	小林喜代治郎	<small>四川千太郎 四十五年柴田源七</small>		
南郷里	寛駒太郎	<small>那須賢造 三十四年八月十日</small>	井關榮吉	<small>寛駒太郎 三十二年五月十日</small>	樋口松藏		
北郷里	木村半治郎	木村半治郎	田邊喜藏	宮宅伊之吉	松田與吉		
神照	辻村省吾	廣部筆太郎	高田傳吉	澤村長治郎	藪内良助		
		藤居源助	<small>野口近太郎 三十八年九月十日</small>	樋田善七	樋田善七		

長濱	日比久太郎	吉田作平	北川嘉衛	大浦貞治郎	大浦貞治郎
		<small>金子悦 三十二年六月十日</small>	吉田作平	吉田作平	吉田作平

同期間に於ける議長、副議長、名譽職、参事會員の氏名左の如し、
 明治三十一年六月四日より同三十二年六月三十日迄議長は郡長、同年十月以後の議長左の如し、

明治三十二年十月 三十六年十月 四十年十月 四十四年十月
 議長 藤居源助 久保彌重郎 松井孝治郎 高橋邦太郎
 副議長 江龍清城 日比久太郎
 明治三十二年十月 三十六年十月 四十年十月 四十四年十月
 木村半治郎 吉田作平 江龍清城 清水精一郎 吉田作平
 名譽職参事會員

江龍清城	吉田作平	松井孝治郎	林繁太郎	松田與吉
<small>明治三十一年六月十日 三十二年六月三十日</small>	<small>三十六年九月</small>	<small>三十六年十月</small>	<small>四十四年十月</small>	<small>四十四年十月</small>

伊夫伎資弼	久保彌重 三十五年	江龍 潜	高橋邦太郎	樋口幸治郎
上田喜陸	森居嘉一 同	坂松太郎	坂松太郎	箕浦相教
木村半治郎	古野清次 同	井關榮吉	杉本專右衛門	槌田善七
舊郡制	山根左太郎 同	北村一 同	吉田一作平	杉本專右衛門
	池野榮助 同	高橋邦太郎 同		
	三十五年 木村半治郎			

第九章 町村役場

長濱町は全町を區に分ち、各區に戸長を置き、全町に關する行政は聯合町會の決議を以て施行す、各村落は一村毎(今の一大字毎なり)に戸長を置き、郡役所は全郡を統轄す、戸長役場には戸長書役を置く、同十八年町村を聯合して、聯合戸長役場を設置し、名望ある者を戸長に選任す、その聯合區域は現在の町村區域と大差なきを以て、之を記さず、明治二十二年四月、自治制實施さるゝに至り、長濱町は全町を一轄し、各村落は全部を十六箇村とし、舊來の村を大字となしたり、二十七年十二月、息長村の内顔戸、高溝、舟崎の三大字分離して、日撫村となり、三十年二月、法性寺村の内加田、加田今の二大字分離して、神田村となり、全郡一町十八箇村となりたり、町村の區劃左の如し、

町村區劃

明治四十三年十二月三十一日

町村名	役場位置	大字名	大字數
柏原村	柏原村大字 柏原	長久寺、柏原、清瀧、梓河内、須川、大野木、村木、杉澤、高番、大清水、藤川、春照、上平寺、彌高、上野、伊吹、大平寺、小泉、大久保、小田、間田、井之口、村居田、野一色、烏脇、坂口、朝日、下夫馬、産所、市場、木市場、天満、池下、西山、長岡、萬願寺、菅江、北方、志賀谷、山室、大鹿、本郷、堂谷	六
春照村	春照村大字 春照		七
伊吹村	伊吹村大字 伊吹		六
大原村	大原村大字 市場		一四
東黒田村	東黒田村大字 志賀谷		一〇
醒井村	醒井村大字 醒井	一色、醒井、枝折、上丹生、下丹生、樽ヶ畑、牛打、樋口、三吉、西坂、番場	六
息郷村	息郷村大字 三吉		五
鳥居本村	鳥居本村大字 鳥居本	武奈、男鬼、佛生寺、莊嚴寺、善谷、中山、笹尾、原、小野、鳥居本、古西法寺、宮田、下失倉、甲田	一四
入江村	入江村大字 米原	梅ヶ原、米原、下多良、上多良、朝妻筑摩、磯、中多良、世繼、飯、字賀野、長澤、加田、加田今、	七
法性寺村	法性寺村大字 字賀野		四
神田村	神田村大字 加田	岩脇、西圓寺、箕浦、新庄、寺倉、能登瀨、多和田、日光寺、	二
息長村	息長村大字 能登瀨		八
日撫村	日撫村大字 顔戸	顔戸、高溝、舟崎、	三

西黒田村	西黒田村大字常喜	蘭原、名越、常喜、島羽上、本庄、八條、	六
六莊村	六莊村 大字 勝	田、寺田、下坂中、大成亥、高橋、下坂濱、平方、南高田、四塚、勝、永久寺、大辰巳、室、八幡東	一四
南郷里村	南郷里村大字宮司	大東、今川、宮司、小堀、南田附、加納、榎木、新榮、南小足、七條	一〇
北郷里村	北郷里村大字春近	石田、小屋、堀部、保多、垣籠、春近、東上坂、西上坂、千草、川崎、山階、口分田、今、保田、橋本、國友、中澤、下之郷、小澤、新庄馬場、新庄寺、新庄中、南方、八幡中山、十里、列見、祇園、相撲、森	九
神照村	神照村大字新庄寺	御堂前、伊部、相生、三ッ矢、神戸、郡上、北吳服、西魚屋、祝、南吳服、大手、東本、西本、橋、錦、神前、米川、南片、片、高田、北門前、八幡、田、永保、北船、船山、榮船、宮、南船	二〇
長濱町	長濱町大字永保		二九
總計	一町十八ヶ村		一八〇

町村役場の沿革

柏原村役場 大字柏原の中央にあり、明治十八年七月一日、町村之區域を制定せらるゝに當り、長久寺、須川、大野木、清瀧、柏原、梓、河内の六箇村聯合して、柏原村に役場を設置して、柏原村外五箇村聯合戸長役場とせしが、其後明治二十二年四月、町村制實施の際、同區域を以て柏原村と改稱し、民舎を借入れ、廳舎に充用せしが、明治三十九年廳舎の新築に着手し、同年十一月五日落成移廳式を挙げたり、

春照村役場 大字春照にあり、明治十八年七月一日、春照村に於て民舎を假用し、春

照、高番、杉澤、大清水、上平寺、藤川、村木の六箇村を聯合して役場を設け、春照村外六箇村聯合戸長役場と稱す、同二十二年四月一日、町村制實施に際し、聯合戸長役場を廢し、同區域を合一して春照村と改め、大字春照の民舎を借入れ、役場廳舎に充用し來りしが、町村自治の發達に伴ひ、假廳舎狹隘を告ぐるに及び、同二十九年八月、廳舎新築に着手し、同年十二月二十五日工事落成したるを以て、新廳舎へ移轉したり、現今の廳舎是なり、

伊吹村役場 大字伊吹にあり、明治十八年七月一日、彌高村、上野村、伊吹村、太平寺村、小泉村、大久保村の六箇村聯合して、役場を伊吹に設置し、伊吹村外五箇村戸長役場と稱す、明治二十二年六月二十八日、町村制實施の際、伊吹村外五箇村を伊吹村と改め、戸長役場を伊吹村役場と改稱す、

大原村役場 明治二十二年町村制實施の際、大字市場に指定せられ、一時同字光專寺に假廳舎を開きしが、明治二十四年四月新築落成せしを以て、移轉開廳せり、

東黒田村役場 明治十八年七月一日、法令の改正により、聯合戸長役場を設け、志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷の七箇村は志賀谷村外六箇村聯合戸長役場に屬し、役場位置を志賀谷に設く、而して長岡、萬願寺、西山の三村は池下外七箇村聯合戸長役場に屬せり、明治二十二年七月一日、市町村制を實施せられ、大字志賀谷、北方、菅江、山室、大

鹿、堂谷、本郷、長岡、萬願寺、西山を次で自治區域とし、役場を大字志賀谷に置く、

醒井村役場 明治十八年一色、醒井、枝折、上丹生、下丹生、樽ヶ畑の六箇村聯合して一役場を置く、因て聯合戸長役場を醒井村に置き、一名の戸長にて管理し、同年七月一日より施行す、明治二十二年七月一日、町村制實施に依り、醒井村を置き、一色以下の六箇村を廢して大字とす、因て醒井村役場を大字醒井に置き、六大字を管理す、

息長村役場 現今能登瀬にあり、明治維新各庄屋廢せられ、各大字に戸長役場を設け、戸長、副戸長ありて是れを管理せしが、明治十八年聯合役場を箕浦に設く、明治二十二年町村制施行せられ、同箕浦に役場を設け、岩脇、新庄、箕浦、西圓寺、日光寺、寺倉、能登瀬、多和田、顔戸、高溝、舟崎の十一大字を管理せしが、明治二十二年顔戸、高溝、舟崎の三大字分離し、八大字の役場となれり、明治二十九年能登瀬に移轉し、以て今日に至れり、

息郷村役場 明治十七年以前は各大字に戸長役場の設けありしを、同年七月三吉外四箇村聯合戸長役場を設け、同二十二年自治制度に依り、大字三吉の人家を借り、南箕浦村役場を設け、同二十四年に至り、村名を息郷と改めしより、同所に息郷村役場を設けたり、

鳥居本村役場 本村大字鳥居本にあり、明治十八年七月一日、大字鳥居本の一民家を借用し、鳥居本、小野、原、下矢倉、宮田、古、西法寺、甲田、武奈、男鬼、善谷、庄嚴寺、笹尾、佛生寺、中山の十四箇村聯合して役場を設置し、鳥居本村外十三箇村戸長役場と稱せしが、同二十二年四月一日、町村制實施に際し、從來の戸長役場を廢すると同時に、元の鳥居本交番所なる今の役場に移轉し、更に鳥居本村役場と改稱し、以て今日に至れり、

入江村役場 大字米原にありて、明治三十六年四月の新築なり、明治二十二年町村制實施の當時は、米原第五百六十二番地住宅を借りて充用せしが、明治二十九年三月、舊入江東小學校々舎不用に屬せしを以て、其一部を使用し、執務せしが、廳舎狹隘の爲め、明治三十五年新築起工し、經費四千七百餘圓を投じて成る、即ち現今の廳舎是れなり、

法性寺村役場 本村の中央大字宇賀野にあり、明治十七年五月、世繼、飯、宇賀野、長澤、加田、加田今の六箇村聯合して、長澤村外五箇村戸長役場を長澤に設置せしが、同二十二年町村制實施せられて、法性寺村役場となれり、三十年二月二日、加田、加田今の二大字は分離して、神田村となりしに際し、今の處に移して開廳せり、

日撫村役場 明治二十八年一月、本村設置以來、大字顔戸の中央部に於て民家を借入れ執務せしが、三十二年六月、同字稍北部に地を相して新築せり、

神田村役場 大字加田元興善寺屋敷地にあり、明治三十年二月二日、法性寺村部内大字加田、加田今の二部落を割きて本村を形成して設置したるものなり、

西黒田村役場 明治十八年七月より常喜村外五箇村戸長役場となり、明治二十二年五月まで大字常喜第二十六番屋敷の民家にて聯合戸長役場事務を取扱ひ、明治二十二年二月十九日、西黒田村と改稱せられ、同六月、大字常喜第七番屋敷民家を借受け、西黒田村役場の事務を取扱ふ、明治二十四年一月五日、大字常喜第七番屋敷舊民家を買受け修繕をなし、同日より役場として事務を取扱ひしが、大正元年七月、廳舎新築に着手し、翌二年三月移廳の筈なり。

六莊村役場 大字勝村に在り、明治十八年七月、平方、八幡、東南、高田、勝村、四塚、大戊亥、室、永久寺、大辰巳、下阪、濱下坂中、寺田、高橋、田村の十四箇村聯合し、平方村に役場を設置し、平方村外十三箇村戸長役場と稱したりしが、明治二十二年町村制實施の際、同區域を以て六莊村と稱し、大字大戊亥に役場を設置し、民家を借入れしも、明治三十五年十月七日、役場位置を現在の所に變更し、明治三十六年四月二十六日新築落成せしを以て移廳せり。

南郷里村役場 大字宮司に在り、明治十八年七月、宮司、小堀、大東、今川、七條、南小足、新榮、加納、榎木、南田附の十箇村聯合して、戸長役場を宮司村遍照院に置き、宮司村外九箇村聯合戸長役場と稱せしが、明治二十二年四月、町村制實施の際、前の十箇村を南郷里

村と改稱し、役場を大字宮司華養坊に移廳せしが、明治四十四年、大字今川に新築移廳せり。

北郷里村役場 大字春近にあり、明治十八年七月、春近、小屋、石田、堀部、保多、垣籠、東上坂、西上坂、千草の九箇村を以て聯合戸長役場を設置せしが、明治二十二年四月、同區域を以て北郷里村と改定せられ、大字春近を役場位置とす、同年四月より民家を借入れ使用せしも、同三十三年廳舎を新築し、同十月三十日落成移廳せり。

神照村役場 神照村大字新庄寺の東方にあり、初め明治十八年七月、縣令に基き、新庄寺村外十九箇村を聯合して、戸長役場を設置し、之れを一行政區となせり、同二十二年六月、自治制實施に至るも、其區域を改めず、即ち川崎、山階、口分田、保田、今國友、橋本、中澤、新庄寺、新庄中、新庄馬場、小澤、下ノ郷、森、相模、祇園、列見、十里、南方、八幡、中山を以て神照村と稱す。

長濱町役場 大字永保にあり、明治十八年八月、神戸町外二十八箇町聯合して、戸長役場を神戸町に新設せしが、明治十九年十二月、更に廳舎を大字永保に新築して、これに移れり、明治二十二年町村制實施せらるゝに當り、長濱町役場と改稱せり。

町村吏員之報酬月俸

職名	俸給階級別	明治四十年		合計
		人員	月俸	
町村長	有名 給十圓以上	1	193	193
助役	有名 給十圓以上	1	52	52
常設委員	有名 給職	4	7	7
收入役	六圓以上	1	189	189
町村書記	六圓以上	8	818	818
町村事務履	六圓以下	3	19	19
區長	六圓以下	2	11	11
區長代理者	六圓以下	2	11	11

第一節 町村別戸數及人口

(明治四十三年十二月三十一日)

町村名	本籍人口		計	現住人口	平均人口
	男	女			
柏原村	2,041	2,083	4,124	1,642	4.2
春照村	1,701	1,728	3,429	1,236	4.3
伊吹村	1,224	1,238	2,462	1,021	4.8
大原村	2,161	2,120	4,281	1,761	4.8
東黒田村	2,389	2,301	4,690	2,178	5.0
醒井村	1,816	1,737	3,553	1,488	5.3
息郷村	1,422	1,531	2,953	1,144	4.8
鳥居本村	2,226	2,304	4,530	1,655	5.0
入江村	2,789	2,700	5,489	2,808	5.8
法性寺村	1,467	1,459	2,926	1,298	4.9
神田村	661	720	1,381	572	4.6
息長村	2,219	2,294	4,513	1,831	4.9
日撫村	683	668	1,351	615	4.9
西黒田村	1,470	1,475	2,945	1,311	4.5
六莊村	1,895	1,897	3,792	1,812	5.2

第三節 町村職業別戶數

(明治四十三年十二月三十一日)

町村名	自十五歲至六十歲以前		六十歲以上		合計
	男	女	男	女	
息郷村	三六九	四三七	六五三	六六八	二,一三四
鳥居本村	六六三	六七二	八一	九七八	三,五二一
入江村	八五八	七六一	一,七八七	一,七七五	五,五九一
法性寺村	五二四	四七〇	六八一	七八二	二,六九七
神田村	一六五	二二五	三六七	三六三	一,二二六
息長村	五六五	五八九	一,一四五	一,三〇〇	三,八九二
日撫村	一九六	一八五	三六五	三八七	一,二五八
西黒田村	四二二	四一六	八〇六	八五八	二,七二九
六莊村	五八五	六四一	一,〇六九	一,二三一	三,八七二
南郷里村	五三五	四九五	九二三	一,〇〇六	三,四三六
北郷里村	一,八八七	六七三	一,〇二三	一,一〇二	三,九〇一
神照村	八五三	八四九	一,六二六	一,八一	五,六六九
長濱町	二,〇三四	一,八一八	三,七八九	三,五四八	一〇,一一〇
合計	一一,七二四	一一,五六二	二〇,二一八	二一,五八一	七〇,一七五
明治四十二年	一一,四五二	一一,三三〇	一八,九七四	二〇,三八九	七〇,一七五

第二節 現住人口年齢別

(明治四十三年十二月三十一日現在)

町村名	自十五歲至六十歲以前		六十歲以上		合計
	男	女	男	女	
柏原村	五四二	五九七	九六七	九七四	三,三六九
春照村	四四八	四五二	六三一	七四五	二,六五五
伊吹村	三八八	三七九	五五三	六二六	二,一三四
大原村	五八一	六三九	一,〇三五	一,一七二	三,八二五
東黒田村	七一五	六九三	一,二五七	一,二六六	四,四〇八
醒井村	六〇四	五七一	七三〇	八八九	三,一三三
合計	三,八三五	三,八三一	七,六七八	八,〇〇三	一四,九四九
明治四十二年末	三,七九〇	三,八〇六	七,六〇一	八,〇〇三	一四,九〇九
明治四十一年末	三,七三六	三,七九一	七,五五三	八,〇〇七	一四,九四九
明治四十年末	三,七四四	三,七八五	七,五〇七	八,〇〇二	一四,九四九

町村名	自十五歲至六十歲以前		六十歲以上		合計
	男	女	男	女	
南郷里村	一,九三六	一,九九五	三,九三一	一〇,二〇〇	四,三三六
北郷里村	二,〇二六	二,〇五七	四,〇八三	一〇,一〇〇	五,〇〇一
神照村	三,三三五	三,二七一	六,六〇六	九,八〇〇	五,六六九
長濱町	四,九〇六	四,八〇三	九,七〇九	九,七〇〇	一〇,二一〇
合計	三,八三五	三,八三一	七,六七八	八,〇〇三	一四,九四九
明治四十二年末	三,七九〇	三,八〇六	七,六〇一	八,〇〇三	一四,九〇九
明治四十一年末	三,七三六	三,七九一	七,五五三	八,〇〇七	一四,九四九
明治四十年末	三,七四四	三,七八五	七,五〇七	八,〇〇二	一四,九四九

	農	商	工	無職業	其他	計
柏原村	六三三	五六	二七	一	七〇	七八六
春照村	四九八	三三	二五	八	四五	六〇九
伊吹村	三八二	一四	三二	一	一三	四四一
大原村	七〇九	一六	七	三五	二〇	七八七
東黒田村	四七八	一五〇	一八〇	一	七一	八七九
醒井村	二八三	一〇二	一三五	三	七六	五八九
息郷村	二六〇	四〇	一五	一	一七二	四八七
鳥居木村	四九二	五七	九八	一	五七	七〇四
入江村	六一三	一二五	四二	一	一七一	九五一
法性寺村	三八六	四九	六〇	一	五〇	五四五
神田村	二二七	一九	一一	一	九	二六六
息長村	四九八	三一	三二	九五	一一六	七八二
日撫村	二二三	九	六	一	七	二五五
西黒田村	四八九	四〇	五二	二	二一	六〇四
六莊村	五六三	六〇	六三	二	五二	七四〇
南郷里村	五二九	一六	七二	二四	五〇	七九一
北郷里村	四九〇	七八	三五	一一	三四	六四九
神照村	九七四	一四三	五三	三〇	七一	一二七一

長濱町	合計	明治四十二年
二八五	九〇二二	八、九三〇
一、二九九	二、四三七	二、六〇二
二四〇	一、一八五	一、二九〇
三〇	二四一	一一四
三九二	一、四九七	一、五一四
二、二四六	一四、三八二	一四、四五〇

第十章 郡林

郡林は本郡の經營にして、明治三十四年に創め、爾來連年左記段別の如く杉檜等の樹を植栽す、始春照村大字藤川所屬の川戸山(大原村に在り)に借地を爲し經營せしが、明治四十二年度に至り、柏原村大字柏原所屬の字大谷に借地を爲し之を經營せり、大正二年より同五年に至る四箇年間には息郷村大字番場の山地を借り、毎年五町歩宛を植栽して一段落を終らんとするなり、既往に於ける植栽段別樹數並に經營費左の如し、

郡林成績調表

郡林所在地	植栽年度	植栽面積	植樹本數	經營費
春照村大字藤川字川戸一、一九八番	明治三十四年度	三、三〇〇 <small>本</small>	二五、一〇〇 <small>本</small>	七六三、四八〇 <small>圓</small>
同	三十五年度	六、八七〇 <small>六</small>	四三、九六七	九九二、四三二
同	三十六年度	四、二七二 <small>七</small>	二四、〇二二	八六八、一二四

仰ぎ、西は琵琶湖の銀波近く館下に動き、眺望絶佳の地に勸業の新城は建てられたり、古へ武城の地變じて聖代商戦の城と化す、館は明治四十四年七月二十日に工を起し、翌年十月竣功式を舉行せり、館を二大別す、陳列館は二層建にして、桁行八間、梁行五間にして、四十坪なり、大廣間は平家建にして、桁行十八間、梁行八間、坪數百四十四坪なり、工費合計二萬千六百四十四圓〇〇八厘、之を分類すれば左の如し、

勸業館建築費 金壹萬九千九百四十四圓六十二錢四厘 受賈人 下村 勘七
同館附屬建具其他 金六百八十圓六十三錢四厘
同館敷地並に道路工事費 金千八百六十八圓七十五錢 受賈人 川崎藤太郎

(寫眞參照)

第十二章 明治四十二年の地震

近江國は古來地震と因縁深き國にして、時々大地震のありしは史に見ゆ、明治以後地震の大なりしは、二十四年十月二十八日、濃尾大地震の餘波を請けし時と、四十二年八月十四日、江北の大地震の時との二回なり、四十二年の大地震は殘暑酷しき八月十四日にして、氣温は九十五度に昇り、午睡將に醒めし午後三時三十分、轟然雷の如き音響

合計	長濱町	神照村	北郷里村	南郷里村	六郷莊村	西黒田村	神田村	日撫村	法性寺村	入江村	鳥居本村	息郷村	息郷村	醒井村	東黒田村	大原村	伊吹村	春照村	
六八	一九	一五	一三	一	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	九	二	五
一〇二	一九	二八	二	三	四	〇	〇	〇	一	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	八
一	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一四	一	三	二	〇	〇	一	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	二	〇

本郡各村別被害左の如し

村名	建物全潰	同半潰	死者	負傷者
東淺井郡	一、〇六八 <small>棟</small>	二、四七八 <small>棟</small>	三〇 <small>人</small>	二七九 <small>人</small>
坂田郡	六八	一〇二	一	一四
伊香郡	一六	一八	〇	五
犬上郡	二	四	〇	五
其他諸郡	一	一七	〇	〇
合計	一、二五五	二、六〇三	三一	三〇三
柏原村	一	〇	〇	〇

至りて、天柱挫け地軸折れんとする大地震は、江北の地に襲來せり、家屋の倒潰、人畜の死傷、被害累々として僅かに數分時間後は修羅と巷と變じたり、今理學博士の調査によれば震源地は東淺井郡上草野村の北西部に當る山底より、膽吹山の北麓底に達する數里の間にして、純然たる斷層地震なりしと、其被害の最も甚しかりしは東淺井郡にして、坂田、伊香、犬上の隣郡之に亞げり、其被害左表の如し、

災報 天聽に達し、明治天皇陛下は北條侍従を派遣せられ、慘況を視察し、災民を慰問し、且つ内帑を分ちて賑恤を賜へり、侍従は二十三日滋賀縣廳に着して、川島知事に聖旨を傳達し、翌日午前十時四十七分虎姫驛に下車、慘況を視察し、同夜長濱町下郷傳平氏の向陽館に宿泊し、日々罹災地の慘害を視察せらる、二十六日午前八時、北條侍従は本郡役所に出られ、郡内名譽職員町村長各町村罹災民總代等百五十名に對し、聖旨を傳達せらる、川島知事更に之を敷衍して、心得方を訓示し、終て直に本郡内の被害を視察せられたり、

滋賀縣

本月十四日其縣下東淺井郡外四郡震災ノ爲メ被害不尠趣被

聞食、

天皇

皇后兩陛下ヨリ金千五百圓下賜候條、罹災者救恤ノ補助ニ充ツベシ、

明治四十二年八月二十一日

宮内省

かくて御下賜金は被害各郡に分配せられ、本郡へは金一百圓を受領せり、

第二編 行幸啓志

災報 天聽に達し、明治天皇陛下は北條侍従を派遣せられ、慘況を視察し、災民を慰問し、且つ内帑を分ちて賑恤を賜へり、侍従は二十三日滋賀縣廳に着して、川島知事に聖旨を傳達し、翌日午前十時四十七分虎姫驛に下車、慘況を視察し、同夜長濱町下郷傳平氏の向陽館に宿泊し、日々罹災地の慘害を視察せらる、二十六日午前八時、北條侍従は本郡役所に出られ、郡内名譽職員町村長各町村罹災民總代等百五十名に對し、聖旨を傳達せらる、川島知事更に之を敷衍して、心得方を訓示し、終て直に本郡内の被害を視察せられたり、

兩陛下より御賑恤の御沙汰書左の如し、

滋賀縣

本月十四日其縣下東淺井郡外四郡、震災ノ爲メ被害不尠趣被

聞食、

天皇

皇后兩陛下ヨリ金千五百圓下賜候條、罹災者救恤ノ補助ニ充ツベシ、

明治四十二年八月二十一日

宮内省

かくて御下賜金は被害各郡に分配せられ、本郡へは金一百圓を受領せり、

第二編 行幸啓志

第二編 行幸啓志

第一章 明治天皇の行幸

第一節 初度の行幸

明治十一年八月三十日、明治天皇 東京御發輦、北陸道御巡幸の途に上らせ給ふ、是より先き七月二十四日、滋賀縣令籠手田安定は左の布達を御巡幸沿道の區長、戸長に下せり、

今般北陸、東海兩道

御巡幸の儀は親しく地方民情を可被知食、御趣意に付、百般の事務形容虚飾に亘り、一體の聖旨に不乖戾様厚く注意致し、庶民の困苦迷惑に不相成様可取計旨、其筋より達有之候條、左の事項厚く相心得、不都合無之様注意可致、此旨相達候事、

滋賀縣令籠手田安定

一 諸獻上物一切不相成事、

一 學校生徒奉迎の儀往々有之候處、其爲衣服を揃へ、或は帽履を新にし、後日其父兄の迷惑に歸し候儀も有之趣、右は畢竟虚飾の最も甚敷き者に付、假令奉迎致し候

も平素所持の衣服を用ひ候様可致事、
一御行列拜見勝手たるべく、且往來人差止むるに不及、庶民營業平日の通可相心得事、

一供奉官員宿泊の節、夜具其外需用の物品は可成丈有合せ可相用事、
一供奉官員は勿論、人足等に至る迄我意を唱へ、旅宿其外の者迷惑致させ候儀は無之筈に候得共、右様の者有之候は、無忌憚可申出事、

一御巡幸先 行在所御門出入の節は、區戸長其他總て本縣鑑札を以て出入可致事、
一前條大體の御趣意を奉じ、總て虚飾に流れず、無益の失費無之様可致は勿論、其れが爲別段民費賦課候様の儀有之候ては以ての外の儀に付、厚く注意可致事、

其後八月十五日、同二十九日、九月二十一日の三回左の令達及び縣令を下せり、

明治十一年八月十五日布達書丙一七四號

(略上)無益の工事を營み、虚飾之間敷儀有之候ては、聖旨に背戻し、不都合の次第有之候に付、假令庶民篤志上の協議に出づると雖も、工事新築等は勿論、萬事取飾り候儀決して不相成(略下)

明治十一年八月二十九日縣令第一課發

御巡幸に付縣廳所在の地

御泊りの節、有位者及維新前後王事に勤勞し、賞典に預りし者、禮服用爲伺天機、行在所へ參上可致旨、兼て被達候に付ては、右區内在住の人員無遺漏取調、來る九月十五日限り可被差出云々(報告難形あり略す)

儀伏拜觀人及び御通輦通行人、並牛馬諸荷物等取締心得を達せらる、

明治十一年九月二十一日布達書一九六號

一拜觀人は路傍に於て拜觀するものは直立敬禮致すべく、其立禮に慣れずして蹲踞するも亦苦しからず、家屋の内に於て拜觀するものは牀上に在るものに限りに坐せしむべき事、

一頰冠り裸體袒裼等の儀は決して不相成事、

一通行人は 御通輦竟るまで路傍に停立、又は蹲踞せしむべき事、

但し荷物を負擔するものは別に撤却せしむるに及ばざる事、

一路傍の小兒等儀伏内へ衝入せざる様篤く注意可致事、

一諸車及び牛馬を牽き來るものは横道へ引込しめ、人力車に乗る者は儀伏御差支なき場所に於て車より下り路傍に差控へしむべき事、

一往來筋の干物、并日覆等 御通輦の障碍となる者は取除かしむべき事、
一無蓋の糞桶を運搬する者は横道へ回避せしむべき事、

十月九日滋賀縣下に蹕を進めらる、縣令籠手田安定、越前木芽嶺に奉迎し、同夜敦賀行在所着御、十日伊香郡木の本行在所に着御、十一日本郡に入らせ給ひ、長濱町北船町吉川慶次郎の邸を御中餐所と爲し給ひ、それより長澤村法庄寺村、福田寺住職息長、米原村北村源十郎の邸に御休憩あり、更に鳥居本村有川市郎兵衛神教丸の邸に御小憩あり、同夜高宮行在所に入御、幣使を多賀神社に遣はされ、十二日草津行在所着御、十三日石山寺に御臨幸あり、同夜大津行在所大津師範學校に着かせ給ふ、十四日縣廳圓滿院に御臨幸あり、弘文天皇陵御參拜、大津營所演武式御親閲あり、當時蹕に扈從せし近藤芳樹翁が著せし陸路の記に當時の状況を記す、其一節を左に抄出す、

十一日本の本を立たせたまへり、さすがに近江は都に近き國なればにや、拜觀にいである男女のすがたも、やう／＼みやびたるやうに、おぼえて、こゝろにもそみつゝ、行はせに、いつしか朝日山ちかくなり、けふは空もはれたれば、塵もくもらでなぞ、古歌うち誦しつゝ、過ぬ、姉川をわたる、川原いと廣し、よべ長濱の吉田長作といふものより、行在所に入まゐらせて、其家の高き屋、みづらみのながめ、をかしきところ

なれば、休はせたまふべく、はからひたまはれど、願ひいでたりければ、宮内大輔のみづからみさきにゆきて、其家のさまをみばやど、おもふも、獨りも道のはせさう／＼しかりなん、いざそこにもど、すしめられて、諸共にけさは夜をこめて、出立しかば、九時ばかりに長濱につきぬ、いとふるくは、今濱といひたりしを、豊臣太閤、いまだ木下藤吉といひしほどに、こゝに城を構へて、長濱と改められけりぞ、かくでその吉田が別荘にいたりたりけるに、げに虫をせるごとく、湖を一目にみわたして、眺望いはんかたなし、高き屋を縁飲樓といふなるは、東坡の詩によりて、つけたりとか、遠くは比叡比良をはじめ、近くは淺妻筑摩のあたり、かぞへて二十四景となりたるよしにて、かゝるどころも、をさ／＼ありがたくおぼゆ、されども作りざまこそ、うるはしくをかしくもあれ、おまはりほど遠くて、らうがはしき、大路のほとりにさへあれば、しばしにても、いこはせたまはんこと、かたじけなければ、空しく過させたまへり、あるじおのれに歌こひしかば、

はたあまよりよつばかりかはみなとたに八十あるうみのひろきながめは
とよみてのこしおきつ、こゝは濱縮緬といふ絹を織る所にて、名高き湊なれば、富めるものも多かりとぞ、さてそれより、西のかた、平方下坂など、みな海のほとりにて、渚

つたひいどをかしきを西南ひろくはれわたり、めも遙かなる田中にて、こゝかしこ
村里ども多かれば、所の名をも、こゝくはどひもあへず、行程に、米原になりぬ、ま
たよきところにて、朝妻も、入江をへだて、みえたり、むかしはうかれ女の多かりし
所なりしに、今は商人のみ家たてつゝけたれば、烟こそゆたかにたちこめたれど、あ
はれをかくべきくさはひもなく、さうし、矢倉といふ里が、北陸道と中仙道と、
いであふ所にて、こゝよりは、道のはばも、いたく廣くなりて、磨針峠を、ひだりのかた
に仰ぎつゝ、鳥居本を過ぎぬ、むかし、多賀神社の鳥居の、ありしかば、所の名をかくい
ふよしなれど、今はたゞ名のみなり、此驛より西の方は、いよゝ、都めきて、姿かたち
のうるはしき女ども、おほくたちさまよへり、大堀川の橋をわたりて、高宮につきぬ、
多賀神社に詣でまほしくおもひつれど、一里ばかりも、あるよしなれば、どゞまれり、
此神は古事記に、伊邪那伎大神者、坐淡海多賀也と、みへたるみやしるにて、神名式犬
上郡多何神社とあれば、いまもいたく、尊まれたまふべきおほんことなるを、いかな
るゆえにか、國幣の列にだに、くはしらせたまはず、神のおほんうへにだに、すぐせの
よしありたりと、おもふにも、いどかしこくあやしくなん、されどうへには神代
のいにしへを、おもほし出たまへるにや、高辻待従を、詣でさせたまひて、幣料まゐら

せたまへり、夜ふけて、風のさむくふき出ければ、

犬上の川かせわれてさむき夜もひとりたびぬの床の山下
十五日本郡名越村西黒田村名超寺に安置さるゝ後鳥羽上皇の御像を大津行在所に
召させられたれば、住職名越還叔等御像を奉じて、行在所に伺候し、天覽に供したり、明治
二十三年十月、勅額下賜巻頭筆の特典は實に此時に胚胎せり後鳥羽神社同日京都に
行幸、二十日還幸の途に就かせ給ひ、同夜大津に着御、翌日草津より東海道御通輦の豫
定なりしが、桑名驛に流行病發生の爲、道を中仙道にとらせられ、二十一日高宮行在所
に着御、二十二日再び本郡に入らせ給ひ、午前八時三十分鳥居本村有川市郎兵衛の邸
に御小憩、御召の馬車を御輿に替へ、磨針嶺へ御上りあらせられ、嶺上田中作次郎の望
湖亭に御休憩し給ひ、大湖の風景を愛でさせらるゝこと一時間、やがて御發輦、番場村
北村敬策の邸に小憩し給ひ、更に醒井村江龍潛の邸に御休憩あり、同驛醒井の清泉の
畔に不斷櫻ありて、初冬に花を開きしを、籠手田縣令一枝を折らしめ、天覽に供せり、叡
感斜ならず、同夜の行在所たる大垣驛まで持たさせられ、御賞愛したまへりと、次に柏
原村南部破竹の邸に御中餐を召させられ、同村と清瀧村との境界なる猫居坂にある
元弘の忠臣中納言具行卿の墓に増山侍従を差遣あらせられ、祭糞料を賜ふ、それより

岐阜縣に御巡幸あらせらる、以上本郡は北陸より御南幸の途次と御還幸の途次と二回龍輦を迎送し奉り、全郡の老若男女沿道に驚列し、親しく玉車を拜し、聖恩に感泣したり、當時供奉の諸員左の如し、

岩倉内大臣 徳大寺宮内卿 品川内務大書記官 大隈參議 井上參議

谷森太政官少書記官 近藤芳樹 杉宮内大輔 香川、山岡、堤の三宮内大書記官

櫻井宮内少書記官 橋本式部二等掌典 岩倉式部三等掌典

佐々木、土方の一二等侍補 高崎二等侍補 山口三等侍補 伊藤一等侍醫

伊藤三等侍醫 堀川、北條、増山、高辻、富小路、東園、片岡の各侍從 藤波、萩の二侍從試

補 京極從五位 廣幡宮内十一等出仕

大山陸軍少輔 林内務少輔

比志島少佐 本田大尉 高橋、磯島、横池、高田の四中尉 川中、佐久間、富田、細井、栗栖、

小田の各少尉 川路大警視、永田大警部、其他近衛兵、内膳課、調度課、内匠課、内廷課、御

厩課等の諸員

當時本郡内に御中餐或は御休憩あらせられし諸邸の現況は挿圖とす、但其中、長濱町

の吉川邸と、柏原の南部邸とは、現存せざるにより、挿入せず、

前記せし陸路の記の編者近藤翁は、東海道御還幸の順路を記し、更に海路の記を著さんとの志なりしが、其稿未だ就らざるに、黄泉の人となりしを以て、御還幸にかゝる本郡内の順序の傳はらざるは遺憾なり、然れ共、當時蹕に扈せし、故男爵高崎正風翁は、近藤翁の主旨とは、異なれども、御巡幸沿道の臣民が、獻納せし和歌詩文等を蒐めて六巻とし、題して「千草の花」といふ、その滋賀縣の部中、本郡に係るものは、二三の和歌と、誠良學校生徒の作文數篇に過ぎず、依て之を左に抄出す、

吉田長作 平民坂田郡

大君のみゆきを待て琵琶の湖や浪もしらぶるいとたけの音

木村寛翁 平民坂田郡
下村七十二年

かしこしなけふの行幸にあふみちや靡くみづはの浪もしづかに

三浦倉介 平民同郡
市場村

かしこしなゆたに行幸の空はれてちりだにかゝる隈もなき哉

御巡幸拜觀ヲ催ス文

澤 重次郎 西ヶ年

尺素啓シ奉リ候、時、下秋涼相催シ、大ニ凌ギ好ク相成候處、貴兄近狀益靜逸御消光至

賀本リ候、陳者、兼テ承リ居候通、聖上 八月三十日東京御發轍ニテ、北陸東海兩道御巡幸アラセラレ、本月十一日長濱御通轡之由ニ付、拜觀仕度候、此迄ハ龍顏ヲ拜シ奉リ候杯ハ、凡人ノ迎モ相叶フベキ事ニ之ナク候處、御維新以來ハ上下隔絶ナキ様、平人トテモ拜觀ヲ許サセ玉ヒ、殊ニ此度ノ御巡幸ハ、親ク天下ノ景況ヲ觀覽アラセラレ候思召ニテ、實ニ感戴至極ニ存ジ奉リ候、依テ長濱ヨリ米原マテノ御沿道ニテ拜觀仕度存候間、右御誘マテ此ノ如クニ候也、

誠良學校上梁式祝詞

宮川彌八郎 七十四年

夫レ人ハ生テ天地ノ間ニ稟ケ、種族分派スト雖モ、各本分ノ作業アリテ、功ヲ積ミ、力ニ食ム者ナレバ、一日モ空手座食シテ徒ニ光陰ヲ費ヤシ、明ニ天功ヲ食ルベカラズ、人ニ賢愚ノ別、才識ノ淺深アルハ、皆學アト學ザルニ在リ、勉メテ學アトキハ富商大家トナリ、學バザルトキハ傭隸賤工ナラザルヲ得ズ、此レ學校ノ設アル所以ナリ、我誠良學校モ新築功竣リ、爰ニ上梁式ヲ行フ、其築造ハ左右教場アリテ、其中間ニ試験場アリ、三層ノ高樓、巍然雲際ニ聳ヘ、其高大ナル實ニ驚クベシ、其白壁ハ遠ク伊吹山頭ノ白雪ニ映シ、窓戸ノ硝子透明坐ナガラ遠近ヲ望ムベク、第四番中學區中一二ヲ爭フベシト雖モ、亦溢美ニ非ザルナリ、式ニ臨マテ之ヲ祝ス、

入學ヲ賀スル文

小路百次郎 六十四年

寸毫晉啓、陳者昨日ハ吉辰ニ依リ、高堂ノ御賢息學齡ニ至リ、御入學ノ由芽出度存入候、素ヨリ天稟御秀邁ノ御性質ニ候ヘバ、等級モ漸次御進歩ノ程、他生ニ勝ルベクト恭悦ニ堪ヘズ候、茲ニ因テ下等小學教科書一組進呈致候、御笑納下サレ度候、草々頓首

遠方ヨリ父ニ寄スル文

小澤 久平 六十四年

尺素啓シ奉リ候、時下秋冷相催シ、大ニ凌ギ好ク相成候處、尊大人倍御機嫌克御起居在セラレ、芽出度奉存候、次ニ私事無異ニ勤學罷在候間、御休念願奉リ候、借先日ハ定期試験ニテ、下等小學第三級試業之處幸ニシテ及第仕候ニ付、是亦御放念願奉リ候、夫ニ付當校モ暫時休業ニ候間、兩三日ノ内暫時歸宅仕度心得ニ付、拜願之上萬體申上ベク候、頓首百拜、

縣令公ノ臨時試驗期日ヲ報知スル文

山本梅次郎 五十二年

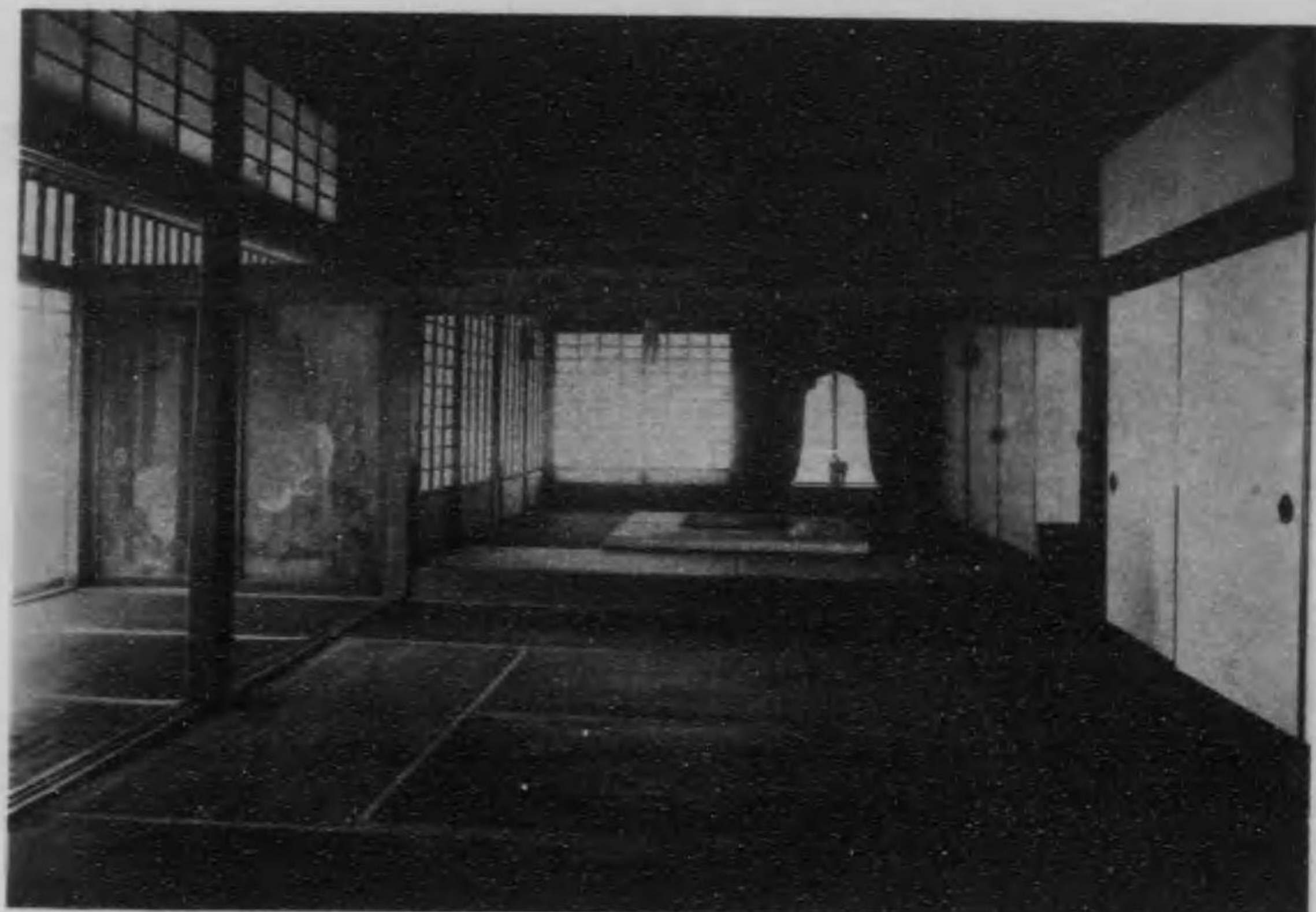
一輪呈上致候、時下追々秋冷相成リ候處、御滿堂御清逸欣喜奉リ候、借文運日月ヲ追テ盛獎ニ趣キ、一昨九年縣令籠手田安定公已ニ各校生徒ノ臨時試驗ニ相成リ、今年モ亦御巡廻ニテ、南部諸郡ハ已ニ相濟、當郡モ愈本月ヨリ御着手ニテ、本月十四日ヨリ三日間當校ニ於テ御試驗相成リ候由ニ承リ候間、御閑暇ニ候ハ、試驗ノ景況、學校ノ體裁等、御一覽ガテラ御來駕奉待候、草々頓首、

定期試験を報ずる文

石川きくゑ 二十三年

一筆申上、時分がら朝夕冷氣相加里候之ころ、皆々機御機嫌さまよく御暮しあ

明治天皇行在所



法性寺村福田寺



入江村北村源十郎邸

明治二十年一月、天皇后兩陛下京都に御幸、二月二十一日京都御發轅還幸あらせらるし時、大津より汽船に召させられ、湖上御渡御、本郡長濱港に御上陸、淺見又藏の別邸慶雲館に御休憩あらせらる。館は湖涯にあり、萬頃の銀波連山の起伏と相應じ、眺望

第二節 再度の行幸

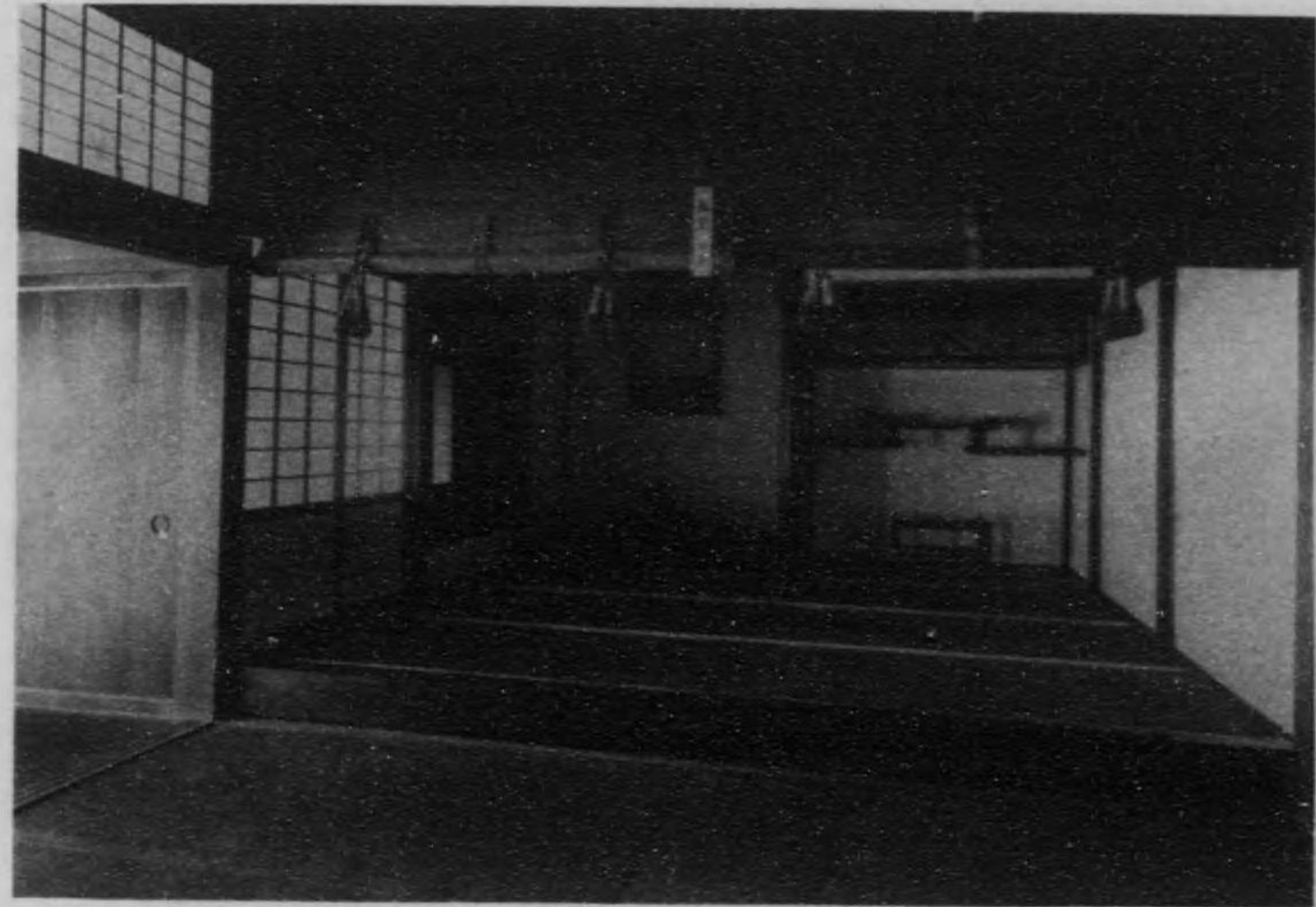
寸紙啓呈、時下追々秋冷相催、皆々様御健達ノ由、目出度存候、豫テ御報通致置候、當誠
 頁學校上棟式モ、本月六日ヨリ三日間行ハレ候テ、右上棟式中、貴兄何カ御差支之ア
 リ候哉、御來臨無之殘懼此事ニ候、惜其式中ノ景況ハ、神拜式相濟ミ、尋テ教員、及ビ生
 徒ヨリノ祝詞ヲ朗讀シ、盡テ吉川中講義ノ説教等、最モ爽ニ有之候テ、村人ノ雜沓甚
 敷、其景況チ一々報徹仕度心慮ニ候得共、筆端ニ盡シ難ク、唯其機ニ御外臨テ遺憾ニ
 存候、依テ粗報旁短箋ヲ呈シ奉リ候、早々頓首、

本校上棟ヲ報ズル文

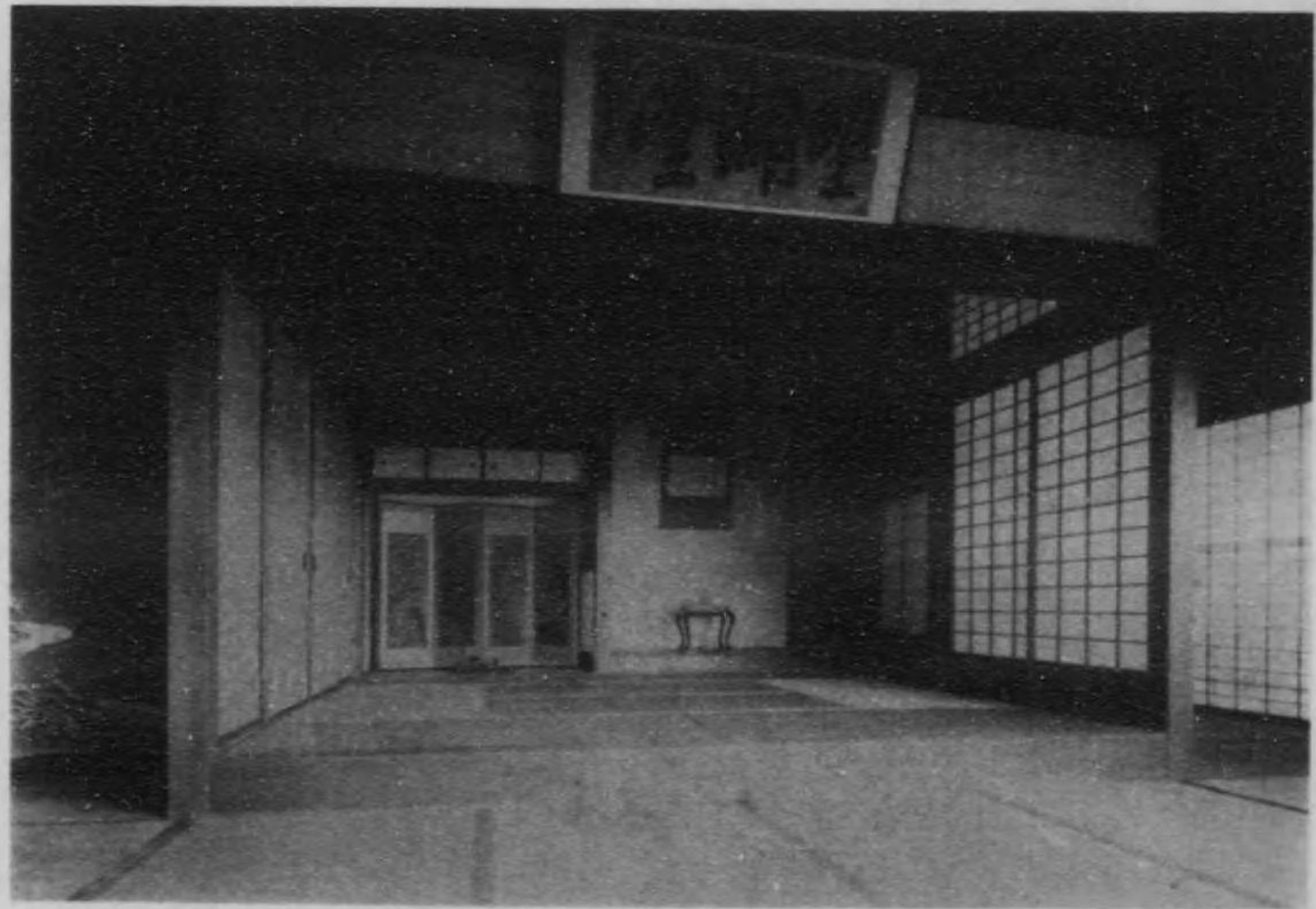
尾木文次郎 十三
 四ヶ月

そばし、茅出度ぞんじと、左様候得ば兼て御辱申上候通、定期卒業試験も愈本月廿五日より當校において執り行はれ候と、決定仕候て私共の平素不勉強者は太だ懈心いたし居候へども、期日至り己を得ざる事に候、依て此段御しらせ申上と、御差支もおはしませず候は、何卒く御來觀待上まゐらせ候と、

上 全



鳥居本村有川市郎兵衛邸

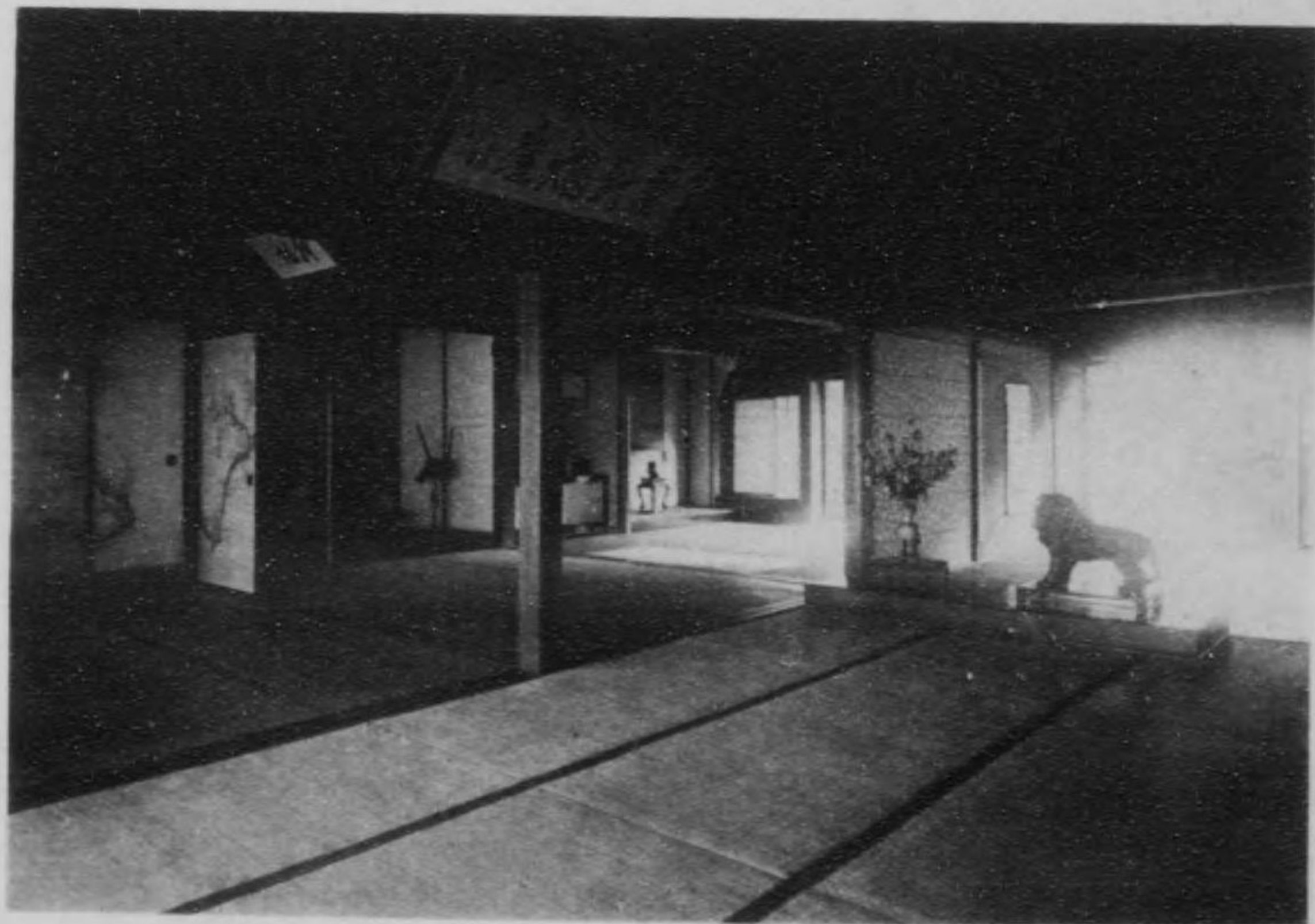


鳥居本村磨針嶺中田作次郎邸

全 上



息郷村北村敬策邸

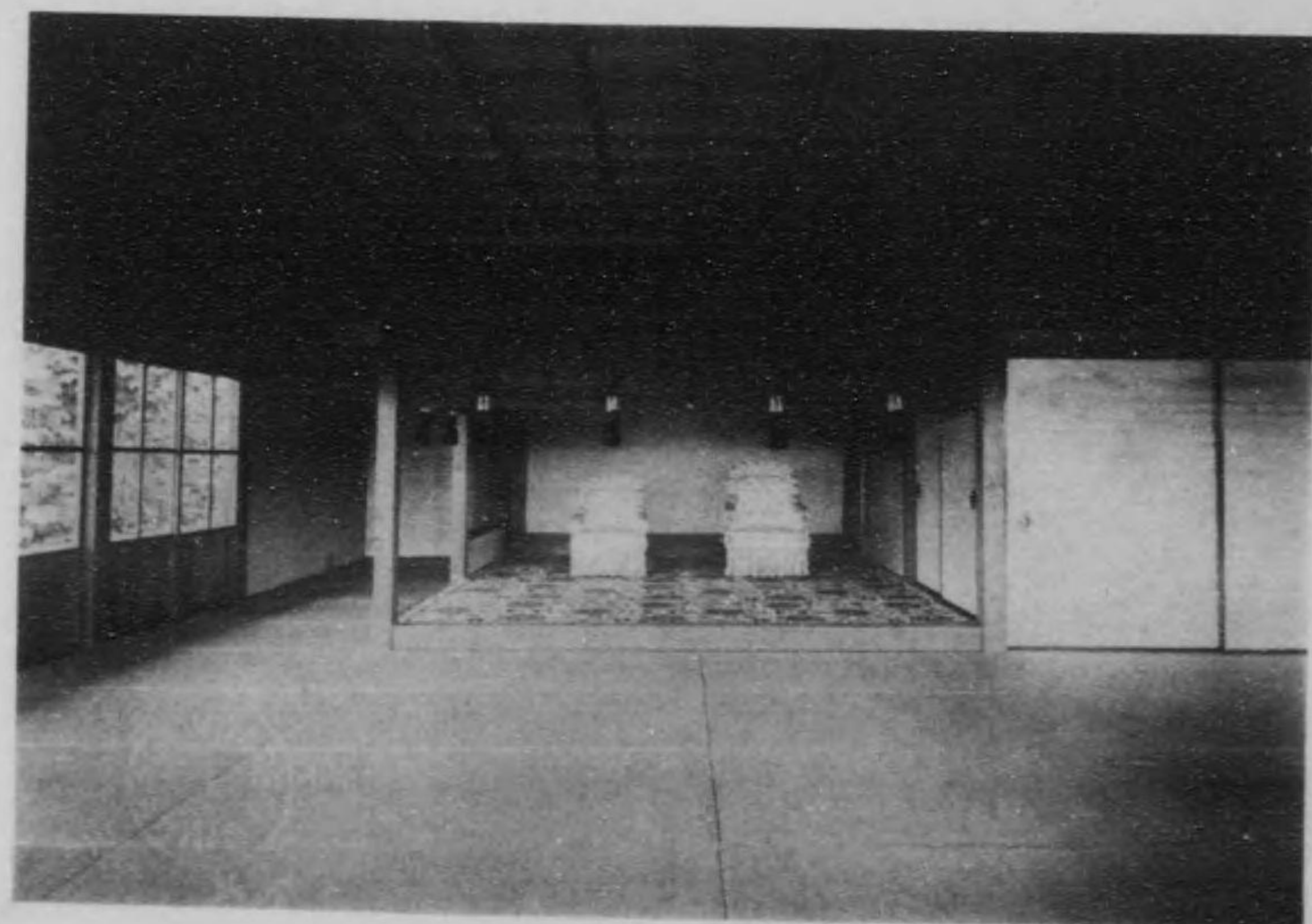


醒井村江龍潜邸

上 全



館雲慶町濱長



座玉館雲慶

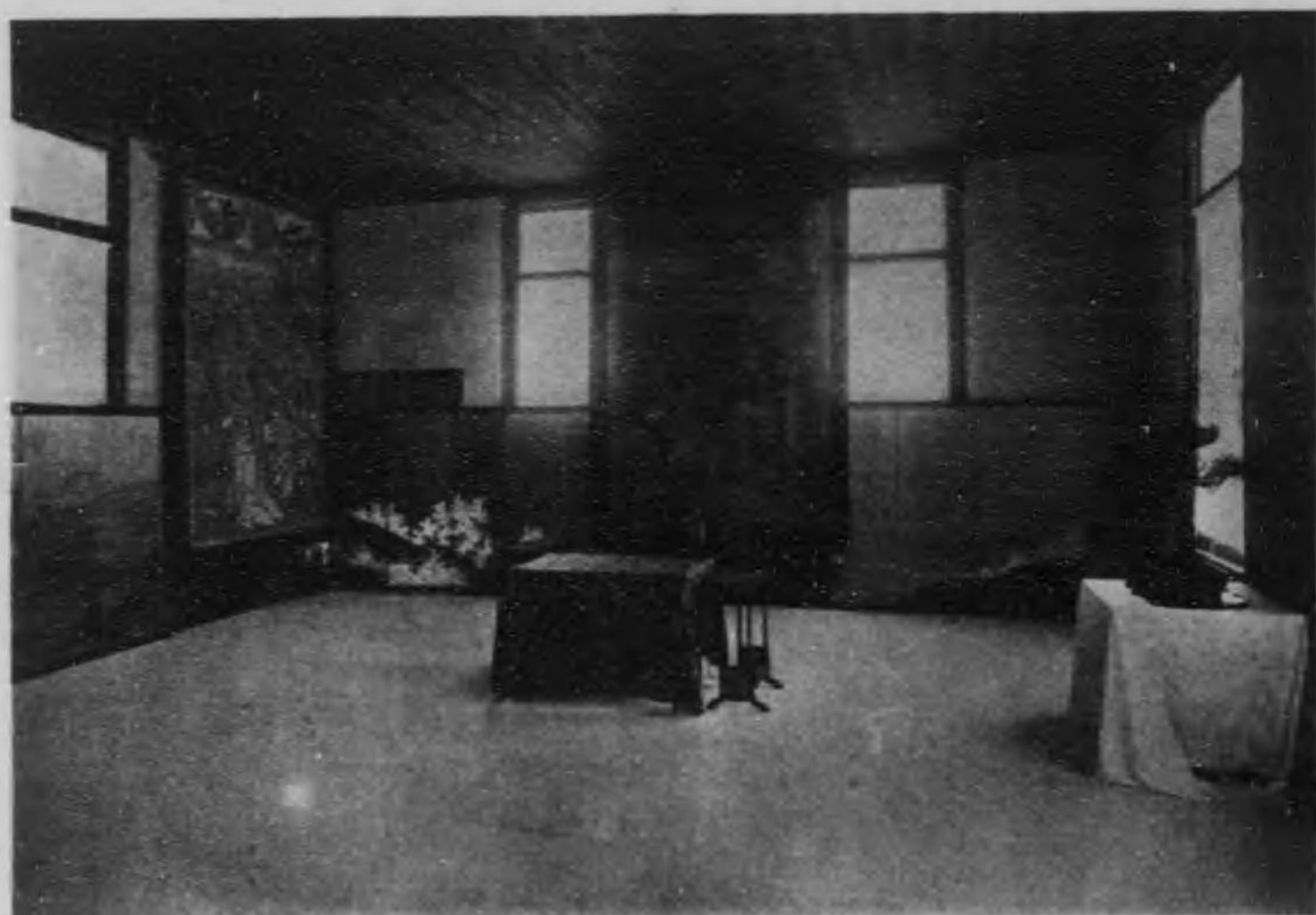
宏潤、兩陛下深く御賞覽あらせられ、御中餐の後汽車に乗御、御歸東あらせられたり、後銅瓶一對を館主に賜ふ、玉座と賜品との寫眞を挿入す、

第二章 皇太子殿下の行啓

第一節 初度の行啓

明治四十三年四月八日より約二週間の豫定を以て、本縣下及び岐阜縣下に於て陸軍參謀演習を實施せらる、陸軍少將宇都宮太郎統裁官たり、同月十三日與參謀總長、東宮侍從武官等の一行も統裁官一行と共に長濱町に一泊あり、十四日午前七時一行は長濱發米原に出で、中仙道を東し、春照村大字大清水なる岩[○]層[○]山[○]に登り、實地講話ありたり、是より先き皇太子殿下^(今上陛下)御見學として本郡に行啓在らせらるゝ旨達せられければ、澤郡長は伊藤課長以下の郡書記をして、諸般の準備を分掌せしめ、岩層山上には御野立所^(三間四間)演習員休憩所^(三間五間)等を新設す、此日殿下には午前九時四十七分關ヶ原停車場に御着あり、直に愛馬花園に召させられ、本城東宮武官御先導、村木侍從武官長、本多、有馬、西侍從、伊勢侍醫、木村調馬師等騎馬にて北國脇往還を本郡に入らせ給ひ、春照村大字藤川より岩層山に向はせらる、薄岐阜縣知事、川島本縣知事以下腕車にて御供申上げた

皇太子殿下御座所



縣長濱農學校



近江製絲會社

午前十時三十分岩層山の麓に御着馬を下り徒歩山上の御野立所に入らせられたり、岩層山は膽吹山の南端に隆起する一山にして、石灰岩よりなり、岩頭疊々として古へより戦事上の史蹟多き處なり、戦國時代に此岩角に簀を着せ擬兵とせしにより、一に簀着山の稱あり、殿下の御野立所に入らせ給ふや、先着の奥參謀總長御前に御機嫌を伺ひたり、やがて演習軍の赤軍先づ至り、次で青軍も到着したれば、天幕内の卓上に地圖を披き、殿下の御前にて奥參謀長、宇都宮總裁官より演習上の諮問を開始したり、それより御晝餐ありて、後兩縣知事に拜謁を許され、種々の御下問あり、午後更に圖上戦術の御親閱、講評の御傍聴あり、午後二時三十分還啓、御旅館大垣町に向はせられたり、山東部各村長、縣郡會議員、小學校職員、生徒(尋常五年以上)地方の老幼男女出でて奉迎し奉れり、中にも老幼男女は風容を拜して合掌禮拜を爲す、當日の供奉員左の如し、

- 奥參謀總長 隨行尉官副官二名
- 演習員兩軍の區分左の如し、
- 總裁官 陸軍少將 宇都宮太郎
- 補助官 陸軍砲兵中佐 小野寺重太郎
- 補助官 陸軍騎兵大尉 建川美次
- 村木侍從武官長 本城東宮武官 本多侍從 有馬侍從 伊勢侍醫 判任官三人

赤軍

歩兵中佐 長坂研介
 歩兵少佐 白石通則
 砲兵少佐 吉井幸太
 歩兵大尉 川田明治
 歩兵大尉 本城嘉守
 歩兵大尉 竹森正一

所屬外三等主計正 小池精四郎

三等軍醫正 英健也

地方官の現地に出張したるは川島知事、東園警部長、清水技師、藤田事務官補、北村警部、青山縣屬、澤郡長、長濱警察署長、醒井入江分署長、岐阜縣よりは薄知事警部長、縣屬一名、郡書記一名、

御野立所の設備

岩層山上眺望廣濶なる地點を相し、生杉柱を四方に樹て(三間)中間青竹を棕梠繩にて結附け、紫縮緬幔幕を以て圍ひ、新調の卓子(白檜)一個、御椅子壹脚を据附たり、御用品は

青軍

歩兵少佐 平山治久
 歩兵少佐 須永友四郎
 歩兵少佐 南部貞次
 工兵大尉 工藤貞喜
 歩兵大尉 菅順藏
 歩兵大尉 松井七夫

一切宮内省より携帯あらせられたり、

第二節 再度の行啓

明治四十三年十月、近畿地方に於て工兵特別演習舉行せられ、皇太子殿下行啓仰出され、京都二條離宮を御座所とせられ、十月六七八の三日間、本縣に親臨あり、文物制度殖産等の御親察あらせらるゝ旨、十月一日附を以て村木東宮大夫より通達ありたり、是より先き錦小路東宮主事より殿下行啓の内議ありたれば、川島知事は郡市長に其の旨を傳へ、諸般の準備を爲さしむ、本郡には縣立長濱農學校と近江製糸會社とに御臨啓あるべき由達せらる、澤郡長は町村長を召集し、郡内に臨時大清潔法を施行せしめ、傳染病の豫防を嚴にし、記念事業を經營せしめ、町村税の滞納を整理する等諸般の準備を期したり、

十月四日殿下の御思召を以て、俄に御旅館を大津市三井寺山内圓滿院に定め給ふ、六日午前八時四十六分馬場驛御着、直ちに腕車に召され、滋賀縣廳に御着、正廳に於て知事其他縣下の貴衆兩院議員帶動者七十餘名に拜謁を賜ひ、次に縣會議事堂に於て褒賞拜授者其他功勞者二十九名に賞詞を賜はり、それより女子師範學校、歩兵第九聯隊、

弘文天皇御陵、唐崎等御巡覽御參拜あり、午後四時十分圓滿院の御旅館に入らせらる、七日午前八時御出門、師範學校、膳所中學校、農事試驗場、石山寺、八幡商業學校、近江帆布株式會社工場等へ御巡覽、午後四時馬場驛に御還啓あらせられたり、

八日午前八時二十五分御出門、本郡に行啓あらせらる、此の日午前四時より小雨ありしが、七時に至り歇みたり、長濱町には遠近の男女老幼は曉を拂ふて沿道に集り、學校兒童各種團體等豫定の所に整列し、行啓を拜觀せんとし、米原驛にも五分間停車ありたれば、本郡河南部の小學兒童一千二百餘名、在郷軍人、赤十字社々員等、各種の團體數百人は同驛に出て、鳳車を奉迎す、十時一分宮廷列車は米原驛に着き、十時二十分長濱驛に安着せり、此時長濱公園にて二十一發の煙火を揚げ、停車場には文武高等官、縣郡會議員、町村長、神官、僧侶、在郷軍人、赤十字社々員、愛國婦人會、其他各種團體數千人整列敬禮して、鶴駕を迎へ奉れり、殿下には陸軍中將の軍服を召され、村木東宮太夫以下多數の供奉員を隨へさせられ、腕車數十輛大綠門を通過し給ひ、肅々として直ちに農學校に向はせらる、殿下は玉車の幌を徹せられ、奉迎者に御會釋あらせられ、十時三十分農學校に御着、職員生徒は門外に、拜謁者は門内に整列し、添田事務官、池田校長等御車寄に奉迎し、校長の御案内に依り、御座所に着御あらせられたり、

御座所は東面にして、後に古土佐金地着色吉野山の圖ある屏風一雙を立て繞らし、且つ「ごぶらん織」人物模様の壁掛二枚を張り、御目隠しには曾我肅白筆金地山水の屏風を立て、懸崖の古松に錦木の盆栽を配置す、御小憩後川島知事より學校一覽を奉呈し、次で池田校長船津、淺沼兩教授に拜謁を賜り、御寫眞を下し賜ふ、それより校庭に下り、生徒の作業を御覽あり、次で標本陳列室に入らせられ、同校生徒の成績品二百五十六點、并に本郡小學校兒童實業補習學校生徒の成績品百八十一點、東淺井郡各學校の成績品百二點に台覽を賜り、種々の御下問あり、拜謁室に臨御、滋賀縣技師生方五郎外二十二人に謁を賜ひ、淺沼、村田兩教諭の授業を巡覽あり、農業實習地に進ませられ、直ちに近江製糸株式會社に嚮はせらる、學校より梨子、葡萄、苹果各一籠を献納せしに、尙すくをつしゆ、浮形南瓜、茄子、蕃茄の四種は御旅館に差出すべき御下命ありたり、其他御持歸りの光榮を荷ひし生徒成績品と合せて、船津教諭直ちに之を携帶し參候捧呈せり、殿下は御成り道を宮町通りに出で、八幡神社鳥居前より近江製糸株式會社に嚮はせられたり、沿道には坂田、東淺井、伊香の高齡者二百二十三人(坂田郡八十七人、東淺井郡九十四人、伊香四十二人)路座合掌して奉迎せり、會社門前には下郷社長以下、間部子爵株主一同御車寄に奉迎し、社長の御案内にて御座所に御小憩あらせらる、御座所には鍋島綴通を敷き詰め、雲谷

等益筆泥引樓閣山水の屏風を繞らし、白無地鹽瀬の御張紫縮緬の幔幕を張り、御椅子卓子等善美を盡したり、下郷社長は知事を経て會社一覽表を捧呈し、次で間部子爵に謁を賜ひ、御小憩の後工場に臨ませられ、親しく作業を御台覽あり、午前十一時十五分還御仰せ出さる、此の時秋雨沛然として至り、玉車幌を掛けさせられたれども、沿道子民の奉送は奉迎の時に同じく、大手町通りを西に出で、左折して停車場に入らせ給ひ、直ちに宮廷列車に移乗遊ばされたり、二十一發の煙火は長濱公園に轟き始め、玉車は南進して彦根に向ふ、時に十一時二十五分なり、同時五十五分玉車は彦根驛に着き、それより井伊伯爵の新築城山の便殿に御登臨御晝餐あり、次で伯爵以下諸員に拜謁を賜ひ、湖北の山水を御眺望あり、御下山の後彦根中學校、同高等女學校を御台覽あり、午後三時彦根驛發、三井寺に御還啓あらせられたり、かくて九日には高槻へ行啓あり、工兵第四大隊の作業御覽あり、十日には舞鶴軍港に行啓あらせられ、十一日午前八時二十分圓滿院御出門あり、同時五十分馬場驛發車御還啓あらせられたり、(寫眞參照)

第三編 土地志

第三編 土地志

第一章 坂田郡の地勢

坂田郡は近江國の東北に位し、東は美濃國不破郡養老郡に界し、西は琵琶湖を隔て、高嶋郡に對す、南は犬上郡に接し、北は東淺井郡に隣る、地球の經緯度に於ける位置は、東端にて東經百三十六度十四分三十七秒、西端にて東經百三十六度二十六分三十九秒、即ち本郡内に於て十二分〇二秒なり、南北は南端にて北緯三十五度十四分五十五秒、北端にて北緯三十五度二十六分四十九秒、本郡内に於て十一分九十四秒なり、東西の最長は三里十七町にして、南北は四里壹町、面積十五方里、一五なり、臥龍山は郡の中央に南北に横臥して、交通の障害をなす、天の川は東より西に流れて、臥龍山の南端を通ず、故に山川の脈理によりて、自然に郡を三大別す、山東、山西、河南の三稱、依て生ず、中仙道は山東部より河南部に通じ、犬上郡に出で、北國街道は河南部より山西部を通じて、東淺井郡に入る、又北國脇往還ありて、山東部の北邊を通じて、東淺井郡に入る、この三道は三角形を成し、郡の大動脈たり、上古以來郡内に史蹟を多からしめし原因、こゝ

に存す、山東部は膽吹山と靈仙山との裾野に墾かれたる部落にして、山丘所々に突起して、平野をなさず、田區不規律にして、山腰島地多し、山西部は一望平野にして、面積の大部分は水田を爲し、田區整然、條里の古制度を窺ひ安からしむ、加ふるに西は湖水に接して、眺望最も廣濶なり、古へ平瀉ひらたの總稱ある所以なり、河南部は東南方の半は山谷にして、一起一伏の山麓に墾かれたる部落多く、只街道に沿ふ平地に美田を列ねたり、郡内を現在一町十八箇村に劃し、大字百八十區、人口七萬二百有餘人あり、

第二章 郷庄名の變遷表

郷庄名の由來は中卷既に之を記したり、茲には本郡の郷庄が時代によりて如何に變遷せしかを知らしめん爲に、左に之を表示す、郷庄の始めは一定の公稱にして、和名類聚抄に記さるゝ郷名は即ち其一なり、莊園に地頭を置くに及び、古への郷長は其名有れど實なく、庄長起りて其庄務を支配し、庄名は郷名に代りて其稱熾なり、南北朝の大亂、應仁文明の戰亂を経て、地方割據の武士が社寺、門跡、公卿等の傳領せし土地を押奪するに及び、郷庄の私稱益、多くなり、遂には領主の姓氏を郷庄の名に冒すさへあるに至りては復雜極りなくなれり、故に古の何郷は今の何村と何村とに當り、又古の何庄

は今の何村より何村までの地域なるや等の區劃を爲すは、甚だ不可能の事なれば、こゝには山東、山西、河南の三大別として、其郷名の變遷を記す、但し山東河南には古今の變遷少なきも、山西の平野は最も變遷の甚だしきを見るなり、

山東部 凡 柏原村 春照村 伊吹村

(奈良時代) (平安朝以後の古文書記録)

息長北庄
 驛馬郷——柏原庄——柏原庄
 大原郷——大原庄——伊吹庄 (大泉郷見ゆ)
 長岡郷——長岡庄——大原庄 (春照郷見ゆ)

河南部 凡 醒井村 息長村 日撫村 島居木村 法性寺村の一部
 伊福庄——黒田庄 (日盛郷見ゆ)

(和名類聚抄) (平安朝以後の古文書記録)

(東大寺要録)
 息長南庄——上丹郷——箕浦庄——箕浦庄
 朝妻郷——富永庄——朝妻庄
 私市庄——驛馬郷の一部——朝妻庄——富永庄

下丹郷(一) 小野庄 小野庄

十六條庄 庄嚴寺庄
十七條庄 靈仙寺庄

山西部 凡日旗村の幾部 北郷里村 神照寺村 六莊村 西黒田村
長濱町

(東大寺要録) (和名類聚抄) (平安朝以後の古文書記録)



第三章 村名の由緒と沿革

附地變

長久寺

柏原

古へ長比なげくらと稱せし地名に因み、長久寺といふ寺を建て、其寺亡びて寺名村名となる。
桓武天皇の時、此の庄内の荒蕪地を開墾せられしにより、同天皇の御名に因みて其名起れり。

清瀧

應徳二年以後、柏原庄は山城國醍醐三寶院の領地となりしが、其以後醍醐清瀧宮を此地に分祀し、依て清瀧の名村名となれり。此村は一に殿村と稱せり、江北の守護京極氏

在住せしに因り、應安六年の文書に杉殿村と見え、永享七年の文書に殿村と見ゆ、

梓河内

元來此村は二區に分れ、南の溪間に在るを河内と稱し、北に在るを梓と稱せしが、河内の名は犬上郡にもありて、混じ安きにより、梓の河内と呼び、終に梓河内と合稱するに至れり、

須川

古へ菅生の文字を用ひしに、後今の字に改む、

大野木 村木 杉澤

此三村名は皆樹木に因みし名なり、古へ膽吹山麓一帶の樹林なりしによるか、

大清水

古へは大泉村と稱せしを、後今の名に改む、永享年間の神鐘の銘に伊福庄内大泉郷と見ゆ、蓋し神社鎮座の丘麓より清泉の迸出するに起因せし名なるべし、

藤川

膽吹山より出で美濃國不破郡に流るゝ川あり、今は藤子川といふ、古へは藤川なり、其上流に在る村なるを以て村名となりしと云ふ、枝郷に暖水村ありしも、今は其跡を存

するに過ぎず、西に寺林と稱する一團あり、

上平寺

上平寺かみひらでらと稱し、古き大寺ありしに、其寺亡びて村名となれり、今は音讀にて上平寺かみひらでらといふ、

高番

上古倭姫命が天照大神を奉じて暫く此地に停まり給ひし地なりといふ、されば高座たかくらの意なるより高番と稱へたりと、

春照

古へは水上の文字を用ふ、膽吹山麓にして、水の上なる意なり、後今の字に改む、

彌高

彌高山やまたかは古き近江の名所なり、其麓に在る村なるによりて、彌高と稱ふ、古へは坂口村と稱せり、之れ彌高山の坂口なるによりてなり、故に一名彌高坂口と稱す、

上野

膽吹の山麓に開墾せられし地にして、他の村落より最も上に在る平野なり、依て上野と稱す、古へは七郷に小別せり、松尾村、野頭村等も其内の名なり、

伊吹

有名なる伊吹山によりて其名出づ、膽を伊に用ゆるは其所以分明ならざれども、好字を改め用ひし時より今の文字となりし歟、

太平寺

太平護國寺の寺號村名となりて存するものなり、

小泉

小泉の名は其起源分明ならず、然れども此の地に傳はる古説に、今蟬合と稱する所より淺井郡曲谷村まで、古へは湖水なりしが、寛平年間多留見の瀧陥落し、其後長尾寺の僧深宥の開鑿によりて、湖水は枯れたり、其後此所に村居始まれりといふ、

按ずるに此説構造の偽言には非ざるべし、蟬合の地膽吹、七尾兩山の間最も狭き溪間にして、姉川の溪流僅かに通ず、一竿猶能く兩山に達せん程の山峽なり、而して東方なる膽吹山の西面は白砂利の峻嶮にして攀づ可からず、此峻嶮こそ古へ山角の崩壊して、其土石溪間に落ち、七尾山の麓に沈積し、溪峽爲に塞がり、依て溪水溜り、所謂湖水を爲し、巨巖の堰止は瀧を爲し、多留見の瀧の奇觀を構成したるにて、天災に因りて地變を生せしなり、後に長尾寺の山僧深宥が之の堰止を破壊し、溪流通じて

湖水の滅亡となり、溪間の地變は復舊したるなり、今土人の説を聞くに、白砂利の西なる七尾山の山麓に附着する土質は、其山の土質と全く異にして、膽吹山の土質に同じといふ、之れ古へ崩壊の土壌が附着して存在するものにて、古への地變を徴すべき證據なり、而して姉川の溪流中に蟬岩と稱する巨巖二個現存す、これぞ當年多留見の瀧の堰止物の紀念なるべし、

大久保

古へは大窪の文字を用ひしが、後今の字に改む、

間田

其地丘陵起伏の間に開きし田圃なりしにより、村名起れりと傳ふ、蓋し古き地名なるは其訓によりて想像すべし、

小田

此の村名につきては奇説を存す、小田は古へ梁田と書きしを、いつしか其村の古記録、鼠害に罹り、梁の字の上部を失ひ、下部の小のみを残せり、それより小田を、やないだど訓すといふ、按ずるに猶研究の餘地あるべし、古へは落河、金屋、小田の三區なりしを、近古合して小田と稱す、

野一色

其起源分明ならず、一説に山なく川なく野一色なりしより、其名出づといふ、

井の口

村居田に通ずる井堰の口に位するを以て、井の口の名出づといふ、

村居田

村は群むらにて、人の群居するを村と稱す、村居田の名讀で字の如し、蓋し古名なるべし、按ずるに古へは村居立なりしに、後に立は田に變せしにあらざるか、枝郷に板戸あり、一説に古へ坂戸なりしを、土は木に代りて板戸となりしといふ、

坂口

横山城に登る坂の口なるを以て、坂口と稱へ、古へは小鳥脇とも稱せりといふ、近古小字田中と稱する田隴の間に移住するもの多く、現時僅かに三戸を存するに過ぎず、

鳥脇

村名の起因詳ならず、古へは大鳥脇と稱へしといふ、之れ小鳥脇に對する名ならん、

朝日

古へ上夫馬村と觀音寺村との二村なりしを、明治十一年合併して、朝日村と改む、古名

上夫馬は下夫馬に對する名稱にして、觀音寺村は觀音寺の寺名に因る、

下夫馬

名義の起源分明ならず、下夫馬と稱するは上夫馬に對して冒せしなり、

市場

古へ大原庄内の市場にして、物品交換又は賣買を行ふにより、地名起れり、市場は各庄郷に於て一所、或は二所設けられしが如きも、本郡内、村名となりて存するものは他になし、但し其村内に於て市場たりし小區域の小字に存するもの少なからず、箕浦市場は最も著名なり、柏原に市場町あり、榎木に東市場、西市場等存す、古へ市場の貿易は午時に集り、日没前に擊鼓三度にして散す、定日の市場なり、

本市場

古へは本庄中村、市場中村の二村なりしを、明治七年合併し、本庄中村の本の字と市場中村の市場の二字とを組合せ、本市場と稱せり、市場中村の枝郷に、かまへと稱するあり、大原氏邸宅の構ありしにより、其名出づ、

天満

古へ林、本庄、油里の三小村を總稱して本庄と稱せしが、明治七年今の名に改む、本庄は

領主の本庄にして、新庄に對する名義なりといふ、大原氏の本庄なりしより村名起れるなり、西黒田村に大字本庄あり、村名の由來同一なり、古き由緒ある本庄の村名は無意味なる天満と改められたり、

池下

三島池の下方に家居するにより、池下村と稱す、嘉吉元年四月の興福寺官務牒疏に坂田郡池下郷と見ゆ、

産所

古へは算所と記せしを、後今の字に改むと、寛永九年卯月十三日の野一色記録に、算所是はまゝいゝいんやう曆作有と見ゆ、又産所といふ説には古へ大原氏の産室ありし地なるにより、其名起れりと、

志賀谷

古へ志賀江と記せり、傳説に土地志賀の入江に似たるより、其名起れりといふ、枝郷に持野、西野、松ヶ鼻等あり、持野は一に加勢野と記し、古へ戦争の在りし時、援軍の陣地なりしより、加勢野と稱したりといふ、一に鹿錢野とも記せりと、

北方

古へは日盡郷ひつきのと稱へたり、後今の名に改む、枝郷に年吉中野としなありしが、明治八年中野を大鹿に併せたり、

菅江

古へは陶江と記し、後に蕪江又は菅江等の文字を用ひたりしが、終に今の字を用ゆ、古名陶江の陶の一字是なるべきか、

山室

三方山を遶らし室の如き土地なるより、村名起れりと、無年九月五日(應永年間)の段錢賦課の文書に山室保と見ゆ、

大鹿

大鹿は古へ大賀と稱せしに、後に今の文字に改まれりといふ、枝郷に中野あり、姓氏録に大鹿首おほかぞのあり、其氏人の領地に因由して、其名出でしにあらざるか、

堂谷

雲林山極樂寺の堂塔ありしにより、其名起れりといふ、端の郷、西の宮等小區域の稱あり、天正元年六月の本家株改の文書に二十四家牛馬十七匹と見ゆ(上巻古文参照)

本郷

一に本江の字を用ひ、本郷正字なるべし、黒田氏の本郷より其名起りしなり、一説に古へ本松村と稱せりと、又平松村ともいふ、

長岡

長岡は古き名にして、倭名類聚鈔には坂田郡九郷の一にして、大なる郷名なりしが、後に村名となり、自治制實施の後は大字となれり、

西山

村名の起源分明ならず、淡海名跡誌に西往來村と稱せし由を記す、

萬願寺

古へは滿願寺と記せしを、明治以後今の字に改む、京極高敷の菩提寺滿願寺ありしより其名起る、其寺亡びて村名となる、

一色

一色の村名其起源分明ならざれども、諸國の一色と稱する村多く、古の石城いしきの轉字にして、石城は石城作りの畧なりと見ゆ、本郡の一色或は此類にあらざるか、

醒井

日本武尊膽吹登山の時御發熱を醒し給ひしといふ、清泉あるによりて醒井の名起れり

りと傳ふ、南端を古醒井と稱す、醒井村の創始は此所なりと傳ふ、攝政良基の「小島のくちすさみに」

いはほよりわき出る水の流いときようすみて、まことにしらぬ所とみゆ、こゝはこさめがゐなるべし云々、

枝折

古へ平内村と稱し、中仙道に沿ひて家居せしが、後今の所に移住せりと、枝折の名は乘の意にして、山に分け入る路にて木の枝を折りかけ置きて、歸るさ又は再び來ん時の導とするの義なり、昔一人の武士平内村に來りて、暫く潜居せんとせしに、四方治よしかなる者ありて、武士を山中に潜ましめ、山出の時の乘に木の枝を折りて道しるべとせしが、武士は之を喜びて、

賤が男の情は深き谷間にも手折枝折は我がためぞかし
と詠せしにより、村名起れりといふ、又一説に信濃の姥捨山の古事と同じ説を附會されて存す、

下丹生

丹生は古き地名にして、倭名類聚鈔坂田郡九郷の一に上丹郷かみつたごあり、本郡南部の大郷の

名なりしが、今僅に醒井村の大字名となりて存す、本郡上古の貴族息長氏の丹生の地を領せし家を、息長丹生真人と稱せし程なれば、著名の地名なりしなり、下丹生は上丹生に對して冒せし名なり、小名に朝倉、坂口、松尾、江龍等あり、

上丹生

其村名の起源は下丹生と同じ、唯下丹生に對して上の字を冒せるなり、天平十九年十二月の坂田郡司の解文に上丹郷見（上卷古文 書参照）又明治維新以前は松尾寺村あり、松尾寺の寺に因みし名なり、

樽ヶ畑

古へは樽ヶ畑と稱せしを、貞觀年間惟喬親王御幽棲の時より、今の名に改めたりと云ふ、

能登瀨

萬葉集に能登瀨河の詠見ゆ、古き地名なり、一に青木の里と稱す、青木は、あふきにして、仰の意なること、神社志、山津照神社の條に詳記せり、枝郷に山出と稱するあり、

多和田

村名の起因詳ならざれども、多和田とは萬葉集に見ゆべき様の名にて古き地名なる

べし、

日光寺

天台宗の巨利、日光寺ありしにより、其名出づ、江北記に永正二年の冬、京極高清と京極材宗とが和睦をなせし時、箕浦日光寺に於て御參會なりと見えたるは此寺なり、此名利も今は僅かに、一小堂に過ぎず、村名は寺に因りて生ず、一に尾鼻とも稱したり、

箕浦

箕浦は鎌倉時代より特に著名となりし地にして、將軍の上洛下向等に箕浦泊り、或は晝箕浦等、吾妻鑑に見ゆ、上古の息長庄は終に箕浦庄と變せり、蓋し其名の起源に就きては、柏木源氏山本義定の裔、箕浦冠者義明此地を領し、依て箕浦の名出づと傳ふれども、之も新庄氏の新庄と同じく、山本義明が箕浦庄を領して箕浦氏と稱せしにて、轉倒の説なるは明なり、保元物語には箕浦と記せり、始めは水の浦、或は見の浦にて、湖水によりて起りし地なるべし、

岩脇

有名なる岩屋善光寺と稱する巨岩に佛像の彫刻せられ、滿山岩より成る畔に家居せ

しにより村名起る、

西圓寺

古へ巨利西圓寺の所在にして、寺名村名となる、

寺倉

奈良朝の時代に本郡内に大寺の領地多かりし事、上卷第三編に詳記せり、當時庄倉を置き、領地收納の米穀を藏す、寺倉の名因て起る、

牛打

古へは落合村と稱せり、蓋し息長川と丹生川との落合にありし村なるによる、建長の頃、うしといふ悪女ありて、牛割の刑に處せられしにより、村名起れりといふは俗説ならん、

樋口

其村の傳説によれば、樋口氏此地を領し、依て村名を生せしといふ、現在の樋口は中仙道に沿へども、中仙道より西に元樋口と稱する所古への樋口なりき、

三吉

三吉は明治十四年樽水、門根、久禮の三村を合併して稱せし村名にして、三村の三と吉

慶の意による吉の字とを用ひしにて、何等由緒によりし名稱に非ず、樽水は一に垂水又足水の字を用ひたり、近江輿地志畧に、垂水村今樽水に作る者非也、門根村の東にあり、古昔京より齋宮の下らせ玉ふに此地に頓宮ありと見えたり、延喜式に、齋宮式日、凡頓宮者近江國國府甲賀垂水云々と記するは、此垂水にあらず、甲賀郡の垂水(宮といふ)なるを誤りしものなり、頓宮は伊勢神宮の齋主の行在に因める名なり、京師より伊勢に到る沿道ならざる可からず、輿地志畧の編者は偶、垂水の村名に因りて誤解せしならん、門根は古へ門松村と稱せりといふ、之れ松尾寺の門を此地に建て門松を飾りしに因めり、久禮は一に搏の意なりといへども如何にや、
八木澤と稱する一部落あり、古へは八竈と稱したり、八戸の部落なりしより其名出づといふ、

西坂

松尾寺は山上にあり、東坂を下松尾と稱し、西坂なるにより村名出づといふ、此村古へは三坂と稱せり、此村に至るには三方よりの道ありて、何れも坂路なるにより、其名出づといふ、

番場

番場は古名上番場、下番場、蓮華寺村の三村を合併せし名稱にして、明治八年合稱す、番場は一に馬場とも見ゆ、有名なる蓮華寺過去帳にも馬場宿と記さる、番場の文字は古へ磨針嶺に關所を設けられし時、番士の營所なりしより其名出づといふ、馬場の字につきては古への所傳を聞かず、徳川時代には番場を馬宿と稱せし事、古記録に散見す、上番場は元番場又は西番場とも稱し、古き村居なり、下番場は寛永年中運輸の便宜により新に移居せし驛次なり、蓮華寺村は蓮華寺總門内に居住せしにより其名起れるなり、

鳥居本

古へ大鳥居ありしにより其村名出づといふ、淡海落穂草に、此所を鳥居本と云は、此邊に大きな鳥居有しより起るといふ、此邊の氏神といふは往古は今の馬場村にあり、八幡宮にて此神の鳥居を村名に附るといふ、又一説には同郡法勝寺の郷顔戸村日撫大明神社の鳥居より起るといふと見ゆ、又一説に多賀神社の鳥居ありしなりとも云ふ、山田神社(古名八幡宮)は此地の大社なれば其説是なるか、何れにしても神の鳥居より起りし村名なり、古へは鳥居本村なりしも、井伊氏彦根に封せらるゝに及び、頻りに發展して鳥居本宿となり、古への小野宿の全勢を奪へり、

宮田

宮田は明治初年に馬場村、物生山村、西山村の三村を合して稱せし村名にして、山田神社の神地多き土地なるに因み、其名を稱せり、

莊嚴寺

奈良朝の時代に全盛なりし靈仙寺の七別院の一莊嚴寺の所在なりしが、其寺亡びて寺名村名に存するなり、

笹尾

笹尾寺と稱する古刹ありしに因みし村名なりといふ、

原

古へ上宮太子弓削守屋と此所に戦ひし時、厩を建て給ひし地なるを以て、厩ヶ原と稱せしも、後世は單に原村と稱すといふ、

按ずるに厩ヶ原を太子に附會せしは後世の事なるべし、うまやは驛馬又驛舎と書し、延喜式定むる所の驛舎の所在地によりて起りしなり、原村は古への鳥籠驛の附近に當れば、所謂驛馬の原なるべし、

下矢倉

下矢倉は上矢倉に對して上下と別けしも、矢倉の名は此地東山、北國兩道の分岐點にして、古へ兵備の要地として矢倉の設けられしにより、村名の起因となれり、上矢倉は明治初年鳥居本に合せり、

古西法寺

古へ西法寺と稱する寺院ありしにより其名村名に存す、後世西法寺村住民の一部東内町(鳥居本に合併)に移りて、西法寺と稱するに當り、古へよりの西法寺村に古の字を冒して、古西法寺村と稱す、石田三成佐和山城に在りし時、古西法寺を西内町、西法寺を東内町と稱し、商家の居邸たりといふ、

佛生寺

莊嚴寺と同じく靈仙寺七別院の一にして、佛性寺と稱する古刹の所在なりしに因みて村名生ず、興福寺官務牒疏には佛性寺と記す、

男鬼

莊嚴寺佛性寺と同じく、靈山寺七別院の一なる男鬼寺と稱する古刹の所在なりしが、其寺亡びて寺名村名となりて存するなり、

小野

小野は鎌倉時代に熾なりし宿驛にして、其名諸書に見ゆ、其名の起源は詳ならざれども、古き名なるべし、定家卿の百人一首に「淺茅生の小野のしの原しのふれど」と詠せられし小野は此所なり、一説に小野小町の出生地と傳ふ、

武奈、善谷、中山、甲田等の村名につきては其起源分明ならず、

梅ヶ原

梅ヶ原は梅林なりしによりて其名出づ、元暦元年の注進風土記の中に梅ヶ原(坂田郡)と見ゆ、之れ和銅の古風土記に名所として見えしに因るならん、古へは僅かに七戸の村なりきといふ、藤原俊成卿の歌に、

春の日の光りはきはもなけれどもまづ咲き初むる梅原の山

とあり、其他古人の此地の詠少からず(第十四編參照)

米原

米原は古へ迷原又前原等と記せしと傳ふ、その迷原の傳説につきては、一帶の地蘆荻叢生の荒原にして、行人道を迷ひしにより其名ありといふ、奈良朝の古へに土地條里の制を布かれ、富永十六、七、八條等の名ありて、田區整然たりし土地に、行人道に迷ふ如きは後人の附會なるべし、田區整然美稻豐熟して所謂米原なりしこそ地名の起源なり

るべきか、但し米原開港以前は南米原、北米原と稱し、二區の小團居にて、戸數二十に滿たざりしに、慶長年間朝妻港に代りて港を開きし後、頓に繁盛の街となり、明治二十二年東海道線は此地に通じて北陸線との分岐點となり、戸數頓に増加し、官署又薨を並べ、古への小米原は今家屋櫛比し、殷盛なる小都市を爲すに至る、

上多良

多良の名義の起源分明ならず、多良三郷と稱し、三區に分つ、上多良は最も北にあり、正應四年の古圖に上多良の北に北多良村ありしを記す、鎌倉時代に既に有名なりし天の川の多良梁は此地にあり、

中多良

一に多良中村と稱し、又隅田村と稱せり、

下多良

一に多良濱村と稱す、湖涯に在るを以てなり、又古へ竹林村とも稱せり、

朝妻筑摩

朝妻村、筑摩村の二村なりしを、明治七年合併して朝妻筑摩と稱す、朝妻は倭名類聚鈔坂田郡九郷の一に朝妻郷と見ゆる古き地名(中巻第二章參照)にして、殊に上古より湖東第

一の要港たる朝妻港の所在として繁昌の土地なりしが、天正年間長濱港、慶長年間米原港の開けし後、寂寞たる湖村となりたり、筑摩も古き地名にして、萬葉集には都久麻左奴加多と見え、延喜式には筑摩御厨と記され、有名なる大膳職の御厨地たりしなり、朝妻と筑摩との中間に中島村と稱する一團居あり、又正應四年の古圖に筑摩西村ありし事を記す、

尙江村の傳説

古へ筑摩の西北に當り尙江と稱する大村ありしが、中古大地震の時其地陥落して湖中に沈めりと傳ふ、風浪なき日湖底を瞰視すれば、井戸の趾等を見るといふ、

磯

此村名は湖涯の磯なるによりて其名出でたるならん、萬葉集には磯前の詠見ゆ(中巻第三章參照)磯崎神社の所在地として有名なり、

世繼

古へは四木の字を用ひたり、四木の大神湖涯に登へしに因りて其名ありといふ、世繼の大綱として七十尋の大綱を此湖村に許され、その大綱三十張を有せしと傳ふ、

飯

飯村の名起源分明ならず、一説に飯豊青皇女に縁故ありて其片字村名となれりといふ、伊村又井村等とも書せり、

宇賀野

宇賀魂の神を祀りし土地なるを以て其名出でしといふ、村を三大別して、東宇賀野、西宇賀野、葦荊と稱す、

長澤

村名の起源分明ならず、一説に長澤氏の所領となりて其名を得たりと稱すれど如何にや、戦國時代には長澤の構、又長澤關等のこと古文書に見ゆ(上巻室町時代)

顔戸

顔戸の用字其起源分明ならず、顔戸をがうどと訓するはほどうと音相通するに依る、此地式内日撫神社の鎮座地なれば、神戸くまがたの轉字顔戸と稱せしにあらざるか、高溝、舟崎の地名の起源分明ならず、

加田

加田は加納と同じく藤原氏全盛の時代に伊勢神宮の御厨地を諸國に増加せし時、神領に加へられし地なるによりて、其名起りしならん、されば加田は即ち神田なり、神風

抄に坂田御厨と見ゆるは此土地なるべし、然れども中古三條家の領地となりし事、康正二年内裏造營の時段錢賦課によりて證さる(中巻第七篇 第四章參照)

加田今

加田に今の一字を添ふるは、後に移住せしによりて其名起りしか、其起源詳ならず、

藪原

元は布施村、小一條村の二村なりしを、明治八年合併して藪原村と稱す、布施は其地の傳説によれば、息長家の裔なる布勢公の名に因みし村名なりといふ事、上古に屬して徴證を欠く、東大寺三綱紀(上巻古文書一)に坂田郡一處、箕浦布施郷と見ゆるは此村にあらん、古刹布施寺は此村に在り、元龜三年十一月二十日、脇坂左介秀勝より嶋四郎左衛門尉宛てたる文書(上巻室町時代)に、田那邊式部丞之遺跡、并に布施奥の坊跡、家來可被懸御意之旨云々と見え、布施寺の退轉して寺士の猶存在せしを知るべし、近江輿地志畧に古への河川の渡し場に設けられし布施屋の古事を引きて記せども、之は誤りにて、天の川の如き小河にかゝる設備の要なし、殊に天の川より道遠き此布施村に布施屋あるべき筈なし、小一條は古代の條里制の遺名によりて十一條に相當せしより其名出でしか、

名越

名超は古へ名超なりしを、越の字に改めたりといふ、其起原は名超童子の名超寺を此地に建てしに因めりど、

常喜

古へ常喜院と稱せし寺院あり、依て村名生せりといふ、康應元年六月十一日の青蓮院文書に、後鳥羽院御影堂領、近江國鳥羽上庄新庄常喜被所職事云々と見え（上巻古文書南朝時代参照）、新庄は其北隣なる本庄に對して稱せしものなり、

鳥羽上

鳥羽上とあるは其起原は後鳥羽院御影堂たりしに因みしか分明ならず、此地古へは安奈村（作奈）と稱したり、

本庄

本庄は本庄、川上の二區に分る、本庄は新庄に對する名稱なりし事は大原村の本庄の項に於て記したり、此本庄は常喜新庄に對して出でし莊園時代の名稱が後に村名となりしものなり、元來領家の本所とは意義異なれども、或る時代によりては混稱の事なきを保せず、

八條

奈良朝の時施行せられし土地條里の區劃に當てし、北の郡界より恰も八條目に相當するにより八條と稱し、以て村名となる、

田

其起原分明ならず、姓氏錄に田村村主あり、其領する地なるによりて地名起りしにあらざるか、

寺田

古へ大寺の寺領たりしにより村名出づ、一説に鞍作止利が創立せし南淵の坂田寺の所領なりといふ、

高橋

古へ日盡里と稱せしが、後高橋氏の所領となりて村名出づといふ、姓氏錄に高橋朝臣、高橋村主等見ゆ、それ等の因由に非ざるか、

下坂濱

下坂郷の湖涯にあるより、下坂濱の名出づ、一に濱村と畧稱す、又下立濱と稱せし事もあり、

下坂中

下坂郷の中村なるによりて其名出づ、一に中村と畧稱す、下坂は下坂田の畧にして、下坂郷は倭名鈔坂田郡九郷の一に列す、蓋し古名なり、

大戌亥

古へ乾の字を用ひしが、井伊氏の領となりし後、神照村の乾と混同するを以て大戌亥と改む、

大辰巳

古へは高鍋と稱せしを、天正年間巽の方位にある地に移住し、辰巳と改め、後更に大辰巳と改む、

勝

村名の原義詳ならず、姓氏録に勝首ちかあり、又續日本紀に、延暦四年十二月辛未、近江國人從七位下勝首益麻呂起去二月迄十月、所進役夫惣二萬六千餘人、以私糧給之、以勞授外從五位下、而讓其父眞公有勅許之とあり、之は桓武天皇の長岡遷都に人夫を進せし功を以て位を授かりしを、益麻呂は其授けられし位を父に譲り與へられん事を請ひしに、勅ありて之を許されたるなり、勝村が此勝氏の本居により村名となりしや否やは

室

詳ならざれども、其村名を按ずれば、設令本居に非ざるも、其族人の分領地なるべし、勝は姓氏録考證に、加知と訓ず、此村今は、カツ村と呼べども、天正元年の下坂氏の作職帳には悉く、カチ村と記さる(上巻古文書第六篇參照)故伯爵勝安房氏の先は此村より出でたり、寛政重修諸家譜勝氏の條に、其先は近江國坂田郡勝村より出づと見ゆ、其裔と稱する者二戸あり、勝伯生前には祖先生出の地として屢、音問を送られたり、

其起原詳ならず、

永久寺

古へ永久寺と稱する寺院ありしに、其寺名村名となりて傳はる、又金生寺と稱する一團あり、これ金生寺の寺名の存して村名となりしものなり、

四ツ塚

古へ四箇の大なる古塚ありし故に、村名を生せりといふ、

平方

平方は一に平潟と記し、其名古し、釋日本紀に、平形也古近江之名所也と見え、日本紀繼體天皇の條に、近江毛野の妻の歌に、比羅野歌云々と見ゆ(中巻上古參照)平方は平潟にし

て湖畔一帯の平野を意味して、所謂平湯なり、其名は一小區域にわらず、平安朝の時代より延暦寺の所領となりしが、當時の平方庄なる區域は、今淺井郡となりし細江庄をも、平方庄の内に置めたること、嘉祿元年五月の慈鎮和尚御契狀案（上巻古文書）に、日吉新御塔付細江庄平方と見え、建長二年正月の西山宮御契狀案にも同文見ゆ、而して貞應元年六月の青蓮院文書に、平方庄の延暦寺に納むる貢租を一千八十石と記す、其庄の廣域なる知るべきなり、されば平方庄は今の六莊村より長濱町、神照村を経て、淺井郡の大郷村にまで亘りし湖畔の總名なりしを知るべし、其名今僅かに大字名に存す、大字平方の内に地福寺と稱する一團あり、其名古への寺名より出づと云ふ、

南高田

明治維新以前は南高田、北高田と分稱せしに、北高田は長濱町に合して高田町となれり、村名の起源詳ならず、姓氏錄に高田たか首あり、日本紀文武天皇の條に、大寶三年七月壬子、贈正六位上高田首新家從五位上、遣使吊賻以壬申年功也、七月乙巳、贈從五位上高田首新家功封四十戶、四分之一傳子无位首名と見ゆ、此氏族の領地によりて其名出でしか、

八幡東

古へは單に東村と稱せしが、八幡庄の東八幡神社の東なるを以て、八幡東と稱するに至れり、

小堀

小堀は古保利にて、古への古保利乃美夜介の片名、小堀の字に變化して残れるならんとは、中卷第二篇第三章に詳記したり、古保利乃美夜介は即ち郡司廳の所在地なり、後世坂田庄或は古里庄と稱するは郡家の所在地の遺名なり、即ち現在南郷里村北郷里村の名稱の起源なり、

宮司

明治七年宮川村と下司村との二村を合し、兩村の一字づゝを取りて、宮司村の名を附す、宮川村は神社に因みて其名出づ、元祿以後堀田侯陣屋を此地に定めて、一萬三千石の治所とし、依て宮川陣屋の名著はる、下司村は始めは庄園の下司職或は總持寺の下司職より出でし名にして、下司職在住の爲に終に村名となりしなるべし、庄園の下司職とすれば、坂田庄の下つか司なるべく、殊に此地が古保利乃美夜介たりし小堀村と相接するは懐古の情に堪へざらしむ、下司職と公文職は何れの莊園にも置かれたり、文明三年六月十八日の垣見文書（上巻古文書室）は坂田庄の公文職を延暦寺より命せし

ものなり、下司職公文職は政廳のみならず、大社大寺にも置かれたり、其は他の證を引くに及ばず、幸に總持寺所藏の長享三年卯月十日の文書に、下司職の署名袖判と公文職の署名と裏判ある適證あり、空文上卷室町時代の古文書號外の五に抄出せり、該文書は田二段を小堀直次より總持寺へ賣渡したる證券なるが、買受けし總持寺の下司職たりし妙嚴は、該證に袖判をなして受附を證し、公文職たりし榮道も亦裏書をなして買受を承認せしものなり、下司村の名が坂田庄の下司より出でしか、總持寺の下司より出でしかは詳ならざれども、其村名は正しく下司職より出でしは之に鐵案を下すべし、

大東

村名の起源分明ならず、

今川

今川の名起源分明ならず、されど讀で字の如く、中古地變の爲に新しき川にても生ぜしによりて其名起りしに非ざるか、

何れの頃なりしか時代は分明ならざれども、姉川の分流、東上坂より南に流れ、春近の東を経て今川の東南に通じ、大東の南なる埋葬地附近より永久寺、金生寺に流れ、

下坂中村と大成亥との中間を湖に通せしとて、其流脈の地形今に存する所少からず、殊に永久寺にては徳川時代の中頃まで其地荒蕪に委せられ、永久寺川原と稱せし由を傳ふ、同地の附近にては當年の川脈の地形最も明瞭に存するを見る、此説にして信なりせば、今川の村名稍解すべきなり、

七條

八條と同じく古へ土地條里の遺名にして、北の郡界より七條目に相當する土地に村居せしにより、其村名を生せり、

南小足

一に小葦と記す、其起源詳ならず、一説に小葦氏の領地となりて其名出でたりと、南小足と稱するは北小足に對する名なり、北小足は今大字新榮となれり、

新榮

古へは北小足村、北田附村の二村なりしを、明治十二年六月合併して、新榮村と改稱せり、

南田附

田附の村名其源由詳ならず、應仁二年三月の總持寺文書に田付四郎左衛門尉信景あり、

り、此村の住士なり、南田附と稱するは北田附に對する名稱なり、西辻さいつじと稱する一團居あり、

加納

加納は藤原氏の全盛時代に伊勢神宮の御厨地に加へ納められし土地なり、依て加納と稱す(中卷第七篇第二章參照)

榎木

起源詳ならず、一説に古へ榎の大樹ありしにより其名出づといふ、永享三年十月、足利義教の下知狀に榎木庄と見ゆ(上卷古文書室町時代參照)

石田

其起源詳ならず、一説に京極氏の臣石田氏此地を領せしより其名出づと、中古聖護院御門跡領となること、康正二年造内裏段錢國役並引付に見ゆ(中卷第七篇第四章參照)

小屋

小屋の名は戰國時代に土民の避難地の名稱なり、小屋又小屋場と稱す、本郡にても村木に小屋場あり、大鹿に小屋山あり、藤川に攻め小屋等の地名存す、小屋村も其類ならん、

堀部

佐々木氏の族堀部氏此地を領し依て村名起ると傳ふ、案ずるに部は上古部曲時代の名稱の遺稱なるべし、

春近

村名の起源詳ならず、古への開墾者の名田より村名起りしに非ざるか、一説に上古は春遠村と稱せしを、後に春近村と改めたりと、

保多

保多は古へ保田と稱せしを、享保十八九年の頃今の字に改めたり、之れ神照村に大字保田ほしたありて混同を避けしなり、古の保の遺名なるべし、元應元年日吉社領注進狀に坂田保と見ゆ(中卷第五篇第十一章參照)

垣籠

垣籠の由來は神社志並に古墳墓志に詳記したれば、之に畧す、一區の淨地を垣にて繞らしたるに因みしならん、

東上坂

上坂は上坂田の畧なり、下坂田に對して上坂田生ず、何れも古き地名なり、倭名類聚鈔

に上坂郷見ゆ、元來坂田の名を冒したれば、上古は其區域廣かりしならん、其郷名は今
大字名に存し、更に分ちて東上坂、西上坂と別稱す、

西上坂

其起源東上坂に同じ、西は東に對して稱せし小別名なり、

千草

起源詳ならず千種の意にあらざるか、

口分田

古へ班田の法の行はれし時の遺名村名に存するなり、大寶令の田令に「凡給口分田者
男二段、女減三分一、五年以下不給、其地有寛狭者從郷土法」とあり、

山階

明治六年戊亥村と辰巳村とを合して一村とし、山階村と改稱す、蓋し古への庄名に採
りしなり、上坂文書に山階庄見ゆ(上巻古文書室 町時代参照)又文龜三年卯月十六日の總持寺文書
に山階加地子云々と見ゆ、此地の舊名なり、

川崎

名源分明ならず、

保田

古へ保田ほでんの遺名村名となりしにて、北郷里村の保多と其理由同じかるべし、元應元年
日吉社領注進狀に「坂田保八箇度御戸開内陳御供料所號御祈禱所」と見ゆ、所謂坂田保
は村名の起源ならん、

國友

其起源詳ならず、按ずるに古へ土地開墾者の名田の村名となりしにあらざるか、一説
に天平神護元年百濟學頭國友此地に封せられしに因めりと傳ふ、興福寺官務牒疏に
國友郷と見ゆ、元龜元年八月の下坂文書に國友上下郷と見え、同年九月五日の下坂文
書に國友下郷見ゆ、天文以後國友鐵砲の名聲宇内に鳴り、其村名高し、

下之郷

上の郷に對して其村名出でたり、元と安福寺、下の郷、猪の尻の三村なりしを併合して
下の郷と稱す、

中澤

西隣に小澤あり、之に對して其名出でたるならん、

小澤

中澤に對して出たる名ならん、大澤村もあるべきに今其名なし、

今

起源詳ならず、一説に今村氏此地を領して其名出づといふ、加田に今村あり、加田今村といふ、此村國友の隣にあり、土俗呼で國友今村といふ、

橋本

起源詳ならず、

列見

古へ朝廷に行はれし列見の式田たりしが、村名となりしものなり(中卷第三篇第一章参照)

祇園

古へ祇園社領となりて其名出づ、氏神八坂神社鎮座するは其徴證なり、中古正親町宰相中將家の領地となる、康正二年の造内裏段錢並引付に江州坂田郡内祇園保、段錢正親町宰相中將家と見ゆ、此村古へは數町の西にありしが、土地次第に湖に陥落せしにより、中古今の所に移轉せり、

西濱村の傳説

古へ湖涯に西濱村と稱する一村ありしが、地震の時其地陥落せしより、村民所々に移

住せり、今長濱町に西濱の姓を冒す家は其村より移りし家なりといふ、

相撲

古へ朝廷の相撲の式田たりしより其名出づ(中卷第三篇第一章参照)

森

起源分明ならず、

八幡中山

古へ北野村と稱せしが、京極氏の臣中山氏此地を領し、依て中山の稱出で、八幡庄なるを以て八幡中山と稱す、

南方

古へは東村西村と別稱せしを、明治七年併合して南方村と改稱す、

新庄寺

福永新庄と神照寺との名に因みて其名出づ、

新庄中

新庄七村の中間に位し、依て中村と稱し、終に今の名となる、

新庄馬場

新庄七村の一にして、馬場村と稱せしを、終に今の名に改む、祭日に競馬を行ひし地名によりて其名起れりと傳ふ、江北記に大永三年京極氏が黨派を立て、同族相争ひし時、神照寺に在住の事見ゆれば、祭典の競馬のみにもあらざる可し、

十里

古へ土地條里の制度行はれし時、龍ヶ鼻の起點より十里(一里は六町)目に相當するにより村名出づ(中卷第三篇第二章參照)

長濱

古へ今濱なりしに、天正二年羽柴秀吉古城を修築し、江北の政所となせし時、武運長久を祝し、長濱と改む、當時竹中重治は

君が代も我が世も共に長濱の眞砂の敷の盡きやらぬまで

と詠せし事豊鑑に見ゆ、古へ宮村、北高田村、瀬田村、三ツ屋村等も町家の發展につれ、長濱町に併合せられ、宮村は宮町、北高田村は高田町、瀬田村は瀬田町、三ツ屋村は三ツ矢町と稱するに至れり、又伊部町は秀吉長濱移城の時、小谷の町家を移轉したる伊部町にして、郡上町も又同じ、神前町は縣社八幡神社の前なるを以て其名出で、御堂前町は大谷派の別院大通寺の前なるを以て名づく、大手町は長濱城の大手通りに因み、北船

町、南船町、榮船町、船山町等は港口によりて其名出で、北にあるを北船といひ、南に在るを南船とせり、魚屋町、呉服町等は古への營業者に因みし名なるべし、相生町は古へは知善院町といひし所なり、其他北門前町、米川町、錦町、片町、南片町、神戸町、祝町、横町、西本町、東本町、八幡町、永保町、田町等あり、

第四章 面積

第一節 有租地 (其一)

明治四十三年十二月三十一日現在

町村名	田		畑		郡村宅地		市街宅地	
	反別	地價	反別	地價	反別	地價	反別	地價
柏原村	三、一、五、四、一、八	一、五〇、三、五、三、〇、〇	一、一、五、四、一、八	三、一、五、四、一、八	三、一、五、四、一、八	一、〇、一、六、四、四、〇		
春照村	三、一、八、四、〇、一	一、〇、九、六、〇、五、〇、〇	三、一、八、四、〇、一	三、一、八、四、〇、一	三、一、八、四、〇、一	一、〇、一、六、四、四、〇		
伊吹村	九、五、一、〇、〇	三、五、八、四、四、九、〇	九、五、一、〇、〇	九、五、一、〇、〇	九、五、一、〇、〇	七、二、三、七、九、八、〇		
大原村	四、六、〇、〇、〇、〇	三、三、三、三、三、三、〇	四、六、〇、〇、〇、〇	四、六、〇、〇、〇、〇	四、六、〇、〇、〇、〇	七、二、三、七、九、八、〇		
東黒田村	四、六、七、七、三	一、〇、〇、〇、〇、〇、〇	四、六、七、七、三	四、六、七、七、三	四、六、七、七、三	七、二、三、七、九、八、〇		
醒井村	八、八、三、三、三	一、〇、〇、〇、〇、〇、〇	八、八、三、三、三	八、八、三、三、三	八、八、三、三、三	七、二、三、七、九、八、〇		
息郷村	一、六、九、五、一、七	七、九、五、一、七、〇、〇	一、六、九、五、一、七	一、六、九、五、一、七	一、六、九、五、一、七	八、五、一、七、〇、〇、〇		

町村名	池沼		山林		原野		雜種地		合別地價	
	反別地價	別地價	反別地價	別地價	反別地價	別地價	反別地價	別地價	反別地價	別地價
鳥居本村	25,120	1,120	1,120	8,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
入江村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
法性寺村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
神田村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
息長村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
日撫村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
西黑田村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
六莊村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
南郷里村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
北郷里村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
神照村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
長濱町	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
計	5,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
明治四十二年	5,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
明治四十一年	5,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120

有租地 (其二)

町村名	池沼		山林		原野		雜種地		合別地價	
	反別地價	別地價	反別地價	別地價	反別地價	別地價	反別地價	別地價	反別地價	別地價
柏原村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
春照村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
伊吹村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
大原村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
東黑田村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
醒井村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
息郷村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
鳥居本村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
入江村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
法性寺村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
神田村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
息長村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
日撫村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
西黑田村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
六莊村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
南郷里村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
北郷里村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
神照村	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
長濱町	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
計	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120

町村名	道路		保安林		公用地		郡役所役場敷地		警察署敷地		講事堂敷地		隔離納舍敷地		合計	
	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數
柏原村																
春原村																
伊吹村																
大原村																
東原村																
醒井村																
息郷村																
鳥居村																
入江村																
法性寺村																
神田村																
合計																

免租地 (其二)

町村名	道路		保安林		公用地		郡役所役場敷地		警察署敷地		講事堂敷地		隔離納舍敷地		合計	
	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數
六郷村																
南郷里村																
北郷里村																
神照村																
長濱町																
合計																

町村名	學校敷地		鄉村社地		墳墓地		火葬場敷地		濫用水路		溜池		井溝	
	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數
柏原村														
春原村														
伊吹村														
大原村														
東原村														
醒井村														
息郷村														
鳥居村														
入江村														
法性寺村														
神田村														
日長村														
西黑田村														
合計														

第二節 免租地 (其一)

明治四十三年十二月三十一日現在

合計	明治四十一年		明治四十二年	
	反別筆數	筆數	反別筆數	筆數
合計				
學校敷地				
鄉村社地				
墳墓地				
火葬場敷地				
濫用水路				
溜池				
井溝				

第五章 道路志

等	級	街道名	里程	起	點	主要經過地	終	點	備	考
同	縣稅支辨里道	朝鮮人街道	二	島居本村古西	法寺犬上郡界		島居本村島居本第	七號國道	中山道の別界線にして、西側野原より分岐し、八幡宮前を經て島居本にて中山道に合す	
同	同	柏原停車場道	〇	柏原停車場			柏原村柏原第七號	國道		
同	同	長岡停車場道	三	柏原村大野木	第十八號國道		長岡停車場			
同	同	米原停車場道	〇	入江村米原北	國街道		米原停車場			
同	同	醒井停車場道	二	醒井村上丹生	元標		醒井停車場			
同	同	長濱停車場道	〇	長濱町西本北	長濱町		長濱停車場			
同	同	米原港道	〇	長濱町北船北	國街道		米原港			
同	同	長濱港道	〇	長濱町北船北	國街道		長濱港			
同	同	小田道	〇	大原村野一色	第十八號國道		大原村小田伊吹道			
同	同	柏原道	〇	春照村春照元	北國脇往還		柏原村柏原第七號	國道		
同	同	長岡道	〇	東黒田村長岡	黒田道		大原村池下山東街	道		
同	同	山東街道	一	醒井村醒井第	七號國道		大原村市場市道			

第三篇 土地志

明治四十二年	計	長濱町	神照村	北郷里村	南郷里村	六郷里村	西黒田村	日撫村	息長村
一二七	一三三	一〇五							
四二四七九、一六一六五九七	四二四七八、八三二六五九七	三							五九〇〇
五二二五	五八一四	一九一〇							
四八〇〇	四八〇〇	四一六							
二七	二七一	一							
九〇二	九〇二								
八	五								
三三〇四	三三〇四	三三〇四							
五、一三三三〇	五、一三三三〇	一〇一六							
二五二、五六七、七五〇九	二五二、五六七、七五〇九	六、八九一八							
二六八四	二六八四	二二							

東京より神戶港に至る別路線
東京より福井に至る路線
木之本に至り第十八號國道に
達す
美濃國と長濱縣との連絡路線

同 同

常喜道	樋口道	横山街道	横畑道	磯道	世繼道	松原道	北多賀道	息長街道	米原警察分署道	米原道	千石道	黒田道	春照道	大清水道
三三	一一五	一一六	一一二	一一九	一一三	〇七	〇二	二〇	〇二	三三	一一五	二二六	三三	一一〇
六莊村田北街	澤北國街道	法性寺村、長	南郷里村新榮	鳥居本村鳥居	鳥居本村鳥居	鳥居本村、原	鳥居本村原犬	法性寺飯北國	入江村米原米	原停車場道	七號國道	息長村番場第	米原道	六莊村高橋北
加田	新庄、能登瀬	八條、本莊	鳥居本村佛生寺	入江村磯犬上郡界	入江村米原北國街	鳥居本村原犬上郡	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號
			日撫村願戸山西街	息長村樋口第七號	息長村能登瀬樋口	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號	鳥居本村原第七號
			上阪道を經由し東淺井郡七尾村に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す	犬上郡彦根町に達す

同 同

十里街道	中澤道	千草道	龍ヶ鼻道	郷里道	森村道	春近道	御堂前道	農學校道	坂田郡役所道	八幡東道	平方道
二八	〇三	一一三	二〇〇	一一三	一九	二二	〇八	〇三	〇三	一一〇	一一三
長濱町錦長濱	神照村中澤殿	神照村今殿治	長濱町北船長	神照村八幡東	神照村新庄寺	長濱町南吳服	長濱町三ツ矢	北國街道	六莊村高田版	長濱町神戶龍	六莊村平方北
小澤	千草	山、加納	南方、口分田、	新庄馬場	堀部	祝	室、今川、加納	八幡東、平方	八幡、田	東木、片	神前、高田
神照村下之郷東淺	神照村中澤山西街	北郷里村西上阪龍	北郷里村東上阪第	北郷里村東上阪第	北郷里村東上阪第	北郷里村東上阪第	北郷里村東上阪第	北郷里村東上阪第	北郷里村東上阪第	北郷里村東上阪第	北郷里村東上阪第
東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十	東淺井郡小谷村二俣、伊香郡、北宮永村馬上立會處にて第十